

14.4-822



1200501208831

14.4

822



始



26. 7. 2

25917

322

# 柳澤統計研究所季報

## 春 夏 號

(號六十二第)

昭和四年七月刊行

### 目次

農業調査中耕地調査愈々本年九月一日實行せらるる 新生命表に表はれたる悲觀すべき日本人の壽命 研究及調査	二瓶 士子 治 三
各國の國際貸借	田 阪
華族調査に就て	中 政
本邦土木統計に就て	敦 秋
厄年には果して患者多きか	敦 秋
日本の統計	敦 秋
統計書解題	敦 秋
地方統計書總評(四)——綿織物年表——東京市學事 統計年報——東京市家計調査統計原表——浮浪者に 關する調査、兒童連行の乞食に關する調査——横 濱市統計書——青森市統計書	敦 秋
佛蘭西事情(其四)——高興遷——本研究記事——統計材料の供給——統 計展覽會出展——總裁の御大禮發刊——所員の御大禮地方賜發發刊 ——月次講演會——華族勸業調查統計表の獻納——事業報告——柳澤總 裁の東京市市會議長當選——内地運輸統計——大學及高等專門學校 統計教育有無調査——國際優生學會——柳澤總裁——華族統計調査——人 口動態統計——朝鮮統計圖表——總裁寄附金——所員の御大禮式場拜 觀——統計界消息——農業調査——各國自動車數——世界の人口——地方 統計界——受贈及購入圖書、定期刊行物	敦 秋
追 録	敦 秋
第十八回國際統計協會々議各種委員會 第十九回國際統計協會議明後年秋東京に於て開かるべし 華族會館に於ける午餐會	敦 秋
柳澤統計研究所第十四回報告	敦 秋

寄贈  
4.7.8.  
帝國圖書館

14.4-222

# 柳澤統計研究所季報

第二十六號

發行所寄贈本

農業調査中耕地調査愈々本年九月一日  
實行せらる

昭和三年七月十四日の中央統計委員會に於て決定せられたる昭和四・五兩年に互りて施行せらるべき農業調査要綱は同年八月刊行の本研究所季報夏季號(第二十四號)に掲載せしが、政府は農業調査中昭和四年に於て施行すべき耕地調査のみに要する經費(三三〇、〇〇〇圓を第五十六議會に提出して其の協賛を得猶大正十一年四月十九日法律第五十三號(統計資料實地調査ニ關スル法律)の改正案も兩院を通過し本年三月二十六日法律第一號の公布を見たり、  
 内閣に農業調査委員會を設置し四月九日には其の幹事會を、同日には第一回委員會を開き昨年七月中央統計委員會に於て決定せられたる農業調査要綱中耕地調査のみに關する大體の方針に僅少の修正を加へ之を具體化し、結局左の農業調査令(勅令案)及び農業調査施行規則(閣令案)を作成して之を中央統計委員會に諮問するに至れり



## 農業調査令 (勅令案)

(1)  
 第一條 農業調査ハ昭和四年度ニ於テハ耕地ニ付之ヲ行フ

第二條 前條ノ調査ハ農家ノ經營スル耕地ニ付昭和四年九月一日現在ニ依リ左ノ事項ヲ調査ス

一 地 番

二 種 類

三 面 積

四 經營農家世帯主ノ住所氏名

五 自作地小作地ノ別

學校、試驗場、組合、會社其ノ他法人又ハ團體ノ經營スル耕地ト離前項ニ準シテ調査ス

第三條 調査ハ耕地各筆ニ就キ之ヲ執行ス

第四條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ府縣内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第五條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第六條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長)ノ指揮監督ヲ承ケ市町村内ノ調査ノ

執行ヲ管掌ス

第七條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキ

ハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一市町村ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

第八條 調査ノ事務ノ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ府縣及府縣支廳ニ農業調査指導員ヲ置クコトヲ得

第九條 調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ農業調査員ヲ置ク

發行所 審判本

第十條 農業調査指導員及農業調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

農業調査指導員及農業調査員ハ名譽職トス

第十一條 農業調査指導員ハ府縣知事又ハ府縣支廳長ノ命ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス

第十二條 農業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル耕地ノ踏査實測、耕地票ノ作成其ノ他之ニ

伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十三條 農業調査員ハ調査事務執行ノ爲他人ノ土地ニ立入り測量其ノ他ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第十四條 農業調査員ハ第二條ノ事項ニ關シ必要アルトキハ農家又ハ學校、試驗場、組合、會社其ノ他法人若ハ團體

ニ就キ世帯主又ハ經營者若ハ管理者ニ報告其ノ他資料ノ供與ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 農業調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際佩用セシム

第十六條 府縣支廳長及市町村長ハ管内調査ノ結果ヲ取纏メ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府縣知事ニ(府縣支廳

長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ニ)府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ府縣ニ於ケル調査ノ結果ヲ

取纏メ之ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第十七條 本令中府縣支廳長、町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ市長、區長ニ之

ヲ適用シ府縣府縣知事トアルハ北海道廳北海道廳長官ヲ、府縣支廳府縣支廳長トアルハ北海道廳支廳北海道廳支廳

長ヲ町村町村長トアルハ之ニ準スヘキモノヲ包含ス

第十八條 府縣市町村ニ於テ調査ニ附帶シテ其ノ區域ノ全部又ハ一部ニ對シ必要ナル事項ヲ調査セムトスルトキハ其

ノ事項及方法ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クヘシ

農業調査施行規則 (閣令案)

第一條 市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第二條 府縣知事ハ管内ニ於ケル農業調査員ノ氏名ヲ告示スヘシ

第三條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當農業調査員ノ氏名並豫備農業調査員ノ氏名ヲ告示スヘシ

第四條 農業調査員耕地又ハ農家(學校、試驗場、組合、會社其ノ他法人又ハ團體ヲ含ム)ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル期間ハ八月十一日ヨリ九月二十日迄トス但シ調査漏ノ耕地アリタル場合及再調査ヲ必要トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲農業調査員前條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハサルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨内閣總理大臣ニ報告スヘシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第六條 農業調査令第十七條ノ規定ハ本則ニ之ヲ準用ス

中央統計委員會は右の諮問を受けたるを以て四月十五日内閣總理大臣官邸に總會を開くこととし同日午前十時二十五分開會するに至れり

當初鳩山書記官長の説明あり、次に下條統計局長の補充的解説あり、次て石渡・金光・矢作・宇佐美・高野・仁尾等の各委員より種々質問あり當局者は等に對し一々明快なる答辯あり、最後に柳澤委員より本案は既に昨年の本會に於て審議を盡したる農業調査要綱中耕地調査のみに關する分に一・二の修正を加へ之を法合化したる者にして其趣旨精神に於て何等異議すべき所なきを以て或は特別委員附託の上更に審議するの御論もあるやも知れざれ共成る可く本會に於て審議決定を望む旨の提議に對し賛成者あり正午一と先づ休憩、午後一時再開せしが矢野委員より附帶決議として左の提案あり委員一同之に賛成し政府提案と共に全會一致可決せるを以て阪谷會長より直に田中總理大臣に其の旨答申せり

附 帶 決 議

今回諮問ノ農業調査ノ施行ニ關スル件ニ依レバ昭和四年度ニ於テハ耕地ニ關スル調査ノミヲ施行セムトス然ルニ之ニ引續キ農業ニ關スル生産・經營・家畜ニ關シテ實地調査ヲ爲スニ非ザレバ農業ニ關スル綜合的統一的ノ基本資料ヲ得ザルノミナラズ萬國農事協會提唱ノ千九百三十年世界農業センサスニ参加スルコトヲ得ザルニ至リ國際協調ノ上ヨリ見ルモ遺憾トスル所ナリ仍テ政府ハ明年度豫算ノ編成ニ當リ特ニ此ノ點ニ意ヲ用キ全農業調査計畫ノ實現ヲ期スベシ

右可決したる勅令案は法制局に於て多少字句訂正の上昭和四年四月廿三日勅令第九十六號として公布せられ、閣令

案亦少しく字句を改め翌廿四日附閣令第三號として、同日附施行細則（内閣訓令第一號）と共に、孰れも官報第六百九十三號（四月廿四日）を以て發表せられたり  
左に其訂正の箇所を摘記す

勅令第九十六號（農業調査令）

第二條 ……昭和四年九月一日午前零時ノ現在……  
同末段 學校、試験場其ノ他農家ニ非ザル者ノ經營スル耕地ト雖モ前項ニ準ジテ調査ス  
第三條 調査ハ實地耕地ニ就キ之ヲ執行スルモノトシ耕地各筆毎ニ之ヲ行フヲ例トス

第八條 調査事務ノ執行ヲ……

第十四條 農業調査員ハ第二條ニ掲グル事項ノ調査上必要アルトキハ經營農家世帯主又ハ管理者ニ就キ當該耕地ニ關シ報告其ノ他資料ノ供與ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 ……之ヲ佩用セシム

第十六條 ……府縣知事ハ府縣内ニ於ケル調査ノ決

原案

……昭和四年九月一日現在……  
學校、試験場、組合、會社其他法人又ハ團體ノ經營スル耕地ト雖モ前項ニ準ジテ調査ス  
調査ハ耕地各筆ニ就キ之ヲ執行ス

調査ノ事務ノ執行ヲ……

農業調査員ハ第二條ノ事項ニ關シ必要アルトキハ農家又ハ學校、試験場、組合、會社其ノ他法人若ハ團體ニ就キ世帯主又ハ經營者若ハ管理者ニ報告其ノ他資料ノ供與ヲ求ムルコトヲ得

……佩用セシム

……府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ府

果ヲ取纏メ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ  
第十七條 ……府縣又ハ府縣知事トアルハ北海道廳又ハ北海道廳長官ヲ、府縣支廳又ハ府縣支廳長トアルハ北海道廳支廳又ハ北海道廳支廳長ヲ、町村又ハ町村長トアルハ之ニ準スベキモノヲ包含ス

閣令第三號（農業調査施行規則）

第二條 府縣知事ハ府縣内ニ於ケル農業調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第三條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當農業調査員ノ氏名並ニ豫備員タル農業調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第四條 農業調査員耕地又ハ經營農家世帯主若ハ管理者ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和四年

縣ニ於ケル調査ノ決果ヲ取纏メ之ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ

（五箇所ニ挿用せられたる「又ハ」の外全文同じ）

原案

府縣知事ハ管内ニ於ケル農業調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當農業調査員ノ氏名並ニ豫備員農業調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

農業調査員耕地又ハ農家（學校、試験場、組合、會社其ノ他法人又ハ團體ヲ含ム）ニ就キ其ノ職務ヲ執行ス

八月十一日ヨリ……

第六條 農業調査令第十七條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

ル期間ハ八月十一日ヨリ……

農業調査令第十七條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

内閣訓令第一號農業調査施行細則ノ全文左ノ如シ

内閣訓令第一號 (昭和四年四月二十四日)

農業調査施行細則

第一章 府 縣

第一條 府縣知事調査區ノ設定ヲ認可シタルトキハ直ニ市町村別調査區數ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ

第二條 府縣知事ハ調査區ノ實況ニ通ジ農業調査員タルニ適當ナル者ヲ内申スベシ

第三條 府縣知事ハ府縣又ハ府縣支廳ノ職員其ノ他ノ者ノ中ヨリ農業調査指導員タルニ適當ナル者ヲ内申スベシ

第四條 府縣、府縣支廳及市町村ニ於テ調査事務ニ要スル耕地票(附録第一號様式)用紙、結果表(附録第二號様式)

用紙其ノ他ノ印刷物及農業調査徽章ハ内閣總理大臣之ヲ府縣知事ニ交付シ府縣支廳又ハ市町村所要ノ分ハ府縣知事

ヨリ更ニ府縣支廳長又ハ市町村長ニ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニハ府縣支廳長ヲ通ジテ)交付スベシ

第五條 府縣知事ハ府縣支廳長及市町村長ヨリ提出シタル結果表ヲ檢査シ町村結果表(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町

村ノ分ヲ除ク)ニ依リ郡結果表ヲ作成シ更ニ郡市結果表ニ依リ府縣結果表ヲ作成シ、府縣結果表及郡市結果表ハ郵便ニ依リ町村結果表ハ適當ノ方法ニ依リ昭和四年十二月末日迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ進達スベシ

第六條 天災事變其ノ他已ムテ得ザル事故ノ爲農業調査施行規則第四條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨内閣總理大臣ニ電報スベシ

第二章 府 縣 支 廳

第七條 府縣支廳長ハ管轄區域内ノ町村長ヨリ提出シタル町村結果表ヲ檢査シ町村結果表ニ依リ郡結果表ヲ作成シ町

村結果表ト共ニ適當ノ方法ニ依リ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府縣知事ニ進達スベシ

第八條 天災事變其ノ他已ムテ得ザル事故ノ爲農業調査施行規則第四條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ府縣支廳長ハ直ニ其ノ旨府縣知事ニ報告スベシ

第三章 市 町 村

第一節 總 則

第九條 調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査區ノ設定

二 農業調査員擔當區ノ指定

三 農業調査員ノ指導訓練

四 耕地票用紙ノ交付



- 五 準備調査ノ指揮
- 六 實地調査ノ指揮
- 七 耕地票ノ検査
- 八 市町村結果表ノ作成及提出
- 九 以上ノ附帶事務

第十條 市町村長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ調査ノ趣旨ノ普及ヲ圖ルベシ

第十一條 天災事變其ノ他己ムヲ得ザル事故ノ爲農業調査施行規則第四條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハザルトキハ市町村長ハ府縣知事ニ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ニ）直ニ其ノ旨報告スベシ

第二節 調査區ノ設定

- 第十二條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ調査區ヲ設定シ昭和四年六月十五日迄ニ府縣知事ノ認可ヲ申請スベシ
- 一 調査區ハ耕地ノ筆數、面積、農家數、調査ノ難易等ヲ標準トシテ設定スルコト
  - 二 調査區ノ區域ハ成ルベク大字小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、池沼、用排水路、溝渠、道路、堤塘、鐵道等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト
  - 三 特別ノ事情アリ分割セザルヲ便トスル場合ニ於テハ一市町村ヲ以テ一調査區トスルコト
- 第十三條 市町村長調査區ヲ設定スルニハ其ノ市町村ノ區域ニ屬スル土地ニ重複脱漏ナキヲ期スベシ
- 第十四條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、耕地筆數、耕地面積、農家數及調査ノ難易ニ關スル概

況ヲ記シ調査區ニ分割シタル市町村略圖ヲ添付スベシ

町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ一號ヨリ始ムベシ

第三節 農業調査員擔當區ノ指定

- 第十五條 農業調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ各農業調査員ノ擔當調査區ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ辭令書及農業調査徽章ヲ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セシメザル農業調査員ニハ豫備員タル旨ヲ通知スベシ
- 第十六條 農業調査員疾病其ノ他己ムヲ得ザル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中ヨリ擔當農業調査員ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スベシ
- 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ一切ノ印刷物及書類ヲ回收シ新擔當農業調査員ニ交付スベシ

第四節 農業調査員ノ指導訓練

第十七條 市町村長ハ農業調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタル後速ニ農業調査員ヲ招集シ農業調査員ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第五節 耕地票用紙ノ交付

- 第十八條 市町村長ハ適當ノ時期ニ於テ農業調査員ヲ招集シ調査事務ノ打合又ハ協議ヲ爲サシムベシ
- 第十九條 農業調査員準備調査ヲ爲スニ先チ市町村長ハ耕地票用紙ヲ農業調査員ニ交付スベシ
- 前項農業調査員ニ交付スベキ耕地票用紙ノ枚數ハ各擔當調査區内ノ耕地筆數ニ百分ノ二十五ノ豫備ヲ加ヘタルモノトス

第二十條 市町村長前條ノ交付ヲ終リタルトキハ交付總數及殘餘ノ數ヲ速ニ府縣知事ニ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ

町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ）報告スベシ

殘餘ナキトキ又ハ殘餘アルモ交付總數ノ百分ノ五ニ滿チザルトキハ其ノ旨併セテ報告スベシ

第二十一條 耕地票用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生ジタルトキハ市町村長ハ府縣知事ニ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ）請求シテ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ農業調査員ニ交付スベシ

第二十二條 耕地票用紙ニ不足ヲ生ジ農業調査員ヨリ補給ノ請求アリタルトキハ市町村長ノ豫備ノ中ヨリ之ヲ交付スベシ

市町村長其ノ有スル豫備數交付總數ノ百分ノ五ヲ下リタルトキハ之ガ補給ヲ府縣知事ニ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ）請求スベシ

豫備數缺乏セル場合ニ於テ即時補給ヲ要スルトキハ市町村長ハ農業調査員ノ有スル豫備ノ中ヨリ回收シテ之ヲ交付スベシ

第二十三條 市町村長ハ農業調査員ニ交付スル耕地票用紙指定ノ箇所ニ郡市區町村名及調査區番號ヲ記入スベシ

前條第三項ノ規定ニ依リ耕地票用紙ヲ農業調査員ヨリ回收シテ交付スル場合ニハ調査區番號其ノ他必要ナル訂正ヲ爲スベシ

第六節 準備調査ノ指揮

第二十四條 市町村長ハ調査期日ニ先チ期間ヲ定メ農業調査員ヲシテ各擔當調査區毎ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ處

理セシムベシ

一 耕地圖ノ作製

二 豫備的調査

三 耕地票用紙ノ豫備的記入

第二十五條 市町村長ハ準備調査ノ執行ニ必要ナル土地臺帳、字限繪圖、地圖其ノ他ノ書類ヲ農業調査員ニ提示スベシ

第七節 實地調査ノ指揮

第二十六條 市町村長ハ市町村備付ノ測量用機械器具ヲ農業調査員ニ提供スベシ

第二十七條 市町村長ハ實地調査ニ於テ經營農家世帯主（管理者ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ住所氏名不詳ナル旨農業調査員ヨリ申出アリタルトキハ直ニ當該耕地ノ所有者ニ對スル照會其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ調査シ農業調査員ニ通知スベシ

第八節 耕地票ノ検査

第二十八條 農業調査員實地調査ヲ終リ耕地票ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ検査スベシ

前項検査ノ結果耕地票ノ記入ニ誤謬又ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ市町村長ハ農業調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

第二十九條 市町村長ハ調査ノ結果調査漏ノ耕地アリト認メタルトキハ農業調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ既ニ調

查テ經タル耕地ニ關シ必要アリト認メタルトキハ再調査ヲ爲サシムベシ

第三十條 市町村長ハ耕地票ノ検査訂正ヲ終リタルトキハ耕地票指定ノ箇所ニ檢印スベシ

第九節 市町村結果表ノ作成及提出

第三十一條 市町村長前數條ノ手續ヲ終リタルトキハ耕地票ニ依リ市町村結果表ニ通テ作成シ其ノ一通ヲ適當ノ方法ニ依リ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ府縣知事ニ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ニ)提出スベシ但シ町村組合ニ在リテハ其一町村毎ニ之ヲ作成スベシ

第三十二條 市町村結果表中ノ他ノ一通及耕地票ハ之ヲ市町村長ニ於テ保存スベシ

第三十三條 市町村長ハ市町村結果表提出後ト雖モ該表ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキハ保存書類ニ依リ又ハ農業調査員タリシ者ニ實シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第四章 農業調査員

第一節 總 則

第三十四條 農業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

一 準備調査

二 實地調査

三 耕地票ノ整理及提出

四 以上ノ附帶事務

第三十五條 農業調査員ハ耕地又ハ經營農家世帯主ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際農業調査徽章ヲ佩用スベシ

第三十六條 農業調査員ハ耕地又ハ經營農家世帯主ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際耕地票用紙、調査ニ關スル諸規定、耕地圖其ノ他調査ニ必要ナルモノヲ携帶スベシ

第三十七條 農業調査員ハ耕地又ハ經營農家世帯主ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際必要ナキ場所ニ立入り又ハ必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第三十八條 農業調査員ハ其ノ職務執行ニ關シ知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第三十九條 農業調査員ハ耕地票用紙不足スベシト認メタルトキハ其ノ旨市町村長ニ申出デ之ガ補給ヲ受クベシ

第四十條 農業調査員ハ擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認メタルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第四十一條 農業調査員ハ耕地票提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上述ニ答申スベシ

第二節 準備調査

第四十二條 農業調査員ハ市町村長ノ定メタル期間内ニ準備調査トシテ各擔當調査區毎ニ左ノ事務ヲ處理スベシ

一 耕地圖ノ作製

二 豫備的踏査

三 耕地票用紙ノ豫備的記入

第四十三條 農業調査員擔當調査區ノ耕地圖ヲ作製スル場合ニハ左ノ方法ニ依ルベシ

一 市町村備付ノ字限繪圖其ノ他適當ナル地圖ニ基キ複寫圖又ハ略圖ヲ作製スルコト

二 市町村備付ノ字限繪圖其ノ他適當ナル地圖ナキトキハ擔當調査區ヲ巡回シ耕地ノ見取圖ヲ作製スルコト

第四十四條 耕地圖ニハ耕地各筆ノ地番及地目ヲ記載シ調査上ノ必要アルトキハ附近ノ宅地、道路、河川、山林、原野等ヲ併セ記載スベシ

第四十五條 農業調査員ハ擔當調査區内ノ耕地ヲ踏査シ又ハ農家ノ報告ヲ徵シ之ニ依リ耕地巡回ノ順序、經營農家世帯主ノ住所氏名其ノ他調査事項ニ關スル豫備知識ヲ備ヘ置クベシ

第四十六條 農業調査員ハ擔當調査區内ノ耕地各筆ニ付土地臺帳又ハ之ニ代ルベキ公簿ニ依リ耕地票土地臺帳欄ノ地番、段別及所有者ノ氏名ヲ記入シ地目ニ付テハ該當文字ノ傍ニ〇印ヲ附スベシ

準備調査ニ於テ知得シタル事項ニシテ實地調査ノ參考ト爲ルベキモノアルトキハ備考欄ニ記入スベシ

第四十七條 農業調査員ハ前條ノ記入ヲ終リタルトキニ耕地票用紙ヲ耕地巡回ノ順序ニ整理スベシ

第三節 實地調査

第四十八條 農業調査員ハ實地耕地ニ就キ每筆別ニ昭和四年九月一日午前零時ノ現狀ニ依リ左記事項ヲ調査シ其ノ結果ヲ耕地票ノ實地調査欄ニ夫々記入スベシ

一 地番

二 種類(田、普通畑、桑畑、茶畑、果樹畑、其ノ他ノ樹木灌木栽培畑ノ別)

三 面積

四 經營農家世帯主ノ住所氏名

五 自作地小作地ノ別

第四十九條 前條ノ調査ハ土地臺帳上ノ地目及段別ノ如何ニ拘ラズ實際ノ種類及面積ニ依ルベシ

第五十條 地番ノ調査ニ付テハ左記ノ點ニ注意スベシ

一 土地臺帳上一筆ノ耕地ニシテ種類、所有者及經營農家世帯主ヲ一ニスルモノニ付テハ耕地票實地調査ノ地番欄ニ〇印ヲ附スルコト

二 土地臺帳上一筆ノ耕地ニシテ種類、所有者又ハ經營農家所帯主ヲ異ニスルモノニ付テハ其ノ異ナル毎ニ各一枚ノ耕地票ヲ作成シ實地調査ノ地番欄ニ各「何番地ノ一」「何番地ノ二」等ト記入スルコト

三 土地臺帳上二筆以上ノ耕地ニシテ種類、所有者及經營農家所帯主ヲ一ニシ且接續セルモノニ付テハ一枚ノ耕地票ヲ作成シ實地調査ノ地番欄ニ「何番地及何番地」等ト記入スルヲ例トスルコト

四 土地臺帳其ノ他ノ公簿ニ記載ナキ耕地ニ付テハ種類、所有者及經營農家世帯主ヲ一ニシ且接續セル一團地毎ニ一枚ノ耕地票ヲ作成シ實地調査ノ地番欄ニ「新何番地」ト一番地ヨリ順次記入スルコト

第五十一條 種類ハ耕地利用ノ本旨ニ依リ之ヲ決定シ耕地票實地調査ノ種類欄ノ該當文字ノ傍ニ〇印ヲ附スベシ

第五十二條 面積ノ調査ニ付テハ左記ノ點ニ注意スベシ

一 畦畔ハ耕地面積中ニ算入スルコト

- 二 面積ハ步測ニ依リ算定スルコト
- 三 步測ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ耕地票ノ丈量欄ニ「要」ト記入スルコト
- 四 前號ニ依リ耕地票ノ丈量欄ニ「要」ト記入セル耕地ニ付テハ間繩、測鏈等ニ依リ簡易ナル丈量ヲ爲シ面積ヲ決定スルコト

第五十三條 經營農家世帯主ノ住所氏名ノ調査ニ付テハ左記ノ點ニ注意スベシ

- 一 學校、試驗場、組合、會社其ノ他法人又ハ團體ニ付テハ其ノ所在地及名稱ヲ調査スルコト
- 二 經營農家所帯主ノ住所氏名不詳ナルモノニ付テハ耕地ノ所有者、納稅代理人又ハ附近ノ耕地ノ經營農家世帯主等ニ就キ質問シ之ヲ確ムルコト
- 三 前號ニ依ルモ經營農家世帯主ノ住所氏名不詳ナルトキハ耕地票ノ備考欄ニ「農家不詳」ト記入シ其ノ旨市町村長ニ申出ヅルコト

第五十四條 自作地小作地ノ別ハ耕地票土地臺帳欄ニ記入ノ所有者ノ氏名ト前條經營農家世帯主ノ住所氏名トヲ參考トシテ之ヲ決定シ實地調査ノ自作地小作地ノ別欄ノ該當文字ノ傍ニ〇印ヲ附スベシ

第五十五條 實地調査ニ當リ境界不明ノ耕地アルトキハ農業調査員ハ關係耕地ノ經營農家世帯主又ハ所有者等ニ就キ之ヲ確ムベシ

第五十六條 農業調査員ハ實地調査ノ際耕地ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ耕地票用紙ヲ携帶スベシ

第五十七條 第五十條第二號乃至第四號ノ場合又ハ記入訂正ノ爲耕地票ノ文字不明ト爲リタル場合ニハ農業調査員ハ

必要ニ應ジ豫備ノ耕地票用紙ヲ用ヒ記入スベシ

第五十八條 農業調査員ハ實地調査ニ於テ知得シタル事項ニシテ調査上參考ト爲ルベキモノアルトキハ耕地票ノ備考欄ニ記入スベシ

第五十九條 潰廢セル耕地ニ付テハ當該耕地票用紙ヲ廢棄スベキモノトシ欄外ニ「廢棄」ト記スベシ

第四節 耕地票ノ整理及提出

第六十條 農業調査員實地調査ヲ終リタルトキハ耕地票ヲ點檢シ其ノ記入ニ重複、脫漏又ハ誤謬アリタルトキハ訂正又ハ再調査ヲ爲シ記入スベシ

第六十一條 農業調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ耕地票ヲ地番ノ順序ニ列ベ其ノ順序ニ依リ指定ノ箇所ニ耕地票番號ヲ記入スベシ

第六十二條 農業調査員ハ耕地票指定ノ箇所ニ捺印ノ上一括帶封シ第五十九條ノ規定ニ依リ廢棄シタル耕地票用紙ト共ニ市町村長ノ定メタル期限迄ニ市町村長ニ提出スベシ

第六十三條 農業調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ調査上使用シタル耕地圖、耕地票用紙ノ殘餘其ノ他ノ物件ヲ市町村長ニ返付スベシ

第五章 補 則

第六十四條 本規定中府縣支廳長、町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ市長、區長ニ之ヲ適用シ府縣又ハ府縣知事トアルハ北海道廳又ハ北海道廳長官ヲ、府縣支廳又ハ府縣支廳長トアルハ北海道廳

支廳又ハ北海道廳支廳長ヲ、町村又ハ町村長トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含シ府縣結果表又ハ郡結果表トアルハ  
 北海道ニ在リテハ北海道結果表又ハ北海道廳支廳管轄區域結果表ヲ指スモノトス

附錄  
 第一號樣式

### 農 業 調 查

耕 地 票

在 現 日 一 月 九 年 四 和 昭

農家 番號	第 號	耕地 票 第 號	市町村 長 檢 印	農 業 調 查 員 印	考 備	實地調査		土地臺帳		郡市町村名		調查區番號		耕地票番號	
						所主家經 氏主世營 名住帶農	種 類	地 番	段 別	大 字	市 郡	區 村 町	第 號	第 號	
氏名						田、普通畑、桑畑、茶畑、果樹畑、其ノ他ノ樹木灌木栽培畑	面積	町	段	畝	字	番地	地目	田、	畑
量 丈						自作地 小作地	面積	町	段	畝	字	番地	地目	田、	畑

局 計 統 閣 內

### 農 業 調 查 結 果 表

(種類及自作地小作地別耕地面積)

昭 和 四 年 九 月 一 日 現 在

第 二 號 樣 式

種 類 別	耕地總面積		田		畑		樹木灌木栽培畑		其ノ他ノ畑
	自作地	小作地	自作地	小作地	總數	普通畑	桑畑	茶畑	
總數	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自作地									
小作地									

府縣知事、府縣支廳長、市町村長又ハ之ニ準ズベキ者本表ノ作成ヲ終リタルトキハ作成年月日及官職氏名記入ノ上捺印スベシ

昭 和 年 月 日 作 成

道府縣都市町村名

檢 印

### 新生命表に現はれたる悲觀すべき

#### 日本人の壽命 (昭和四年四月十七日 内閣統計局發表)

大正十四年に實施した國勢調査の整理完了を俟ち大正九年第一回國勢調査の結果と併せて直ちに我國民生命表の作成に取掛つたのであるが何分にも多數の人手と長年月の研究とを要するので鋭意努力中の所漸く四年後の今日其の概要を發表し得る程度に進捗したのである。

生命表は其の利用方面が一般國民の保健問題を始め保險事業其他各方面の事業に重要な關係を有するものであつて、統計局に於ては我國民の生命に關する統計的研究を既に三回公表して居る。今回公表する所のものは第四回に當り最近に於ける我國民の保險状態を如實に反影し、識者の注意を促す諸點を提示して居るのである。

年齢別に觀た死亡率——御承知の如く國民全體から觀ると人口千に付二〇人内外の死亡割合であるが之を各歲別に觀ると其の間多大の相違がある。男女共に零歳が甚だ高率で零歳の男子千人中一六二人、女は一四三人といふ割合となつて居つて他國に其の例を見ざる程度に及んで居る、是れは我國に於ける乳兒死亡率の極めて高率なることを示すものであつて、畸形及先天性弱質或は肺炎及氣管支肺炎下痢及腸炎等に因り乳兒が年々多大に失はれて居る事實に對應するものと思はれる。

零歳を過ぐると死亡率は漸次減少し男は一歳、女は一〇歳に最低率を示し人生中最も生命安全なる時期に達するのである、併し猶千に付男三、女四といふ割合である。此の安全期を過ぐると死亡率は増加し始めるが途中一波瀾を

經る、即ち男は一九歳、女は二一歳を最高として死亡曲線上一つの瘤を現出するのであつて、換言すれば青年期に於て死亡率が特に上騰し漸く一人前になつて實社會に出て活動しやうとする者が多大に失はれることを示すのである、これは青年期に於ける結核死亡の多數なること工場労働の急増に因る衛生施設の之に伴はざる不健康等に基くものかと想像せられるが我保健問題上特に注意を要すべき點である。尙女子に在つては四〇歳を中心として小波瀾があるが是等を除き死亡率は年齢と共に漸増を續けるのである。今回の分を併せ四回行はれたる同種研究結果に付年齢別死亡率を比較掲載すれば次の如くである、固より最近の調査は前述せる如く國勢調査結果を利用し得た關係上從來のものと其の資料の性質を異にするのみならず多年の研究に依り計算方法にも幾多改善を加へて居るから直ちに是等と比較するには相當の注意を要するが調査毎に毎回死亡率を高めつゝあるを見るは頗る寒心に堪へぬ事實である。

#### 我が國民の死亡率 (千人に付)

年 齡	明治二十四年乃至 同三十一年平均		明治三十二年乃至 同三十六年平均		明治四十一年乃至 大正二年平均		大正十四年乃至 同十四年平均	
	女	男	女	男	女	男	女	男
〇 歲	一四九・〇	一四〇・九	一五六・九	一四〇・九	一六〇・五	一四五・〇	一六一・五	一四三・三
一 歲	一三三・八	一四四・七	一四〇・九	一四四・一	一四四・一	一四三・三	一四三・三	一四三・三
二 歲	四一・六	四四・七	三六・九	四四・一	四四・一	四七・二	四七・二	四七・二
三 歲	二九・六	三六・〇	三六・〇	四三・七	四三・七	四六・三	四六・三	四六・三
四 歲	二八・二	二九・六	二五・九	二三・六	二三・六	二五・六	二五・六	二五・六
五 歲	二八・二	二六・〇	二六・〇	二三・九	二三・九	二五・八	二五・八	二五・八

九〇歲		八〇歲		七〇歲		六〇歲		五〇歲		四〇歲		三〇歲		二五歲		二四歲		二三歲	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二六五・四	二七八・〇	一三六・五	一五一・九	六一・五	七四・五	二八・三	三六・五	一四・六	一八・六	一一・八	一一・二	一〇・二	八・六	九・八	八・八	九・八	八・八	九・七	八・八
三〇四・八	三二七・二	一三七・二	一五五・八	六〇・七	七四・五	二六・五	三五・一	一三・八	一七・八	一一・四	一〇・四	一〇・〇	七・九	九・九	八・四	一〇・〇	八・六	一〇・〇	八・七
二七五・三	三〇五・八	一二四・一	一四五・七	五六・六	六九・八	二四・六	三二・八	一三・〇	一六・四	一〇・七	九・六	九・八	七・七	一〇・三	八・五	一〇・五	八・八	一〇・七	九・〇
三五二・五	三七五・〇	一五〇・二	一八二・六	六一・七	八四・九	二六・四	三九・二	一三・八	一八・六	一一・三	一〇・五	一〇・五	八・二	一一・二	九・五	一一・五	九・九	一一・八	一〇・二

二二歲		二一歲		二〇歲		一九歲		一八歲		一七歲		一五歲		一〇歲		五歲		年
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	年
九・五	八・七	九・三	八・四	九・〇	八・二	八・六	七・八	八・一	七・四	七・四	六・七	六・〇	五・二	四・四	四・五	九・八	一〇・〇	明治二十四年乃至三十四年平均
九・九	八・七	九・九	八・六	九・六	八・三	九・三	七・八	八・八	七・一	八・一	六・三	六・四	四・八	三・八	三・三	八・一	七・九	明治三十二年乃至三十六年平均
一〇・八	九・一	一〇・八	九・一	一〇・八	八・九	一〇・六	八・四	一〇・一	七・七	九・五	六・八	七・六	五・〇	四・〇	三・二	七・六	七・一	明治四十一年乃至四十二年平均
一一・一	一〇・四	一一・一	一〇・六	一一・一	一〇・八	一一・〇	一〇・八	一一・七	一〇・三	一一・一	九・二	九・〇	六・一	三・七	三・二	八・〇	七・二	大正十四年平均



年 齡	明治二十四年乃至 三十一年平均	明治三十二年乃至 三十六年平均	明治四十一年乃至 四十二年平均	大正十年乃至 十四年平均
一〇〇歳	五六二・四	六八六・九	六四一・六	六六五・一
女	五七七・一	六七七・三	六〇九・四	六九二・八
男				

年齢別に觀た壽命——次に我國民の壽命である人生僅かに五十年七十古來稀なりと謂はれて居るが今回公表の生命表に依れば零歳の者の平均餘命即ち零歳の者が平均して今後生存し得る年数は男四二・一四年、女四三・〇九年であつて五十年に足らないのである、平均餘命は男女共三歳の最長命男五〇・九四年、女五一・二〇年なるに止り爾後年齢の長ずると共に當然餘命は減少し二〇歳に於ては約四〇年、五〇歳では二〇年前後となり一〇〇歳に至つては餘命僅か一年に満たず、而して次表に掲ぐる如く高年齢に於ける例外を除き一般に女は男より長命である。

我が國民の平均餘命

年 齡	明治二十四年乃至 三十一年平均	明治三十二年乃至 三十六年平均	明治四十一年乃至 四十二年平均	大正十年乃至 十四年平均
〇歳	四二・八	四三・九七	四四・二五	四二・一四
女	四四・三	四四・八五	四四・七三	四三・〇九
男				
一歳	四九・二	五一・一一	五一・六一	四九・二一
女	五〇・一	五一・一七	五一・二四	四九・四九
男				
二歳	五〇・五	五一・〇四	五一・九七	五〇・六二
女	五一・三	五二・〇六	五二・五五	五〇・八七
男				

年 齡	明治二十四年乃至 三十一年平均	明治三十二年乃至 三十六年平均	明治四十一年乃至 四十二年平均	大正十年乃至 十四年平均
五歳	五〇・七	五一・九〇	五二・五七	五〇・三二
女	五一・五	五一・九七	五二・一六	五〇・六八
男				
一〇歳	四七・五	四八・二三	四八・八二	四六・五三
女	四八・一	四八・三四	四八・五一	四七・〇〇
男				
一五歳	四三・四	四四・〇二	四四・六二	四二・三一
女	四四・二	四四・三六	四四・六七	四三・一三
男				
二〇歳	三九・八	四〇・三五	四一・〇六	三九・一〇
女	四〇・八	四一・〇六	四一・六七	四〇・三八
男				
二五歳	三六・五	三七・〇二	三七・八四	三六・〇六
女	三七・六	三八・〇二	三八・八三	三七・七二
男				
三〇歳	三三・〇	三三・四四	三四・三一	三二・五九
女	三四・四	三四・八四	三五・七二	三四・六九
男				
四〇歳	二五・七	二六・〇三	二六・八二	二五・一三
女	二七・八	二八・一九	二九・〇三	二八・〇九
男				
五〇歳	一八・八	一八・九七	一九・六一	一八・〇二
女	二〇・八	二一・一一	二一・八四	二〇・九五
男				
六〇歳	一四・二	一四・三二	一四・九二	一四・一一
女	一四・二	一四・三二	一四・九二	一四・一一
男				
七〇歳	八・八	八・七九	八・二六	七・一一
女	八・八	八・七九	八・二六	七・一一
男				

年 齡	明治二十四年乃至三十四年平均		明治三十二年乃至三十六年平均		明治四十一年乃至四十二年平均		大正十四年乃至十四年平均	
	女	男	女	男	女	男	女	男
八〇歳	四・八	五・一	四・四	四・八	四・七〇	五・二六	三・八七	三・八七
九〇歳	二・七	二・六	二・二二	二・三六	二・六一	二・三八	一・九五	四・四一
一〇〇歳	一・一	一・一	〇・五〇	〇・五〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・九七	〇・八九
一〇〇歳	一・二	一・二	〇・八三	〇・八三	一・〇〇	一・〇〇	〇・八九	〇・八九

外國との比較——今回得たる結果を諸外國の事實と比較すれば次の如くである、之れ亦各生命表間には計算方法、調査年次其他種々相違が在ることを注意して判断されなければならぬが我が國民の保健状態が諸外國に比し未だ遜色を有することは明であり且つ同状態は前後四回作製せられたる生命表に現はれたる所に徴し必ずしも進歩改善を見たりとは稱し得られざるのであつて、此點切に識者の深甚なる考慮を乞ふ次第である。

各國に於ける死亡率 (千人に付)

年 齡	日 本	英 蘭 及 威 爾 斯	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	瑞 典
一〇歳	一六・一五	一四四・三	一二七・四	二〇二・三	一〇八・二	九二・六
〇歳	一四三・三	一一七・四	一〇五・五	一七〇・五	八八・二	七六・〇
一〇歳	三・二	一・八	二・六	二・四	一・九	三・二
一〇歳	三・七	二・〇	二・四	二・六	二・一	三・三

年 齡	明治二十四年乃至三十四年平均		明治三十二年乃至三十六年平均		明治四十一年乃至四十二年平均		大正十四年乃至十四年平均	
	女	男	女	男	女	男	女	男
二〇歳	一〇・八	一一・一	三・三	三・八	四・九	五・五	五・〇	六・四
三〇歳	八・二	一〇・五	五・七	六・九	五・六	六・六	五・二	六・〇
四〇歳	一一・三	一〇・五	七・七	九・三	七・七	九・二	六・七	七・六
五〇歳	一八・六	一三・八	一六・六	一五・三	一六・九	一四・三	一四・三	一一・二
六〇歳	三九・二	二六・四	二九・九	二五・五	二四・七	二八・三	一九・九	二〇・七
七〇歳	八四・九	六七・一	五九・九	五四・七	六九・四	六五・一	四六・四	四六・四
八〇歳	一八二・六	一四一・六	一三三・七	一五七・九	一五七・九	一六九・一	一一〇・八	一一〇・八
九〇歳	三三五・〇	二九五・七	二六一・五	二四六・九	二九五・七	三〇六・五	二八七・〇	二八七・〇
一〇〇歳	六六五・一	四四九・七	四三六・五	四九六・七	四八一・〇	四九五・〇	四九五・〇	四九五・〇
一〇〇歳	六九二・八	四〇五・四	三九三・八	四二〇・八	四四四・〇	四四四・〇	四四四・〇	四四四・〇

年 齡	日 本	英 蘭 及 威 爾 斯	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	瑞 典
0 歲	四二・二四	四八・五三	四九・三二	四四・八二	五二・一九	五四・五三
1 歲	四三・〇九	五二・三八	五二・五四	四八・三三	五五・八七	五六・九八
2 歲	四六・五三	五一・八一	五〇・八六	五一・一六	五一・五一	五四・〇三
3 歲	四七・〇〇	五四・五三	五二・八九	五三・三五	五四・四九	五五・五八
4 歲	三九・一〇	四三・〇一	四二・三九	四二・五六	四二・九三	四五・八八
5 歲	四〇・三八	四五・七七	四四・三九	四四・八四	四六・一六	四七・六六
6 歲	三二・五九	三四・七六	三四・八〇	三四・五五	三五・五〇	三八・五七
7 歲	三三・六九	三七・三六	三六・七五	三六・九四	三八・六一	四〇・二〇
8 歲	二五・一三	二六・九六	二七・五五	二六・六四	二七・八四	三〇・七七
9 歲	二八・〇九	二九・三七	二九・二八	二九・一六	三〇・八二	三二・五三
10 歲	一八・〇二	一九・七六	二〇・五九	一九・四三	二〇・四五	二三・一七
15 歲	二〇・九五	二一・八一	二一・八六	二一・三五	二二・九九	二四・七四
20 歲	一一・八七	一三・四九	一四・一七	一三・一四	一三・八四	一六・〇六
25 歲	一四・一二	一五・〇一	一五・〇九	一四・一七	一五・六三	一七・一九
30 歲	七・一一	八・三九	八・九六	七・九九	八・二五	九・八五
35 歲	八・四四	九・二五	九・五二	八・四五	九・三三	一〇・五三

各國に於ける平均餘命

年 齡	英 蘭 及 威 爾 斯 (一九二二年)	米 國 (白人) (一九一九年—二〇〇年)	獨 逸 (一九二四年—二六年)
0 歲	五五・五	五五・三三	五五・九七
1 歲	五四・七	五七・五二	五八・八二
2 歲	五七・五	五九・三八	六二・二四
3 歲	四五・八	六〇・六三	六三・八九
4 歲	四八・七	五六・〇三	五五・六三
5 歲	四一・六	五七・〇五	五七・一一
6 歲	四四・五	五一・六七	四六・七〇
7 歲		五二・六二	四八・〇九
8 歲			
9 歲			
10 歲			
15 歲			
20 歲			
25 歲			
30 歲			
35 歲			
40 歲			
45 歲			
50 歲			
55 歲			
60 歲			
65 歲			
70 歲			
75 歲			
80 歲			
85 歲			
90 歲			
95 歲			
100 歲			

尚英蘭及威爾斯、米國及獨逸の平均餘命に付最新の數字を其の調査年次と共に掲ぐれば次の如し。

備考 前表日本は大正十年乃至大正十四年英蘭及威爾斯、米國、獨逸は一九〇一年乃至一九一〇年佛蘭西は一九二〇年乃至一九二三年瑞典は一九一一年乃至一九二〇年なり

英蘭及威爾斯 (一九二一年)		米國 (白人) (一九一九年—二〇年)		獨逸 (一九二四年—二六年)	
三五歲	三三・三	二二歲	四三・三五	三〇歲	三八・五六
女	三六・一	女	四四・二一	女	三九・七六
男	二五・三	男	三五・六二	男	三〇・〇五
四五歲	二七・八	三二歲	三六・七七	四〇歲	三一・三七
女	一七・八	女	二八・〇二	女	二一・八九
男	一九・九	男	二九・一一	男	二三・一二
五五歲	一一・四	四一歲	二〇・五三	五〇歲	一四・六〇
女	一二・九	女	二一・四三	女	一五・五一
男	六・六	男	一三・八五	男	八・七四
六五歲	七・五	六二歲	一四・五〇	七〇歲	九・二七
女	三・七	女	八・四九	女	四・七七
男	四・一	男	八・九二	男	五・〇六
七五歲		七二歲	四・八二	八〇歲	二・六八
女		女	五・〇八	女	二・九二
男		男	二・五五	男	一・七五
八五歲		八二歲	二・六二	九〇歲	一・九〇
女		女		女	
男		男		男	
		九二歲		一〇〇歲	
		女		女	
		男		男	

### 研究及調査

#### 各國の國際貸借

二 瓶 士 子 治

各國國際貸借に就ては曾て本研究所季報第十九號(昭和元年十二月號)に其の一覽表を掲げて大方の参考に供して我が國際貸借の改善に資せんと試みた所であるが爾來三箇年最近數種の新資料を得たるを以て茲に再び其の増訂表を掲げて一般の参考に供することとする。

今本表を通觀するに各國其の調査年度の新古あつて一様に論じ難い所であるが本邦、和蘭、白耳義、丁抹、芬蘭、亞爾然丁、濠太利、匈牙利、勃牙利及希臘等は種々なる事情の下に支拂超過の地位に在ることは注目すべきものと考へらるゝ、米國の如きも總勘定の上には支拂超過の形となつて居るが此は計算の誤謬及遺漏に基く相違なりとして同國商務省の言明する處であるから姑く措き之等支拂超過國は概してヴィジブル項目に於て入超國なることは争はれぬ事實である然し同じく支拂超過國であつても白耳義、丁抹、亞爾然丁の如きは稍々改善の跡も認めらるゝのである然るに我國の如きは一九二五年(大正十四年)に於て著しく支拂超過額を減したのであるが此は主として同年下半期に於ける輸出額の激増に基因することは統計の示す處である(註)而も一九二六年(大正十五年)には再び増加して最近

一九二七年（昭和二年）に至つても絶えて改善の跡なきは誠に深憂の事とせざるを得ない此の原因に就ては世間種々の意見の存する處で今期議會に於ても金解禁、在外正貨減少等の問題に終んで相當論議に上つた處であるが要するに我國對外貿易が年々巨額の入超を累ねつゝあることが其の主因であることは左記の數字に依つて首肯せらるゝことと思ふ。

年次	對外貿易		貿易外收	
	入超額	百萬圓	入超額	百萬圓
大正十二年	六二三		三八五	
同十三年	七二六		四一八	
同十四年	三五七		二一八	
同十五年	四四二		一七七	
昭和元年	二八九		六二	
同二年	三三五		—	

右の如く我國の國際貸借は英國の夫れの如く商品貿易のバランスをインヴィジブル項目に依て決し得ることは明瞭なる事實と謂ふべきである本表が其の比較考慮の上に聊か参考とならば幸である。

(註) 統計學雜誌第五百一號拙稿「我が外國貿易の近狀と國際貸借」。

各國國際貸借一覽

國名及調査年	受取				支拂				差引受取 過 (ハ支持額 過ヲ示ス)
	商品 正貨及 紙幣	地金銀 資本 項目	及配 當金	其の 他の 項目	商品 正貨及 紙幣	地金銀 資本 項目	及配 當金	其の 他の 項目	
日 (百萬圓)	一九二七年	二〇九五	—	二〇〇	三三	四九五	二八〇三	—	三三七
	一九二六年	二二四	—	二五	三	四六	二八七	—	二六五
	一九二五年	二三五	—	二五	三	四六	二八七	—	二六五
	一九二四年	二三五	—	二五	三	四六	二八七	—	二六五
	一九二三年	二三五	—	二五	三	四六	二八七	—	二六五
英 (百萬磅)	一九二七年	八三三	—	—	—	—	—	—	—
	一九二六年	七九	—	—	—	—	—	—	—
	一九二五年	九七	—	—	—	—	—	—	—
	一九二四年	九四	—	—	—	—	—	—	—
	一九二三年	九四	—	—	—	—	—	—	—
米 (百萬弗)	一九二七年	四九四	—	—	—	—	—	—	—
	一九二六年	四九四	—	—	—	—	—	—	—
	一九二五年	四九四	—	—	—	—	—	—	—
	一九二四年	四六三	—	—	—	—	—	—	—
	一九二三年	四〇八	—	—	—	—	—	—	—
佛 (百萬法)	一九二七年	五、三五	—	—	—	—	—	—	—
	一九二六年	五、〇	—	—	—	—	—	—	—
	一九二五年	九、四	—	—	—	—	—	—	—
	一九二四年	九、四	—	—	—	—	—	—	—
	一九二三年	九、四	—	—	—	—	—	—	—





國名及調査年	受 取 勘 定				支 拂 勘 定				差引受取 過 (一) 支拂超過 (二) 支拂不足
	商品 正貨 紙幣	地金銀 及 資本 項目	利子 及 配 當金	其 他 項目	商品 正貨 紙幣	地金銀 及 資本 項目	利子 及 配 當金	其 他 項目	
勃 牙 利 (百萬レブ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
希 臘 (百萬ドラ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英領印度 (百萬留比)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
加 奈 陀 (百萬弗)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エストニア (百萬磅)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三三年	三、五七	—	—	六	五、三	—	—	三	五、二五三
一九三四年	二、五五	—	—	一、七〇五	六、〇五	—	—	六、六	六、九六六
一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 一、本表中日本は本邦各年の外國貿易統計(臺灣、朝鮮及南洋) 及毎年大藏省發表の貿易外收支表に據り又英國其の他の列國は主として大藏省理財局刊行調査月報に據りたり。

二、本表に採録したる國際貸借勘定の調査は概ね當該國政府の調査發表に據りたり。雖も其の調査なきものは私的調査のものを探りたり其の國別左の如し。

和 關 私的見積なれども之が作成上には國務大臣を參與せしめたるものにして半官的のものなり。

白耳義 一九二五年はブラッセル駐劄英國大使館財務官ピクトン、バツク氏の調査なり。

瑞 西 一九二四年は瑞西銀行協會の作成に係り聯邦統計局の承認を経たるもの、一九一三年はランドマン博士の見積なり。

亞爾然丁 シー、エー、トルンキスト氏の見積なり。

三、佛國一九二六年の受取勘定合計は五、六五五「百萬法」なるが内譯各項の金額を通算すれば五、五五五「百萬法」なりて一〇〇「百萬法」の不足あるも訂正するに由なし。

講 演

華族調査に就いて (昭和三年十月十三日月次講演會)

阪 本 敦

本研究所で調査して居ります華族の統計的調査も追々進行して参りまして、大正五年から同十四年迄十年間の動態調査の方は最早出来上り、只今は専ら靜態の方に全力を注いで居ります故是亦不日出来上ることと思ひます、就いてはこれからは此の出来上つた材料で以て其の記述に着手せんければなりません、それは中々急速には出来ませんが、出来た分からは少しづつでも總裁へ御報告致し、又皆様にもお話致し、それを亦季報にも掲載しようかと思ひますから、今日は先づ其の豫備として此の調査が如何なる動機に依り實行することになつたか、さうして何時之に着手したか、何時其れが出来上つたか、又第二回の調査は如何であるかといふことを、今迄にも報告や季報には其の都度發表してあるし皆様にも見聞して居られるから、大體御存知のことゝは思ひますが、此の事務を擔當して居る人以外、又よし擔當して居る人でも第一回の時に従事した人は一人もないのであるから其の當時のお話から只今やりつゝある調査は今後如何なる程度迄進行するのであるかに就き少しくお話致し、それから追々其の調査の結果に就き回を重ねてお話致すことゝしようと思ふのであります。が、其の前に華族に就き一應説明して置く必要があると思ひます故、之に就き少しくお話を致し、それから本題に入らうと思ふのであります、元來華族といふ名稱は昔もあつた、そ

れは清華家といふ家柄のお公家様のことを英雄とも華族ともいふたのであります、尤も清華家のお公家様も今日の華族に列せられて居る、その事は後に話しますが、今日の華族はそれとは違ふ、即ち明治二年六月十七日の大政官達で定められたのであります、其の達には

官武一途上下協同之 思食ヲ以テ自今公卿諸侯之稱被廢改テ華族ト可稱旨被仰出候事

これが現今の華族の名稱の初まりであります、此の公卿とか諸侯とかいふのは如何なる人々であるかといへば、公卿とは所謂お公家様のことで、諸侯といふのはお大名のことです、それ故其の當時は公卿の方を俗に公家華族、諸侯の方を大名華族などといふて居りました、で其の時の華族の家数は公卿が二三七家、諸侯が二八二家併せて四一九家ありましたが、それから明治十七年七月七日に詔が出まして公侯伯子男の五爵を定められました、其の詔は  
朕惟フニ華族勳冒ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ用テ寵光ヲ示スヘシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼賛シ國ニ大勞アル者宜シク均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭ニスヘシ茲ニ五爵ヲ叙テ其有禮ヲ秩ス卿等益ス爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメヨ

でこの時此の詔に「文武諸臣中興の偉業を翼賛し國に大勞ある者宜しく均しく優列に陞し殊典を昭にすべし」とある通りお公家様やお大名に爵を授けられたばかりでなく維新中興の偉業に大勞のあつた方々にも勳功、戦功若くは功勞に依つて新に爵を授けられ華族となつた人が一〇五人ありました、これが俗に所謂新華族であります、明治二年新に華族の稱號を定められてから一、二増減がありまして此の十七年には新舊合して五二六家となつたのであります、其の後追々授爵せらるゝ人があつて大正四年々末には九二八家となり尙それから十年後の大正十四年々末には九

五一家となつたのであります。

それで此の公侯伯子男の五爵は如何なる家柄の人に賜はつたかと申すに、元より天皇の御思食に依ることで我々の知るべき限りではありませんが、舊華族には其の家柄に依つて各差違があつた様に思はれますから、其の事を少しお話を致しましょう、尤も決して家柄ばかりでないことは勿論であります、大體其れを標準にしたのではないか、特にお公家様はさうであつた様であります。

お公家様には攝家、清華家、大臣家などいふのがあつた、攝家は又攝籙家とも執柄家とも稱しそれが五軒あつた爲め之を五攝家ともいふたのであります、其の五軒といふのは、近衛、九條、二條、一條、鷹司がそれで、攝政、關白に任せらるべき家柄であります、攝政といふのは、今上陛下が攝政の宮と申し上げた事がある故皆様が御存知であります、昔は臣下でも攝政になれたのであります、關白といふのは之を「關り白す」と訓んで攝政と同じ様に天皇から萬機をお關り白すことであります、で此の五攝家は何れも藤原氏で天兒屋命の後裔であります、此の天兒屋命と申す神様は天地初發の時にしました高皇產靈神、神皇產靈神のお子様であつて天孫降臨の時即ち天照大神のお孫様の瓊々杵尊様が高間が原から此の豊葦原の瑞穗の國へお降りになつた時にお供をして來た神様で常に天孫の側近に奉侍し、其の子孫も永く天皇の外戚として朝廷に仕へまつりし家柄であります、其中興の祖藤原鎌足公に至り益々朝廷の御親任を得爾來攝政や關白の職に度々就いたのであります。さやうな家柄故此の五家は何れも公爵を賜はつたのであります。

高間が原からお降りになつた我が 天皇の御先祖様及び之にお供して來た神様の話が出た故、序に神世の昔以來朝



廷に仕へた人々のお話を致します、さうするとこれから爵を授けられた家々の家柄も自然分るからであります、尤も家々の家柄を一つお話しして居つては中々容易でない故大體か様なものであるといふ位に止めて置きます。で昔から朝廷に仕へて居つた人々は之を別けて神別、皇別、諸蕃の三つとしてあります、それは嵯峨天皇の弘仁六年に萬多親王の撰ばれた新撰姓氏録の序に

天神地祇之胄謂之神別天皇皇子之派謂之皇別大漢三韓之族謂之諸蕃所以別同異序前後是爲三體也

とありますが、諸蕃は一般には蕃別といふて居ります、そこで此の天神地祇の胄とあるは天つ神や國つ神の子孫といふことで、天つ神といふのは前申した天兒屋命とか、兒屋命と共に皇孫瓊々杵尊様にお供して來た太玉命とか、彼の有名な天鈿女命とか其の外澤山ありますが、此の高間が原から天降つた神々が所謂天つ神で、俗に大黒様といふて有名である大國主神とか、天狗様で人に知られて居る猿田彦命など其の外元から此の豐葦原の中つ國に住んで居つた神々が國つ神であります、又御皇室の神々例令ば天穗日命とか饒速日命とかいふ神々の御後裔も矢張神別に入れてあります、此の穗日命の後が彼の有名な菅原の道實、其の後が前田侯爵家であります、又出雲の大社の千家男爵、此の家も穗日命の後で大國主神から連綿として續いて居るといふことです、その次は皇別、これは天皇や皇子から分れて臣下となつたのをいふので昔から澤山ある、明治になつてからも清棲伯とか、上野伯とか二荒伯とか小松侯とか、極く近くは山階、久邇の兩侯爵がありますが、これは諸君も御存知のこと、思ふ、かやうなのが皆皇別でありまして古くは桓武天皇の後に平氏あり、清和天皇の後に源氏あり、現に柳澤家などは清和源氏で、清和會といふを組織して同門流の方々が時々お集りになるのでありますが、かやうな家々は皆皇別であります。それから蕃別、諸蕃といふのが正

しいさうです、これは歸化人をいふのであります、昔から漢即ち支那や高麗、百濟、新羅、任那これ等は皆今の朝鮮のことで昔は三韓などいふて三つにも四つにも分れて居つた其の人々が歸化した、秦氏とか漢氏とか百濟氏とかいふる々々あります、その頃は多勢の人民を引連れて歸化した人が澤山あつた、武藏の國に高麗郡といふのがあつた、今は埼玉縣に屬して居るが、これは高麗から移住した歸化人の開拓した所であります、此の子孫は華族にはなつて居りませんが、宮内省の伶人に残つて居るさうです、歸化人有名なのは彼の坂上田村麻呂、此の人は支那の後漢の靈帝の子延王の孫阿智使主の後であります。

それで此の神別、皇別、諸蕃の家々には各、「かばね」といふものを朝廷から賜はつた、「かばね」とは「戸」とも「骨」とも書きますが支那の姓に似て居るので後には「姓」といふやうになりました、で「かばね」には臣、連、宿禰、別、國造、伴造、縣主、公、忌寸、首、直、使主、史、稻置、村主等があります、その中の臣は主に皇別に、連は神別の家に賜はつた様であります、其の後天武天皇の十八年十月に八色の姓を作られた、一 真人、二 朝臣、三 宿禰、四 忌寸、五 道師、六 臣、七 連、八 稻置がそれであり、藤原朝臣とか大伴宿禰とかいふたのであります、では其の藤原とか大伴とかいふのは姓でなければ何であるかといへばそれは所謂氏で、姓の上に冠らして他家から區別する爲めに稱へたものと見えます、其の中には世襲の官職もあり、居住して居つた地名などもあつた様です、物部、齋部、中臣は官職名、平群、蘇我などは住地であります、尙姓氏苗氏などに就いてはお話したいことが澤山ありますが、お話しがあまり脱線しすぎた様ですから、又節があつたらお話することゝし本筋へ戻ることゝ致します。さて攝家の次ぎは清華家、これが前に申した昔は華族ともいふた家柄で又英雄などいふたさうであります。

す、久我、三條、西園寺、徳大寺、花山院、大炊御門、今出川（菊亭とも申した）の七家之れを七清華といふのでありますが、其の後廣幡、醍醐の二家を立てられて總べて九家ありました、其の中久我家は村上源氏、廣幡家も源氏、其の他は皆藤原氏でありましたから清華三家とも申したさうです、此の清華家は太政大臣、近衛大將に至ることが出来る家柄であつたのでありまして明治十七年には昔侯爵を賜はつたのでありますが、獨三條家は實美公の維新に於ける勳功に依り特に公爵を授けられたのであります。

其の次ぎの大臣家、これは大臣とすることが出来るが、大將を兼ねることの出来る家柄でありまして、中院、三條西（西三條ともいふて居つたことがあります）、嵯峨（元正親町三條西といふて居つた）の三家であります、これは伯爵を授けられたのでありますが、嵯峨家は維新の際實愛といふ方の勳功に依り特に侯爵を陞授せられたのであります。

其の次ぎに羽林家といふがあつた、羽林といふのは近衛府の唐名で、中古以來近衛の少、中將より參議を経て大中納言に昇り得る家柄で、正親町、中山、鷲尾、園、油小路、松木、姉小路、東園、大宮、西大路、庭田等の諸家で、この家格の家は多くは伯爵に敍せられて居ります。

以上の外殿上人即ち公卿はそれ々々家柄に依りて爵を授けられたのでありますが、大名の方も矢張同様で其の家格と知行の石高などに依りて各差等があるのでありますが、明治維新の際勳功のあつたとか、之と反對に朝命に抗したとかいふので一概にはいれません。

大名といふのは足利時代からありましたが徳川幕府時代になつては知行一萬石以上の武家を指して稱へたもので其

の中には譜代と外様の二つと御家門と稱へる徳川氏の親戚此の三つがあつた、譜代といふのは徳川氏累代の家臣で其の以外御家門を除いたものが皆外様であります、之に國持、國持並、城主、無城の四つの區別がありました、その外いろいろの特待又は條件などがありますが、あまり繁雜になります故略して置きます。授爵の時は勿論是等も參酌せられたのでありますが、公卿華族の様には参りません様です。

其の次ぎは新華族、これにはいろいろありました、即ち第一が官家、これは前に申した官様から臣下になられたお家、其の次ぎには明治二年に其の資格はあつたが、事情があつて華族に列せられなかつた藩主、それから神官、僧侶、これには何れも由緒ある家柄の人々がありました、それから官務家、これは昔から太政官の左右の辨官といふ役を務めて居つた家柄、其の他國老、これは大名の家老であつて一萬石以上を取つて居つた家又は所謂御三家の附家老など、それから各家の分家、一門、それと維新の際に勳功、戦功、又は功勞のあつた人々といふ順序になるのでありますが、兎に角華族に列せられたる家々は日本中でも所謂選ばれたる種族即ち優良なる種族であつて一般から比較して見ればレベルが高い種族の様に思はれます、所が其の優良なる種族たる華族に就いて未だ曾て統計的研究が出来て居らぬ、なるほど此の九百有餘家の華族中には劣等なる種族にもない様な操行の人も少しはあります、けれども一般には何處か少し異つた所がある様である、それは如何異つて居るか、其の良い點のあるのは何故であるか、劣つた人の出来たのは何故であるか等につき未だ嘗つて科學的に研究せられてない、その研究の方法にもいろいろあるだらうが、之を統計的に研究したならば餘程有益な結果を得られようと思ふのであります。さういふ意味であるか否かは分りませんが、本研究所の柳澤總裁は久しい以前から華族センサスを實行して見たいと思つて居られたが其の機會がなかつ

た處、丁度大正天皇の御大禮に際し、此の時を記念し遂に大正四年々末の現在の調査を實行せらるゝこととなり、それを私に命じて着手せしめられたのであります、其は大正四年の十月でありましたが、其の材料には先づ以て戸籍の謄本を各家の本籍地から集めたり、宗秩寮や學習院等に就き調査したり百方苦心して其材料の蒐集に努めました、其の他華族に關する既刊の文獻を涉獵したことは勿論でありましたがそれでも尙不十分でありますから華族家別票及其の記入解説を作り、之に記入方依頼狀を添へ返信料郵券迄を貼付した通信用封筒と共に各家に向つて發送しました、それを始めたのは大正六年三月二十七日でありましたが、中々返事が來ない、そこで其の年の六月に返信のない四百九十家に再び記入方依頼の葉書を出しましたが七月中旬に至つてもまだ三百六十家の未回答がありましたから、もう仕方ないと見て之を打ち切り別の方法で不備の點を補ふこととなし、同年の七月中旬から「華族調査家單位票」及び「華族調査人別票」といふ二種の小票の調製に着手し十月中旬に至り之が出來上つたので此の二種の小票で以て都合二五表を作製して之を出版したのが大正八年の七月で、同年の十月に其の描畫圖を出版し之で第一回の華族調査を終了したのであります。それから第二回の調査であります、これは大正十四年は第一回の調査から數へて滿十年になりましたから其の年末現在に依りて製表しようといふので其の年の年末から其の準備にかゝりました、その方法は、大正五年一月一日以降同十四年十二月末日迄の出生、死亡、婚姻、離婚、別家、分家、其の他の人口動態を調査して大正四年十二月末日現在の人口へ増減して十四年十二月末日の現在數を算出しようといふのであります、それには如何にして其の各種の動態を調査するかといへば、之れには是非宮内省宗秩寮の書類に依り調査するより外に手段はありません、然るに幸にも柳澤總裁から宗秩寮の仙石總裁にお話になりまして遂に其の了解を得、各種動態の原材料を謄寫すること

とが出来まして大正十五年二月中此の十ヶ年間の謄寫を終りましたから先づ以て其の動態統計製表に着手し昨年十一月迄に全部で三十表の動態統計の作製を終りました、さうして其の一方第一回の調査の時基礎材料として作製してあつた「華族家別票」といふがある、それに今回謄寫し得た各種の動態を増減して大正十四年十二月末日現在の「華族家別票」を作製して第二回調査の基礎材料となし、此の基礎材料に依つて「家單位票」及び「人別票」を作製さうして之に依つて靜態統計の各表を調製するのであります、それで只今は何の位進んで居るかといへば、彼の「家單位票」は全部出來、最早校正をすればよい、それから「人別票」は公侯伯男は全部完了子爵がもう少し残つて居るだけであります、動態の方に大正十五年になつてそれ以前の年の出來事を届出た、言ひかへれば届洩れになつて居つたのを大正十五年になつて氣が付いて届出た各種の動態があることを發見した爲め之を補足し、尙表も五表程増加した爲め追々遅延しましたが靜態に着手するのも遠い將來ではないことと思ひます。(其の後重複の分を削除し總て二十七表を御大禮記念として、前號を以て發表したのである。

以上は第一回及び第二回の華族調査の大體の經過のお話でありまして、今迄にも毎年發表する研究所の報告や季報などで追々發表してありますが、今日は此の調査が如何なる動機で如何にして實行せられたかに就き、一纏めとしてお話したのであります、それで若しこれが出來上つたならば、それで此の事業は完備したかといへば、さうは參りません、先づ比例を算出しなければならぬ、さうしてそれに由りて記述をする、これだけは是非しなければならぬ、それからなるべくは第一回の通り統計圖表を作る、先づそれで済むのであります。第一回の時も記述が出來ればよかつたのであります、私は途中から滿洲へ往くことになつた爲め遂にさうは參らぬことになりましたが、今度は是非

やりたいと思つて居ります、先づこれで第一回及第二回の華族調査の經過の大體のお話を終りましたが、次回からは此の調査の結果が如何なつたか、之を靜態から見れば如何、動態は如何であるかなどに就き追々お話し致すことゝ致しましょう。

### 本邦土木統計に就て

(本篇は内務省囑託田中政秋氏が特に本研究所の爲めに昨年十一月十七日日本研究所月次講演會に於て講演せられたるものなり)

田 中 政 秋

内務省に於て土木統計として現在取扱はれつゝあるものは土木費と災害とを其主なるものとし之れに港灣輸出入調査、道路橋梁、軌道、上下水道、發電水力等を包括するのであるが土木費としては教育、營繕、公園、墓地整理などに屬するものは之を除外するので、災害としても火災、汽車汽船其他交通上の事故、鑛山の爆發、獸害、虫害などに原因する被害は之を加へぬのである、今以上の内土木費に就て少數御清聴を煩したいと思ふ。

土木費を直轄事業と地方事業とに區分される、直轄事業とは國の事業で治水工事、港灣工事の如き地方の資力のみでは到底遂行し得ざる大仕事を國が代つて之を施行し其關係地方をして其工費の幾分を負担せしむるもので、地方事業とは廳府縣、市町村、水利組合、水害豫防組合、土功組合等の各事業で之は地方行政廳の經營に委ねるのであるが大水害、大潮害の善後工事に屬するものに對しては國で相當の補助を與へ速かに復舊せしむる方法を講ずるのであ

る。

直轄工事を施行せるは河川、港灣、道路橋梁、疏水等で明治七年内務省開設以來二十九年度まで之等の各工事を施行したが三十年以降は河川工事のみで四十二年より新に敦賀港、關門海峽の改良工事を起し河川工事と共に併せ行ふことになり、道路橋梁工事としては國道第四號線即ち陸羽街道の要路に渡船場であつた栗橋地先の利根川へ架橋することになり大正十年以降四箇年度を費して竣成した、故に現在では河川工事と港灣工事が直轄工事實施中なのである、外に河川工事と關聯して施工しつゝあるは砂防工事で之は水源涵養と土砂の流下を防禦する唯一の工事であり古くは土砂押しと稱ばれつゝあつたのは此砂防のことである。

そこで直轄河川工事としては明治七年五月に淀川修築に着手したるを其嚆矢とし漸次各川の工事を起し十八年六月迄に十四大川の工事を施行した、尤も七年以前即ち内務省開設以前大藏省所管時代の明治二年に利根川と信濃川とに局部的ながら施工し前者は四年九月まで後者は八年六月まで繼續したのであるから淀川を直轄工事の嚆矢とするは何うであらうか、前述の直轄十四大川とは利根、富士、大井、天龍、阿武隈、北上、最上、信濃、阿賀野、庄、木曾、淀、吉野、筑後の各川で大井、天龍、阿武隈、阿賀野、庄、筑後を除く各川を八大河川と稱ばれたのである、此外前述各川を包括せる六十五大川、百三十五大川の區分あるも茲では省略する。

今直轄工事に要した經費の決算額を擧ぐれば昭和二年度迄に河川に在ては三億三千六百四十萬圓、港灣に在ては八千四百五十五萬圓、道路橋梁に在ては百三十五萬圓、疏水に在ては六十八萬圓、合計四億二千二百九十八萬圓の巨額に達するので一箇年度の平均は七百十七萬圓となるのである、今此内譯を著工順に述べれば

河川工事																		
利根川	淀川	北上川	最上川	庄川	吉野川	阿武隈川	九頭龍川	高梁川	荒川	江合鳴瀬兩川	千曲川	神通川	阿賀阿武隈兩川	圓山川	紀ノ川	蘆田川	綠川	北川
六五、六六一	二八、五三〇	一三、一九二	八、三二六	三、〇五二	一二、二三七	三七六	五、五五一	七、八二二	四二、三八八	三、五二一	七、六五〇	五、二三二	六、六五四	三、〇七二	八七七	一、〇五五	四一〇	一三三
信濃川	木曾川	阿賀野川	富士川	筑後川	大井川	天龍川	遠賀川	波良瀬川	雄物川	加古川	岩木川	多摩川	太田川	斐伊川	利根渡良瀬維持	千代川	鬼怒川	旭川
三〇、〇九五	一五、九三七	一〇、〇六六	六、八三四	四、一六七	七四六	一、四八五	四、八五九	一一、四九四	五、八三五	四、六九一	五、一九〇	六、三〇五	三、二七八	九二九	三、三七二	一、二七〇	五五二	三一

である、右の内河川工事には砂防工費と施行期間中に於ける災害復舊費をも含んで居るのである、又震災復舊とは利根、渡良瀬、荒、多摩、富士の五箇川に係る工作物等の復舊と相模、酒匂、早、花水、多摩の五箇川に係る砂防工事

港灣工事																
狩野川	利根川外八箇川震災復舊	手取川	四日市港	坂井港	關門海峡	新潟港	横濱港	長崎港	下關港	境港	鹿兒島港	伏木港	四大橋新營	利根川架橋	猪苗代湖	東名運河
一四	三、一〇九	四三	二	一四四	一三、三四〇	二、三〇〇	一六、九六〇	二、四六四	二、四五五	一、二九九	八〇〇	一、〇八四	四四	九五二	四四六	八四
大淀川	常願寺川	野蒜港	敦賀港	鹽釜港	神戸港	門司港	清水港	高松港	今治港	小松島港	清水越新道	那須原運河				
一四	三四四	六八三	二、四八六	四、二二八	二二、〇六四	四、四四一	五、四四〇	二、二二八	一、五二六	七〇六	三五二	一五〇				

主として堰堤工事の復舊である、港灣工事中の坂井港とは今の三國港で、道路橋梁工事の四大橋新營とは明治八年度に東京府下の大川橋即ち今の吾妻橋、兩國橋、新大橋、永代橋を改築した經費で疏水工事の東名運河とは十五年度乃至十七年度に施工した宮城縣下の北上川より鳴瀬川を横斷し野蒜港へ通する一大運河である。

地方土木費の制度は維新前に在ては各地區々であつたが維新後は明治二年七月發布の常備金規則に依つて之を處理し外に川普請費としては國役金の制もあり相俟て豫防工事及急破工事費を支辨したものであつた、其常備金規則に依れば常備金は堤防、橋梁、道路等捨て置き難い急破普請の遣ひ拂ひに供したもので其取立方は石高に割當てたものであつた、四年二月治水の規定を改正し新に治水條目を設け其第四條に堤防修築に用ふる諸色値段は其所平均値段に改め物價の高下に依り二年或は三年で改正すべき事に定めたが其年十二月此治水條目を廢し更に水理堤防條目を制定され堤防橋梁等の修繕、急水工事等に關する處斷に就て規定されたのであつたが八年二月此水理堤防條目をも廢され更に河港道路修築規則を定め河港道路の等級を設け官民の負擔を一定したが七年七月會計年度の制を定めた翌年に於て各府縣限り適宜賦課法を定められたのである。

會計年度制定以來の地方土木費即ち廳府縣、市區、町村等の決算額を調査すれば八年度乃至二十三年度の平均額七百二萬圓、其最多は二十三年度の一千四百七十三萬圓で最少は九年度の二百六十萬圓である又二十四年度乃至三十三年度の平均額は二千四百三十萬圓で其最多は三十三年度の三千四百七十六萬圓、最少は二十四年度の一千四百八十八萬圓である又三十四年度乃至四十三年度の平均額は四千二百二十一萬圓で其最多は四十三年度の六千四百五十四萬圓、最少は三十八年度の二千五百七十八萬圓である又四十四年度乃至大正十四年度の平均額は一億二千九百五十一萬

圓で其最多は十四年度の二億六千六百二十四萬圓、最少は五年度の五千四十二萬圓で斯く年を追ふて遞加する状態である、以上の明治八年度以降大正十四年度即ち四十二箇年間に支出した地方土木費の累計額は二十六億八千三百七十七萬圓で一箇年度六千三百八十八萬圓を支出した割合に當る、今内容を區分し得る十七年度以降の土木費總額を工事に依り大別せば次の如くで其他とは用悪水、上下水道等を合掲したものである。

年 度	河 川	港 灣	道路橋梁	其 他	合 計
明治 一七	二八六	二一	三三七	二二二	八六六
同 一八	三九〇	九	三六七	二〇〇	九六六
同 一九	三一	一九	四一七	二三一	九七八
同 二〇	二七七	一七	四二三	一八九	九〇六
同 二一	二八〇	一八	四六〇	一七二	九三〇
同 二二	五九三	一七	五三七	二六〇	一、四〇七
同 二三	五八四	一五	五七九	二九五	一、四七三
同 二四	六二一	二五	五二六	三一六	一、四八八
同 二五	五四六	二二	六一五	四七九	一、六六二
同 二六	六八二	三〇	六三四	四五〇	一、七九六
同 二七	七一八	三〇	七一五	五〇八	一、九七一
同 二八	五七七	二二	六九三	四五七	一、七四九
同 二九	一一一〇	一七	八〇一	五五八	二、四八六

年 度	河 川	港 灣	道 路 橋 梁	其 他	合 計
明治三〇	一、四九七	五〇	一、一一一	六、一六	三、二七四
同 三二	一、一九七	四三	一、一五二	六、七四	三、〇六六
同 三三	一、二四二	一五四	一、二九四	六、四〇	三、三三〇
同 三四	一、〇一一	二五三	一、五一一	七、〇一	三、四七六
同 三五	七三六	二九五	一、六九二	九、六五	三、六八八
同 三六	七七一	三二八	一、七二五	九、一八	三、七四二
同 三七	一、〇九四	三五三	一、七一一	七、五六	三、九一四
同 三八	七三三	三〇〇	一、〇一五	六、七八	二、七二六
同 三九	八四一	一六九	一、〇二五	六、七三	二、五七八
同 四〇	一、二八〇	二八六	一、三六六	七、八〇	三、二七三
同 四一	一、五九〇	二八八	二、五二二	九、九五	五、一六五
同 四二	一、一八八	三二八	二、三五八	一、二四五	五、四八一
同 四三	一、六八八	三二二	二、八五七	一、三三六	五、一九二
同 四四	二、六一八	四六七	三、一三五	一、五八七	六、四五四
同 四五	一、二八五	四四二	二、七一一	一、八七三	八、〇九三
同 四六	一、四五一	五〇二	二、五二六	一、九五	六、三九一
同 四七	一、八六九	三二七	二、六三四	二、〇一八	六、四九八
同 四八				一、七四一	六、五七一

右平均額の百分率は道路四割六分、河川二割三分、港湾割六分、其他二割五分である、そこで最近十箇年度間に於て施行した土木工事費の一箇年平均額は一億六千六十八萬圓で此内廳府縣事業は七千四百七十二萬圓、市町村等事業は八千五百九十六萬圓である、更に通常工事と復舊工事とに就て見れば同様十箇年平均額は前者は一億三千三百三十五萬圓、後者は二千七百三十三萬圓である、之を統計區に配別し其百分比を算出すれば

年 度	河 川	港 灣	道 路 橋 梁	其 他	合 計
同 四	一、八四二	四一三	二、一八六	一、五九一	六、〇三二
同 五	一、一九八	二九二	一、九八三	一、五六九	五、〇四二
同 六	一、一六〇	三五二	二、二二六	一、五五九	五、二九七
同 七	一、八七五	五三一	三、一五八	一、八六八	七、四三二
同 八	二、二八九	六九八	四、三〇三	二、六九五	九、九八五
同 九	三、八六五	一、〇〇五	七、二七〇	四、一八二	一六、三三二
同 一〇	四、一六五	一、三三七	八、二〇四	五、一八二	一八、八八八
同 一一	三、八六八	一、四〇八	一、五九九	五、一六八	二二、〇四三
同 一二	三、六三三	一、五六八	一、二四八	六、一七五	二二、八二四
同 一三	三、七七一	一、五四五	一、三〇二	六、八八六	二五、二二八
同 一四	三、四八六	一、二五一	一、四三一	七、五六九	二六、六二四
平 均	一、四五一	三八〇	二、九一五	一、六四二	六、三八八

近畿區 一・九〇 關東區 一・七四 九州區 一・〇三  
 東海區 〇・九八 北海道 〇・九六 中國區 〇・八三

東北區	〇・七八	北陸區	〇・七三	四國區	〇・五二
東山區	〇・五〇	沖繩	〇・〇三		

となるのである、以上は土木費の概要で災害其他に關しては他日機會を得て御清聽を乞ふことにしたいと思ふ。



統計雜談

厄年には果して患者多きか

阪 本 敦

大阪毎日新聞は昨年九月十八日の紙上に於て倉敷中央病院物療科醫長早野博士の調査なりとして「興味ある厄年の研究、醫學上の統計は厄年の患者が多い、特に多い十九の女と廿五の男」なる題下に左の記事を掲載した

厄年の研究——昔から男なら二十五、四十二、六十歳。女なら十九、三十三、三十七歳などが厄年として忌みきらはれ、災厄死亡などの當たり年ださ、地方によつては覺よけなごしておそれられてゐる、果して人生行路にさうしたものがあるかどうかが、倉敷中央病院物療科醫長早野博士は、醫學上の統計的な調査でこの謎を解かんと厄年の研究として發表した、最初は同科の患者について厄年に當る患者と、普通患者とを區別して罹病率を比較してみた、その結果患者七千六百三十二名中、約一割以上が十九の娘と二十五歳の青年で、詳細な統計表によれば殆ど抜群的に最高位を示し、あと二回の厄年はそれよりずっと低率となつてゐるもの、年齢關係からみれば依然高率だつたので、更に各科患者に調査の手を擴げ、病院全體の患者七万七千二百四十七名について調査してみたところ、前調査と同様に十九歳の女は一千七百五人、二十五歳の男が一千百七十人に上り、他の厄年該當者もそれと比較的高率を示し、いはゆる普通年の患者數平均四百名内外に對比するにズバぬけて高率を示し厄年の存在することを明瞭に物語つてゐる、特に男女を通じて一番罹病率の多かつた十九娘を醫學的に調べてみると娘時代にあり勝ちな月經關係による患者は極少數で、罹病狀態も普通患者と變つたところなく、いはゆる病氣のための病氣であつて同博士も學問的に



は説明がつかない、しかし主因ともみるべきものは、處世上一轉機の年齢に當たつてゐるためであらうといつてゐる。

これで見ると早野博士は最初には物療科の患者七千六百三十二名に就いて調べた處が十九歳の女と二十五歳の男の患者數が其の一割以上、即ち七百六、七十人あつて、次ぎには病院の全患者七萬七千二百四十七名中十九歳の女が一千七百五人、二十五歳の男が一千七十人計二千八百七十五人即ち全患者の三分七厘餘となつていはゆる普通年の患者數平均四百名内外に對比するとズバぬけて高率を示し、厄年の存在することを明瞭に物語つてゐるが其の罹患狀態も普通患者と變つたところなく、同博士も學問的には説明がつかないといふのであるらしい。

これは説明がつかないのが當り前で、何のヘンテツもないのである、何のヘンテツもないことをいくら研究して見た處で何等の結論にも到着し様がないのである、否當然のことなりといふことになるのであるが、それを強いて何等かの理窟をつけ様とするから分らぬのである、丁度大阪市の患者は倉敷市の患者より非常に多い、これは不思議である、が何故に多いのか説明がつかないといふのと少しも違はないのである、それ故此の記事には非常に誤謬がある、其の誤謬は大阪毎日新聞の記者の間違か、早野博士のお調べの間違か分らぬが、兎に角根本的に誤謬があると思はれる、で博士のお手元には必ず其の調査の原本がある筈であるから、若し印刷でもしてあるならば拜見したいと思つて照會狀を出して見たが未だに御返事がない、加之其後大阪毎日新聞に正誤も出て居らぬ様であるし旁々かやうな記事を其儘にして置いては世を誤る本であるから、一言することゝしやうと思ふ。

で此の記事の根本的誤謬といふのは比較的仕様を誤つて居る所にある、何故なれば全患者を年齢別となし之を比較すれば一般からいへば歳の少い程患者が多いのは當然である、特に大都會とか、工場地とかに至つては自然壯年の患者が多いものである、なぜ多いかといへばさういふ地には年少者や壯年者は老年者よりも自然其の數が多い、それ故患者も其れに比例して多い譯であることは智者を待たずして知るべきではありませんまいか、然るに早野博士は女の十九歳、男の二十五歳のものに患者が多いといはれたのは總人口の年齢別をして見て其の各年齢者と同年齡の患者との比較をして見たのでもなく、又十九歳や二十五歳の患者中の死亡者の割合は他の年の死亡者の割合より多いといふのでもなく唯總患者數を年齢別となし其の割合を出して比較したのであるから、これは前にもいふた通り倉敷の患者より大阪の患者の多いのは不思議であるといふのと同様である、故に女の十九歳、男の二十五歳を厄年であるなどといふことは何等の根據もない、従つて學術的に之を説明しやうと思つても分らぬのは當然過ぎる程當然なのであります。依つて念の爲め大正十四年の日本全國の人口と同年に死亡した人の年齢別とを比較して女の十九歳や男の二十五歳の死亡者の割合と他の年齢の死亡者の割合に何等異なる處のないことを表示して見ましよう、但し患者數でなく死亡者としたのは患者より死亡者の方がより多く災厄であるからであります。

日本全國死亡者年齢別死亡率 (大正十四年)

(日本帝國人口動態統計に據る)

年齢	男	女	總人口	總死亡數	死亡の割合
〇—一九	一四、〇五一	一〇、〇二一	二四、〇七二	二、〇六二	二〇・六七%
二〇	五二、一六二	四、九六二	五七、一二四	九、五〇〇	九・五〇%

年齢	総人口	総死亡数	死亡の割合
二一	五〇二、三九九	四、七七九	九・五一
二二	五一八、二九八	四、七七七	九・二二
二三	五一九、三九七	四、六一七	八・八九
二四	五一二、五四三	四、三二九	八・四五
二五	四八二、六七九	三、九四六	八・一八
二六	四五二、七五九	三、六一二	七・九八
二七	四六二、一二五	三、七三一	八・〇七
二八	四三四、三六一	三、二三二	七・四四
二九	四二四、五七八	三、一五二	七・四二
二五―二九	二、二五六、五〇二	一七、六七三	七・八三
三〇―三四	一、九二〇、一七七	一四、二一三	七・四〇
三五―三九	一、七六八、五三八	一四、八八〇	八・四一
四〇	三二四、〇二八	三、二四五	一〇・〇〇
四一	三二六、六九一	三、三八〇	一〇・三五
四二	三二二、一一二	三、四七七	一〇・七九
四三	三二一、七八	三、六五七	一一・三七
四四	三二九、六七五	四、二〇一	一二・七四
四五以上	五、八一七、八五八	二四二、六六五	四一・七一

年齢	総人口	総死亡数	死亡の割合
〇―一四	一〇、八六一、四〇四	二四九、三四五	二二・九六
一五	六一九、八六六	五、一三三	八・二八
一六	六二四、九三一	五、五〇一	八・八〇
一七	五九一、九六一	六、〇〇〇	一〇・一四
一八	五六八、六六四	五、九二七	一〇・四二
一九	四九一、四八五	五、三一六	一〇・八二
二〇	五〇六、九一九	五、四二一	一〇・六九
二一	四八六、〇一四	五、四二六	一一・一六
二二	五〇六、九六七	五、四四二	一〇・七三
二三	五〇〇、〇四二	五、二九八	一〇・六〇
二四	四八五、七八六	四、九一二	一〇・一一
二五―二九	二、一三六、九六九	二〇、四五一	九・五七
三〇	三八八、六六九	三、五五六	九・一五
三一	三六八、〇七三	三、五一九	九・五六
三二	三五四、三七九	三、三八四	九・五五
三三	三六〇、二七一	三、三〇五	九・一七
總計	三〇、〇一三、一〇九	六二一、三五七	二〇・七〇

年齢	總人口	總死亡數	死亡の割合 %
三四	三二四、五一八	三、一七八	九・七九
三五	三四三、七八八	三、四八四	一〇・一三
三六	三六〇、〇四〇	三、五九〇	九・九七
三七	三四一、八二四	三、三一〇	九・六八
三八	三三一、九三一	三、四五〇	一〇・三九
三九	三〇三、二五六	三、二三〇	一〇・六五
四〇以上	七、八六五、九五六	二三一、一七一	二九・三八
總計	二九、七二三、七二三	五八九、三四九	一九・八三

### 日本の統計

阪 本 敦

私は此頃「臨牀研究」といふ雑誌の創刊號を繕いて見た所が、其の目次の「社會展望」欄中に表題の如きものを發見し其の表題が餘り大げさである故、他の記事は後にして早速其の頁を繕いて見て其の表題の甚だ大げさなるに反して其の記事の甚だ貧弱なるに再度の喫驚を禁じ得なかつた、否記事の貧弱なるはまだしもとして其の記事の愚にもつかぬ囁語であるのには呆れてしまつた、その記事は今言ふ通り極く貧弱である故左にその全文を掲げることとする、

但し此の文の筆者は誰れとも書いてない、恐くは編輯者たる佐々木好母といふ人であらう、否らざるも編輯者が其の筆責を負ふべきものとして少しく之が批評を試みることにする。

私は日本の統計は砂上の樓閣であると斷言して憚らないのである。銀行の帳簿にある可きものと記された金額が存在しなかつた爲に大正から昭和初頭のパニックが出現したのである。

私は地方に居る頃私の眼前で狩獵の統計が任意に訂正されるのを實驗した。又某炭坑の貯藏炭が軌道の下に埋築されて居る落弊である事を見した。また私が臨終に待つた肺結核の患者が私に無斷で肺炎といふ死亡診斷書を土地の前郡會議員長たりし老名望家たる醫師によつて届け出られたのを觀た。殊に醫事衛生の統計中生命保險會社の統計位不正確なものはあるまい。私の保險加入を謝絶してそして保險協會の黒表に載せたけれども私は死にさうにも無い。醫師の無能も無能だが、其生命保險では私の知人を電話で呼び出して保險に加入させてしまつた。診査にも無論來たのではない。斯かる統計を土臺にして計畫せらるゝ事業によつて果して昭和の御代を明るく化し得るであらうか。

私は保險協會の反省を望まざるを得ない。私の知る範圍内では帝國生命その他二三を佳良なものと認むるに過ぎないのである。

右の文中先づ日本の統計は砂上の樓閣である、と斷言して憚らないといふてある、さうして其の次ぎには統計に何等直接の關係もない銀行の帳簿の不正確なるが爲め大正から昭和初頭のパニックが出現したことを書いてある、これで見ると此の人は統計といふものは如何なるものであるかを知らないのではないかと思はるゝ、それは日本の統計はか

りでなく外國の統計も全部分らぬのではないか、なるほど狩獵統計を任意に訂正した様なことは昔はあつたかも知れぬ、けれども今は左様なことはないと思ふ、軌道下の埋築落磐を貯藏炭として計上したとか、肺結核を肺炎として届出でたとかいふのは一種の犯罪行爲で之を以て直に日本の統計を云爲するといふことは當らぬことである、況んや死にさうもない人の保險加入を拒絶したとか、診査しないで保險に加入せしめたとかいふのを以て保險統計が砂上の樓閣である、その砂上の樓閣である所の統計を土臺にしては昭和の御代を明るくする事業の計畫は出来ぬといふに至つては、醫師に大關係のある保險統計の如何なるものなりやも御存じないのであるまいか、かゝる統計に無理解な人が我が日本の統計に向つて善いとか悪いとか批評するといふことは甚だ僭越なことで、假令其の「臨牀研究」といふ雑誌が砂上の樓閣にもせよ空中の樓閣の様なものにもせよ、一度世上に發行せられた以上は人の眼に觸れぬとはいへぬ、世の中はめくら千人、めあき千人といふ譬もあるから、聊か大人氣ない事ではあるが我が日本の統計の爲めに牛刀を以て鶏を割くの擧を敢へてしたのである。

### 統計書解題

#### 地方統計書總評 (四)

##### 一〇、部門及分冊の名稱 (續)

**商業** 商業といふ名稱も農業の如く狹義と廣義の二がある、狹義の商業といふのは貨物の轉換を媒介し又は之を補助するに依りて利益を營むものをいふのであつて、國內に於ける物品賣買業及外國貿易業等がそれである。廣義の商業といふのは物品賣買の外銀行其の他の金融業、保險業の如きもの迄をも包含せしめてある。

日本帝國統計年鑑では「外國貿易」「內國商業物價及會社」「銀行及金融」「保險」等の如く其の部門を別けてあつて、單に「商業」とのみした部門はないが地方の統計書では多くは是れ等のものを「商業」といふ部門に一括してある。地方統計書中で「商業」なる部門を設けてあるのは北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、(内國商業)、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の一道三府三〇縣、「商業及金融」としたるは青森、栃木、群馬、大分の四縣、「商事及金融」としたるは長野縣、「商業、金融其他」としたるは山口縣、「商業及會社」としたるは愛知、兵庫、奈良の三縣、「商業、會社、銀行等」としたるは福井縣、「商業及賃金」としたるは愛媛縣で、全然商業の文字を用ひざるは埼玉一縣である。

右の如く何れも商業なる名稱を用ひあれども其の内容を一見すれば商業なりや否の甚疑はしきもの迄をも包含せしめてある所がある。

商業なりや否の疑あるものに種々ある、諸會社、諸組合、賃金等が其の主なるものである。

會社には商業を營むものあり、工業を營むものあり、農業を營むものあり、漁業を營むものあり一様ではない、然るに之を悉く商業なる部門中に包括するのは少しく妥當であるまい、然るに前にもいへる如く日本帝國統計年鑑では、「内國商業物價及會社」といへる部門を設けて總べての會社を内國商業と同一部門に包括してある、これは會社は總べて商法で謂ふ所の商行爲であるといふ意味でさうしたのかも知れぬが、他に農業、漁業、工業等の部門がある故、商業以外の會社迄を商業に屬せしむるは他の部門との關係上如何なものにや。地方統計書にありても「商業」に屬せしめたものが多く之を別にしたのは僅に埼玉、茨城、東京、神奈川、石川、滋賀、大阪、岡山、香川、宮崎の二府八縣に過ぎぬ、其の中で全然「會社」といふ獨立の部門を設けたのは埼玉縣のみである。

産業組合及同業組合等も會社と同じく悉く商業にのみ屬せしむるのは甚だ妥當でない、日本帝國統計年鑑では全然獨立したる一部門としてあるが、地方の統計書には往々之を商業に屬せしめてある即ち岩手、富山、三重、和歌山、徳島及高知の六縣は之を「商業」中に包容し、青森、栃木、長野及山口の四縣は「商業及金融」中に包容してある。

賃金には農作、養蠶、自由労働者及奴婢等の分もありて全然之を工業に屬せしむるは不合理なると同時に商業に屬せしむるのも亦不合理である、日本帝國統計年鑑では「工業及賃金」なる部門を設けて工業者のみの賃金を掲げてあるが、さうすると不合理の嫌はなくなるが工業者以外の賃金が缺けることとなる、是れ等の賃金は掲記するの必要が

ないならば兎に角然らざれば少しく物足らぬ憾みなしとせずである、地方統計書では工業者のみならず其の他の賃金をも共に「工業」中に掲記したものが多く總べて二府一六縣あることは前號「工業」中にいふてある通りであるが、之を商業として取扱つた地方も一〇地方ある、其の中北海道、山形、山梨、滋賀、和歌山、島根、熊本の一道六縣は「商業」中に、群馬、栃木、大分の三縣は「商業及金融」中に包容し、愛媛縣は「商業及賃金」なる部門を設けてある。

物價は物品賣買と相離るべきものでない故當然「商業」中に屬せしむべきである、それ故地方統計書も大部分（三一地方）は商業又は商業と他のものを併せたる部門に包含せしめてあるが、前の賃金と共に一部門となしたる地方が八縣ある、宮城、茨城、長野、静岡、愛知、香川、高知及佐賀がそれであるが、必しも商業ならざる賃金と共に當然商業なるべき物價と共に一部門となしたるは何故なるや甚だ判断に苦むのである、尙右の八地方の外に物價に關するもの、全然掲げてない地方に埼玉、新潟、福井、三重、京都、兵庫、奈良、鹿児島の一府七縣がある。

普通の銀行業は廣義には「商業」中のものである、それ故地方統計書では之を「商業」中に包含せしめたものが少くない、北海道、山形、富山、山梨、三重、京都、廣島の一道一府五縣がそれである、其の他「商業及金融」中に包含したるものには青森、栃木、群馬、長野、山口、大分の六縣があるが、此の場合銀行は金融に屬すべきものと考へられる、けれども愛知縣では「商業及會社」といふ部門を設けて之に包含して居る。

貯蓄銀行は商業に屬せしむべきものであるまい、従つて銀行貯金に關するものは商業に屬せしむるの如何のものにや然るに之を「商業」中に包含したるは北海道、山梨、三重、廣島の一道四縣あり、「商業及金融」中に包含したる

は群馬、長野の二縣「商業、會社、銀行等」に包容したのは福井縣である。  
郵便貯金を「商業」中に包容したのは山形、山梨、三重、京都、廣島、山口の一府五縣で、「商業及金融」中に包容したのは群馬、長野の二縣、「商業、會社、銀行等」中に包容したのは福井縣であるが、これも前の貯蓄銀行と略同一であるが、前者には北海道廳あり、後者に山形縣及京都府あるのを異りとす。

郵便爲替事業の金融業なることは申す迄もないが、之を「商業」中に包含したる地方に山形、山梨、三重、京都及廣島の一府四縣ある、これ等は何れも「金融」なる部門を設けざる爲であらう。

「保險」に關する統計を掲載したるは全國に於て一一地方に過ぎぬ、さうして之を「商業」に包容したるは京都府、「商業及金融」に包容したるは栃木及長野の二縣に過ぎぬ。

度量衡器製造に關する統計は之を獨立の一部門となすか或は「工業」に屬せしむるのが適當で、各地方共何れもさうしてあることは「工業」に於て述べた通りであるが獨滋賀縣のみは「商業」に屬せしめてあるのは如何なる見解に依るのか。

右の如く地方統計書に於ける「商業」なる部門には種々なるものを包含し何れも一定して居らぬ、他の部門でも必ず一定して居るとはいへぬが商業程甚しくはない、そこで先づ此の商業に關する各地方廳に於ける總表數及び其の部門名を左に掲載し、然る後前に述べた一〇種の各表が商業以外では如何なる部門に包容せられあるかを述べることとする、何故なれば此の一〇種のものの中獨立した部門を持つて居るのは會社にありては埼玉縣、組合にありては山梨、岐阜、愛知、奈良、大分及沖繩の六縣、賃金にありては奈良縣あるに過ぎず、其の他は何れも他の部門に包容せられ

て居るからである。

商業に關する表數

地方廳	掲載年次	掲載卷順號及名稱	部門名	表數	備考
北海道	大正十五年、昭和元年	第二卷勸業部	商業	四一	内國航路入港船舶四表及乗降船客一表あり
青森縣	大正十四年	第三編産業	商業及金融	二〇	
岩手縣	昭和二年	第三編産業	商業	一〇	
宮城縣	同	第二卷勸業	商業	八	
秋田縣	?	?	?	?	
山形縣	昭和二年	第二編	商業	一七	振替貯金は爲替と併せて一表となしあり
福島縣	同	下編	商業	八	
茨城縣	昭和二年	第三編産業ノ部	商業	一一	出入船舶二表あり
栃木縣	同	第三編産業、金融	商業及金融	三五	
群馬縣	大正十五年、昭和元年	勸業之部	商業及金融	二〇	商業なる部門なし
埼玉縣	昭和二年	第四編	商業	四	
千葉縣	大正十五年、昭和元年	全	商業	一六	
東京府	同十五年、昭和元年	全	商業	一七	
神奈川縣	同十五年、昭和元年	全	商業	一七	
新潟縣	昭和二年	第三編産業	商業	四	

地方廳	掲載年次	掲載巻順號及名稱	部門名	表數
富山縣	昭和二年	第二編産業	商業	一一
石川縣	同	第三編産業	商業	二一
福井縣	大正十五年、昭和元年	全	商業、會社、銀行等	二三
山梨縣	同	第二編勸業	商業	一九
長野縣	同	第五編	商業、會社、銀行等	二六
岐阜縣	大十二年	第二卷産業ノ部	商業	八
靜岡縣	昭和二年	第三編勸業	商業	一二
愛知縣	大正十四年	第三編産業	商業及會社	一七
三重縣	昭和二年	第二編産業ノ部	商業	二〇
滋賀縣	同	全	商業	二〇
京都府	大正十五年、昭和元年	第三編産業	商業	一七
大阪府	同	全	商業	二三
兵庫縣	昭和二年	第三編	商業及會社	九
奈良縣	大正十五年、昭和元年	第二編	商業及會社	七
和歌山縣	同	全	商業	九
鳥取縣	昭和二年	第三編勸業	商業	一九
島根縣	大正十五年、昭和元年	第三編勸業	商業	八
岡山縣	大正十五年、昭和元年	全	商業	五

別に「交通貿易」ありて輸出入に關するもの三表掲載

乗降船客表、入港船舶各一表あり

廣島縣	同	第三編勸業	商業	二〇
山口縣	昭和二年	第三編産業	商業及金融其他	一〇
徳島縣	大正十五年、昭和元年	第三編産業	商業	二〇
香川縣	同	第三編	商業	六
愛媛縣	昭和二年	第一編	商業及貨錢	八
高知縣	同	第二編産業	商業	八
福岡縣	同	第三編勸業	商業	二四
佐賀縣	同	第三編産業	商業	一〇
長崎縣	大正十四年	第三編産業	外國貿易内國商業	三一
熊本縣	大正十五年、昭和元年	第五編	商業	一六
大分縣	同	第三編勸業	商業及金融	二六
宮崎縣	昭和二年	全	商業	一〇
鹿兒島縣	大正十三年	第四編	商業	四
沖繩縣	大正十五年、昭和元年	第三編産業	商業	九

乗降船客及入港船舶各一表あり

入港船舶一表あり

或る地方では之を商業なりとし、或る地方では之を否らすとする所のものが一〇種ある、それは諸會社、諸組合、賃金、物價、銀行、同貯金、郵便貯金、同爲替、保險及度量衡の製造であることは前に述べた通りであるが、此の一〇種のを各地方が商業以外如何なる部門に包含せしめたかに就いては未だ述べてない故之に就いて少しく吟味してみることをする、但し度量衡の製造を「商業」に包含したのは唯一縣で其の他は獨立の部門か然らざれば何れも

「工業」としたことは前號に於ていふてある故之は除いて置いた。

商業以外の會社迄をも全然「商業」中に包含せしむるの不合理なるべきことは前に既に述べた、さうして商業以外の部門に包含せしめた地方が茨城、埼玉、東京、神奈川、石川、滋賀、大阪、岡山、香川、宮崎の二府八縣あり、其中埼玉縣のみは立派に「會社」といふ獨立した一部門を設けてあることをも既に言ふてあるが、其の他の九地方は如何であるかといへば「會社及組合」なる部門を設けたるは東京、神奈川、滋賀（「組合及會社」とあり）、大阪、岡山、宮崎の二府四縣であつて、其の他茨城縣では「會社、組合及工場」、石川縣では「生産額及會社」、香川縣では「會社及工場」なる部門を設けて會社に關する各表を包含してある、就中茨城、香川二縣の如きは何れも別に「工業」なる部門あるにも拘はらず、特に此くの如き部門を設けて工場のみを此に包含したのは如何なる意味にや、これは「工業」の時に言ふべきであつたが言ひ漏した故序に言ふで置く。

産業組合及同業組合に獨立の部門を設けた地方の六縣あること及商業として取扱はない地方即ち「會社及組合」又は「組合及會社」なる部門を設けたるは東京、神奈川、滋賀、大阪、岡山、宮崎の二府四縣なることは前の會社の所で言ふたが、其の他「附録」中に包含せしめるたるは北海道廳及鳥取縣、「雜事」又は「雜」中に包含せしめたのは宮城、群馬、島根、廣島、福岡、佐賀の六縣、「産業諸團體」「組合及其の他の團體」又は「産業機體」中に包含せしめたるは山形、埼玉、新潟、京都の一府三縣、「金融」中に包含せしめたるは福島縣、「貯蓄及産業組合」は千葉縣、一貯蓄、産業組合及諸會社」は長崎縣、「總覽」は静岡縣、「生産額及會社」は石川縣、「銀行及金融」は熊本縣、全然掲載せぬものは福井及愛媛の二縣、「會社、組合及工場」は茨城縣、農業組合を「農業」に其の他の組合を「其他」部門

中に屬せしめたるは兵庫縣、「會社及工場」は香川縣、「貯蓄」は鹿児島縣であるが、就中組合を「金融」や「貯蓄」に包含せしめたのは頗る異様である。

賃金を商業以外として取扱つたもの、中「工業」中に包含してある地方が二府一六縣あることは既に述べたが、物價と賃金を合して「物價及賃金」なる一部門を設けたるものに宮城、茨城、長野、静岡、愛知、香川、高知、佐賀の八縣がある。其の他「生産額及會社」なる部門中に包含せしめた石川縣、「商業及金融」なる部門に屬せしめたる栃木縣、群馬縣の様なのもあるが、全然獨立の部門となしたものに奈良縣がある、其の他新潟、福井、三重、京都、兵庫、山口、鹿児島の一府六縣は之を掲載してない。

右に掲げた會社、組合及賃金の三種は商業に屬すべきや否やの甚疑はしきものであることは既に述べた通りであるが、賃金を「工業」に屬せしむるのも穩當でなく、各種の組合を「金融」、「貯蓄」、「銀行及金融」等に包含せしむるの如何のものにや、殊に「生産額及會社」又は「會社及工場」中に包含せしめたるに至りては其の何が故にしかせしかの判断に苦むのである、然らば此の三つのもは如何にせば可なりや、兵庫縣の如く農業組合は「農業」に屬せしむるといふ様にするのが合理なるが如しと雖、其の中には自ら所屬の明ならざるものあるべきを以て何れも獨立したる「會社」、「組合」及「賃金」の三部門を設くるを以て最も適宜の所置なりと思ふのである。

銀行業は廣義に於ては商業であるが、商業の内譯からいへば金融業に屬すべきである、けれども貯蓄銀行は純然たる金融業とはいへぬ、何故なれば金圓を預かるのは金融業ではないからである、然しながら金融業である所の銀行でも金圓を預かるのは如何であるかといへば、銀行で金圓を預るのに二種ある、一は普通の銀行で預かるもので之を預



金といひ、一は貯蓄銀行で預かるもので之を貯金といふて居る。貯金は貯金局でも預かる、郵便局で其の事務を取扱ふので俗に之を郵便貯金といふて居る、爲替は金融業の最も大切な業務の一である、普通銀行では皆此の業務を取扱ふ、郵便局でも亦此の業務を取扱ふ、けれども貯蓄銀行では爲替は取扱はぬ。

普通銀行の金融機關であることは申す迄もないが郵便局の爲替事業も金融機關である、けれども郵便貯金事業は金融機關とはいへぬ、従つて貯蓄銀行も純然たる金融機關とはいへぬのである、そこで統計書に於ては是等を如何なる部門に屬せしむべきかが問題となる。

日本帝國統計年鑑では「銀行及金融」なる一部門を設けて總べての銀行を之に集めてある、地方の統計書でも全然之と同じき部門を設けたのがある即ち茨城、千葉、奈良、佐賀、熊本及鹿児島六縣がそれである、但し統計年鑑では貯蓄銀行迄を包容してあるが、此の六地方の中茨城、千葉、鹿児島三縣は別に「貯蓄」なる部門を設けて貯蓄銀行に關するものは之に屬せしめてある。「銀行及金融」なる部門を設けたのは其の中に貯蓄銀行をも包容してあるからである、然るに別に「貯蓄」なる部門を設けてある場合更に「銀行及金融」なる部門を設けたのは如何のものにや。埼玉縣では「銀行金融及貯蓄」なる部門を設けて總べての銀行及郵便爲替及貯金をも包容してある。

銀行を「金融」なる部門に包容せしめた地方は中々多い、岩手、宮城、福島、神奈川、石川、岐阜、静岡、大阪、兵庫、鳥取、岡山、徳島、高知、福岡、長崎、沖繩の一六地方を算する、此の場合は貯金に關する表は包容出来ないと思ふが、右の中岩手、神奈川、大阪、鳥取、岡山、徳島、高知、福岡の八縣は之を包容せしめてあり、宮城、福島、兵庫、沖繩の四縣は不明であるが、石川、岐阜、静岡、長崎の四縣のみは貯金を別にして居る。「金融及貯蓄」なる部

門を設け銀行を包容したるは和歌山、香川、愛媛、宮崎の四縣、「金融、貯蓄及保險」としたるは東京府、「金融及保險」としたるは滋賀縣で、何れも銀行を包容してある、但し滋賀縣は貯蓄といはずして貯蓄銀行をも包容せしめてある。而して全然銀行に關するものを掲載してないのは新潟、島根の二縣である。

貯蓄銀行に關する統計を「金融」なる部門に屬せしめないのは石川、岐阜、静岡、長崎の四縣のみなることは前に言ふた通りであるが、青森、茨城、栃木、千葉、愛知、富山、大分、鹿児島八縣も全然普通銀行とは別の部門に包容せしめてある、即ち「貯蓄」なる部門に屬せしめたるは青森、茨城、栃木、石川、岐阜、静岡、大分及鹿児島八縣、「貯蓄及産業組合」に屬せしめたるは千葉縣、「貯蓄及保險」が愛知縣、「貯蓄、産業組合及勸業諸會」が長崎縣であるが、右の外に富山縣の「通信及郵便爲替貯金」なる部門中に銀行貯金を包容せしめてあるのは如何なる意味にや、其の他の地方に至りては何れも普通銀行中に包含せしめあるか全然掲載せざるものである。

郵便貯金に關する統計表は銀行貯金よりも、もつと種々なる部門に屬せしめてある、今一覽に便する爲め左に列挙することゝした、但し「商業」に關する部門に包容せしめたものは既に掲記してあるが便宜上再び之を載せた。

- 一 「貯蓄」 福島、茨城、栃木、石川、静岡、大分、鹿児島
- 一 「金融」 岩手、宮城、新潟、岐阜、岡山、徳島、高知
- 一 「商業」 山形、山梨、三重、京都、廣島
- 一 「金融及貯蓄」 和歌山、香川、愛媛、宮崎
- 一 「商業及金融」 群馬、長野
- 一 「交通及土木」 又は「土木及交通」 神奈川、沖繩

- 一 「貯金及保險」又は「貯蓄及保險」愛知、大阪
  - 一 「銀行及金融」佐賀、熊本
  - 一 「通信」北海道
  - 一 「銀行、金融及貯蓄」埼玉
  - 一 「貯蓄及産業組合」千葉
  - 一 「金融、貯蓄、保險」東京
  - 一 「通信、郵便爲替貯金」富山
  - 一 「商業、會社、銀行等」福井
  - 一 「金融及保險」滋賀
  - 一 「郵便爲替貯金」奈良
  - 一 「財産及貯蓄」鳥取
  - 一 「通信及郵便爲替」山口
  - 一 「貯蓄、産業組合及勸業諸會」長崎
  - 一 全然掲載なきもの青森、兵庫、島根、福岡
- 郵便爲替も其の所屬一様でない、さうして亦郵便貯金とも同一でない。
- 一 「通信」北海道
  - 一 「金融」岩手、宮城、福島、新潟、石川、岐阜、静岡、大阪、鳥取、岡山、徳島、高知、長崎
  - 一 「商業」山形、山梨、三重、京都、廣島
  - 一 「郵便及電信」茨城、栃木

- 一 「交通及築造」群馬
- 一 「銀行、金融及貯蓄」埼玉
- 一 「銀行及金融」千葉、佐賀、熊本、鹿兒島
- 一 「金融、貯蓄及保險」東京
- 一 「交通及土木」、「土木及交通」又は「土功及交通」神奈川、島根、沖縄
- 一 「通信郵便爲替貯金」富山
- 一 「運輸及交通」長野
- 一 「金融及保險」滋賀
- 一 「郵便爲替貯金」奈良
- 一 「金融及貯蓄」和歌山、香川、宮崎
- 一 「通信及郵便爲替」山口
- 一 「貯蓄」大分
- 一 全然掲載なきもの青森、秋田、福井、愛知、兵庫、愛媛、福岡

日本帝國統計年鑑では「銀行及金融」なる部門の中に各種の銀行、各種の金融機關を網羅してあるが郵便爲替及貯金は「通信及郵便爲替貯金」なる部門に入れてある、けれども同じく郵便局で取扱つて居る所の簡易生命保險事業は之を別にして「保險」といふ部門に屬せしめてある。地方統計書では保險に關する統計を掲載してあるのは一に過ぎぬ、さうして獨立の「保險」なる部門を設けたのは岐阜縣のみで、其の他は東京府の「金融、貯蓄及保險」、愛知縣及大阪府の「貯蓄及保險」、滋賀縣の「金融及保險」の四地方が僅に部門名に保險を加へてあるが其の他北海道廳







地方廳	島根	岡山	廣島	山口	德島	香川	愛媛
揭載年次	大正十五年	同	同	昭和二	昭和大正十五年	同	昭和二
揭載卷順號及名稱	第三編勸業	第一編土地人口其他	全	同	同	第三編	第一編土地、戶口、財政其他
部門名	雜及附錄	土木及交通	會社及組合	工業	商業及金融	工業	金融及貯蓄
會社	1	5	3	2	1	2	4
組合	1	1	1	1	1	1	1
貨金	1	1	1	1	1	1	1
物價	1	1	1	1	1	1	1
銀行	1	1	1	1	1	1	1
貯金	1	1	1	1	1	1	1
郵便	1	1	1	1	1	1	1
爲郵便	1	1	1	1	1	1	1
保險	1	1	1	1	1	1	1
其他	6	7	1	3	3	3	3
計	67	68	8	5	6	4	5

高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
同	同	同	大正十四年	大正十五年	同
同	同	同	同	同	同
第二編產業	第三編勸業	第三編產業	第三編產業	第五編	第三編勸業
商業	商業	商業	銀行及金融	商業	商業及金融
4	3	3	7	4	5
2	8	5	3	1	1
1	1	1	1	1	1
1	2	2	2	1	1
1	5	3	5	4	5
1	2	2	2	3	1
1	3	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
2	1	3	4	5	4
8	3	7	4	6	6

地方廳	掲載年次	掲載卷順號 及名稱	部門名	會社	組合	貨金	物價	銀行	銀行 貯金	郵便 貯金	郵便 爲替	保險	其他 其ノ	計
大分	昭和大正十五年	第三編勸業	貯蓄	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	五
宮崎	昭和二年	全	會社及組合	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	五
鹿兒島	同	同	工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
同	同	同	商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
同	同	同	金融及貯蓄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
同	同	同	商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
同	同	同	貯蓄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
同	同	同	銀行及金融	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同	同	同	商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同	同	同	各種組合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同	同	同	工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同	同	同	金融	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
同	同	同	土功及交通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
同	同	同	第一編内務	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
沖繩	昭和大正十五年	第三編産業	商業	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
同	同	同	各種組合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同	同	同	工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同	同	同	金融	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
同	同	同	土功及交通	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六

備考

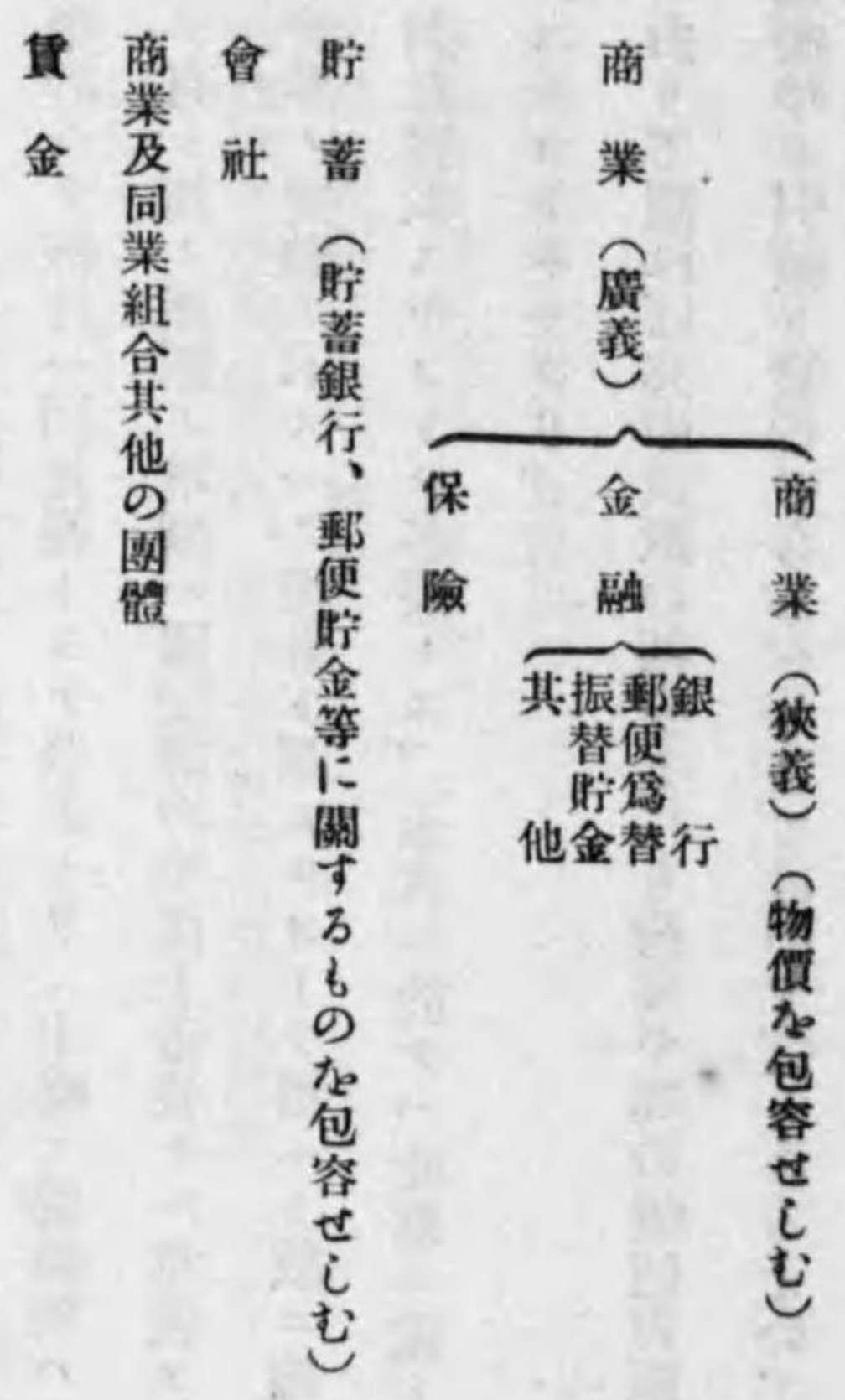
- 一 茨城縣及香川縣は別に「商業」なる一部門あり
- 一 埼玉縣は郵便爲替及貯金は併せて一表となしあり
- 一 石川縣には「商業」中にも會社に關するもの一表あり
- 一 岐阜縣には「金融」中に振替貯金に關するもの一表ありて「貯蓄」中になれども煩をさけて何れにも計上せず

前表に掲載した各地方廳に於ける部門名は同一又は類似のものを除いても約六〇に近いが、之を以て見ても此の九種のものが如何に各地方廳に於て其の所屬部門に就き疑義を生じ苦心を重ねしかを知らることが出來よう、今試みに其の部門名の異なるものを列挙して見た所が左の如くであつた。

商	組合及會社
外國貿易、内國商業	産業機關
商事及金融	産業諸團體
商業及金融	貯蓄
商業及金融其ノ他	貯蓄及保險
商業及會社	貯蓄及産業組合
商業、會社銀行等	貯蓄産業組合及勸業組合
商業及貨錢	財産及貯蓄
金融	貯金及保險

金融 (及) 貯蓄	郵便貯金爲替
金融、貯蓄及保險	郵便及電信
金融及保險	郵便電信電話
銀行 (及) 金融	通信
銀行、金融及貯蓄	通信及郵便爲替貯金
保險	交通及通信
物價 (及) 貨錢 (金)	交通及土木
貨錢 (金) (及) 物價	交通及築造
會社	運輸及交通
會社及組合	土木及交通
會社、組合及工場	土功及交通
會社及工場	工業
生產額及會社	製造及工業
組合	總覽
各種組合	雜事
產業諸組合	雜錄
產業組合及同業組合	附錄
組合及其ノ他ノ團體	

けれども此の約六〇程の異つて居る部門を子細に觀察して見れば左の如くなると思ふ



右に依りて部門を設くるには、其の少きを欲する時は「商業」「貯蓄」「會社」「産業及同業組合其他の團體」「賃金」の五となせばよい、又其中「商業」を「商業」「金融」「保險」の三としてもよく、尙一層細分したければ「金融」を「銀行」「郵便爲替及振替貯金」「其他の金融」ともすることが出来る、けれども貯蓄、會社、各組合及其他の團體、賃金等は之を「商業」中に包括することには賛成出来ぬ、又之を分割することも好ましくないと思ふのである。

○本文起草の時は未だ第四十七回日本帝國統計年鑑が刊行にならぬ時であつた、然るに第四十七回の年鑑では從來に比して非常に改革を加へてある故、本文中の年鑑に關する部分は當然書き改むべきであるが、さうするには大分手を入れなければならぬので印刷期日が切迫して居る爲め其の時間がないから、別に其の改革してある點の中本文に關係して居る所だけを此處に書き添へて置くこととする、即ち「外國貿易」とあつたのが單に「貿易」となり「内國商業物價及會社」とあつたのを「商業及金融」と改めて「銀行及金融」及「保險」をも全然本部門



に包括し、別に「労働」といふ部門を設けて「工業及賃金」中の賃金及工場労働者に關する數表を此の部門に移してある、それから「通信及郵便爲替貯金」中の通信だけを「交通」に入れ郵便爲替及貯金は前に掲げた「商業及金融」中に包括せしめてゐる。

### 第一次綿織物年表

(四六倍判、算用數字横表、一二頁、昭和三年三月十日發行、商工大臣官房統計課編纂、非賣品)

#### 内 容 要 領

本書は其の緒言に於いて左の如きことを言ふて居る

(前略)各地方官ニ通牒シ其ノ管内ニ於ケル綿織物産額ヲ昭和二年一月ヨリ毎月調査報告セシメ本省ニ於テ之ヲ整理集計シテ毎月一回月報トシテ公表セリ(中略)綿織物ハ我國主要工産物ノ一ニシテ且又年々四億圓内外ノ輸出額ヲ有シ其ノ産額ノ増減ハ國民經濟生活上重要ナル意義ヲ有スルノミナラズ其ノ市場ニ於ケル價格ノ騰落ハ一般經濟界ノ變動ヲ示ス一ノ指針ト認ムルコトヲ得ヘシ故ニ綿織物ノ産額並ニ輸出額等ニ關スル統計ハ特ニ迅速ニ之ヲ調査發表スルコトヲ必要トス。本省ニ於テハ此點ニ鑑ミ從來公表セル月報ヲ基礎トシテ此處ニ綿織物年表ヲ公表スルコトトシタリ。

之に由りて觀れば其の頁數の甚少きにも拘らず其の價値の頗る高きものとして發行せられたるものであらう、さうして爾後年々引續き發行せらるべきことは申す迄もあるまい、加之其の事柄がさうあるべきものであるとはいへ其の

前年の事實を翌年の三月上旬に公表せらるゝといふことは從來の官府統計としては非常に迅速なることと思ふのである。それで其の收むる所のは圖表三を卷頭に掲げ左の統計表を掲載してゐる。

- 一、綿織物産額品目別、月別表
- 二、綿織物産額地方別、品目別表
- 三、綿織物産額地方別、種類別、月別表
- 四、綿織物生産高、輸入高、輸出高及内地消費高對照表

### 東京市家計調査統計原表

(四六倍判、算用數字横表、二一九頁、昭和三年三月三十一日發行、非賣品、東京市統計課編纂)

#### 内 容 要 領

本書は大正十五年九月一日より昭和二年八月三十一日迄滿一ケ年間に互り内閣統計局に於て執行した家計調査に於ける東京市の家計簿記入世帯中から三九三世帯を採擇し、其の家計簿の資料を整理編纂したもので圖表、概説及び統計原表の三より成つて居る、圖表は總べて一〇種であつて、概説は之を總説、世帯、住宅、職業、收入、實支出、實支出外の支出、收支の對照の八項に分ちて略述し、原表は總べて一六表であつて各表に其の比例表を添へてある。

本書は右の外凡例に於て家計調査に於ける方法、内容其他に就き詳細なる説明を加ふること二〇頁、若し今後第二回の家計調査を施行せらるゝことあれば好個の參考資料となすを得べし。

### 第二十回 東京市學事統計年報

(年一回刊行、四六倍判、算用數字橫表、一二三頁、昭和三年九月二十日發行、非賣品、東京市統計課編纂)

#### 内 容 容 量

本書は卷首に統計圖表五種を掲げ、次に一七項より成る總説を載せ、而して左の統計表四六表を収録してある。

第一 學 齡 兒 童	五	第二 小 學 校	六	第三 小 學 校 教 員	六
第四 小 學 校 兒 童	八	第五 市 立 小 學 校 授 業 料	一	第六 幼 稚 園	二
第七 小 學 校 に 類 する 各種 學 校	二	第八 中 學 校	一	第九 高 等 女 學 校	一
第一〇 實 業 學 校	三	第一一 聾 啞 學 校	一	第一二 學 校 衛 生	二
第一三 學 務 委 員	一	第一四 圖 書 館	二	第一五 教 育 研 究 上 の 設 備	一
第一六 青 年 訓 練 所	一	第一七 市 公 學 資 產 及 公 學 收 入 支 出	三		

### 浮浪者に關する調査 兒童連行の乞食に關する調査

(菊版、一三二頁、昭和四年三月三十日發行、東京市役所編纂、非賣品)

本書は浮浪者に就いては昭和三年六月十三日より七月十日迄約一ヶ月に亙り調査したるもの八八頁、兒童連行の乞食に就いては昭和二年十二月一日より同月二十八日迄に於て調査したるもの四四頁より成つてゐる。

浮浪者に關する調査は救護施設の基礎的資料を得るため及一般社會に對し社會問題に關する攻究的資料を提供するために調査したるものであつて其の範圍は被調査者にありては主として「宿なし」に限り、一定の住所を有するもの

又は木賃宿、簡易宿泊所等を涉り歩くもの等は除外し、其の地域は絶えず浮浪者の聚集して居る淺草公園及其の附近、上野公園及其の界限、芝、日比谷、虎の門の各公園及其の附近、四谷區旭町、深川區富川町及び其の附近等何れも彼等の群りて野宿をなせる場所に限つて居る。さうして其の被調査者は總べて四七三人であつて、之を左の八章に分ちて種々の方面より統計的に觀察記述してある。

第一章 總 說
第二章 浮浪者の人數及出生地、年齢、健康状態、配偶關係
第三章 浮浪の動機原因及浮浪期間
第四章 職業關係
第五章 精神的關係
第六章 扶養關係及救助の有無
第七章 刑法其他の法規に依る處分の有無
第八章 浮浪を脱せざる事由

兒童連行の乞食に關する調査は其の實相を明かにし救護を圖る上に必要なる資料を獲る目的で乞食の中十五歳以下の兒童を引連れ路傍、公園内、火葬場若くは行人の多き場所に於て其の兒童と共に乞食をなすものにつき(一)親については其の性別、年齢、兒童との續柄、住所、出生地、乞食となる事由、配偶關係、健康状態、經歷、其他(二)兒童については其の性別、年齢、親との續柄、健康状態、戸籍整理の有無、就學の有無、其他を調査し其の人員は親乞食は四七人、連行兒童一〇一人である、さうして之を左の三章に分ちて統計的に縦横に論究してある。

#### 第一章 總 說

第二章 調査の結果  
第三章 乞食生活實情

以上の二調査は其の章數や頁數でも分る様に前者の方が委しく後者が疎であるが、何れも餘程詳密に調査もし論述もしてある、但し其の中に幕府時代に於ける是等非人頭を前者にありては車善七とし、後者にありては彈左衛門としであるが、これは前者がよいようである。彈左衛門は非人頭ではなく穢多の取締であつた様に記憶して居る、同一書中に二様にいふてあるのは如何の次第にや、しかしながら左様なことは白壁の微瑕として本書の如きは此様な方面の研究者に對しては多大なる貢獻をなすものとして世上に推奨すべきものと考えるのである。

横濱市第二十一回統計書

(年一回刊行、四六倍判、算用數字横表三七八頁、昭和三年五月五日發行、非賣品、横濱市役所編纂)

内 容 要 領

本書は大正十五年、昭和元年又は同年度に於ける事實を左記一八項に分ち三八八表の統計表を収録しある。

第一 土 地	一一	第二 人 口	一五	第三 教 育	一八
第四 社 寺	六	第五 警 察	六	第六 商 工 業	四九
第七 外 國 貿易	一一	第八 銀行及金融	三九	第九 交通及運輸	三一
第一〇 會 社	二	第十一 郵便電信及電話	二九	第十二 土木及築造	二七

大正十五年 青森市統計書

(菊判、算用數字横表、二八四頁、昭和三年二月二十三日發行、非賣品、青森市役所編纂)

内 容 要 領

本書は巻頭に於て總説を地勢、沿革の二に分ちて二頁に互りて記述し、左の一五編に分ち總べて二三五表の統計表を収録してある。

第一編 氣 象	五	第二編 土 地	一三	第三編 人 口	一〇
第四編 社 寺 教會	四	第五編 兵 事	四	第六編 教 育	三一
第七編 社 會 事業	一四	第八編 産 業	三一	第九編 商業並會社組合	一四
第一〇編 交通 通信	三七	第一編 金 融	一〇	第一二編 衛 生	一七
第一三編 警察、裁判所、刑務所	二二	第一四編 財 政	一七	第一五編 公議會及市政	六

右の中産業を生産額總覽(一表)、農業(四表)、牧畜(八表)、水産業(四表)、工業(二四表)に分ち、交通、通信を交通(三〇表)、通信(五表)、電燈(二表)に分ち、警察、裁判所、刑務所を警察(一六表)、裁判所(二表)、刑務所(四表)に分けてある。

雜 錄

佛 蘭 西 事 情 (其 四)

高 興 濂

十 巴 里 市 の 娛 樂 機 關

イ 映 畫 館

近代文化が齎した都會生活の種々相の内或代表的一面は映畫の全盛だらう、舊時代から新時代への進展、そこには生活様式にも變遷があるのは勿論であるが多數の中産以下の知識階級や勞働大衆を持つ都會生活に興味や娯樂の欲求が近代文化の表徴として時代の推移をくつきり寫して居る、映畫館が今までの唯一の娯樂機關であつた芝居や寄席に代つて大衆娯樂の代表的機關となつたのは現代人が有する生活意識の欲求が表はれて居る様に思はれる。

巴里もこの例にもれず他の興行物に比し映畫館が激増し収益をあげて居るのは言葉の解らぬ遊覽客が多いせいもあるが一般市民の安價なる歡樂への欲求の表はれてはいないかと思ふ。

巴里市内にある興行物を各種類に分けて大戰前(一九一四年)大戰直後(一九一八年)大戰後(一九二二年及一九二四年)の四箇年の状態を研究して見よう。

第一表 各種興行物累年比較

國 立 劇 場	實 數				指 數			
	一九一四年	一九一八年	一九二二年	一九二四年	一九一四年	一九一八年	一九二二年	一九二四年
一 國 立 劇 場	四	四	四	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
特 別 劇 場 (ミューズイク・ホール カフエ・コンセル)	一〇	六	五	四	一〇〇	六〇	五〇	四〇
映 畫 館	三	一〇	五	一	一〇〇	一八七	一八四	一九四
曲 馬 場	三	二	三	四	一〇〇	三二九	四九七	四三〇
ス ケ ー ト 場	三	二	三	四	一〇〇	六七	一〇〇	一三三
ダンス・ホール	九	二	二	二	一〇〇	六七	六七	六七
常 設 演 奏 會	三	二	二	二	一〇〇	六七	二四四	二五五
計	一四三	二三八	三四〇	三三六	一〇〇	一六六	二三八	二三五

※ミューズイク・ホールはル井ユ一専門の劇場でカフエ・コンセルは歌や舞踊が重でル井ユ一もやるがミューズイク・ホール程大仕掛ではない。ル井ユ一は時には一般劇場に上演される場合もある。

次に各種興行物の百分比を算出して見ると大戰後映畫館が他に比し非常に増加した事が解る。

第二表 各種興行物百分比

國 立 劇 場	一九一四年	一九一八年	一九二二年	一九二四年
國 立 劇 場	二・八	一・七	一・二	一・二

一 般 劇 場 特 別 映 畫 曲 馬 ス ケー ト ダンス・ホー ル 常 設 演 奏 會	一九一四年		一九一八年		一九二二年		一九二四年	
	實 數	指 數	實 數	指 數	實 數	指 數	實 數	指 數
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一般劇場	三〇・〇	三〇・〇	二〇・六	二〇・六	一六・二	一六・二	一八・二	一八・二
特別	七・〇	七・〇	二・五	二・五	一・五	一・五	四・二	四・二
映畫	二一・七	二一・七	二四・四	二四・四	一六・七	一六・七	一七・八	一七・八
曲馬	二五・九	二五・九	四四・六	四四・六	五四・一	五四・一	四七・三	四七・三
スケート	二・一	二・一	〇・八	〇・八	〇・九	〇・九	一・二	一・二
ダンス・ホール	六・三	六・三	〇・八	〇・八	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
常設演奏會	二・一	二・一	〇・八	〇・八	二・三	二・三	六・八	六・八

是等の娛樂機關の内映畫館を切りはなし収入の方面から研究して見る。  
一九二四年の最高収入額はマリヴオーの五、八五二、四二二法で最低収入額はカジノ・ド・ヴオージラアハルの四九一七法である。

第三表 映畫館累年比較

大 戰 前 (一九一四年 八月迄)	大 戰 中 (自一九一四年 八月一日)	館 數		一ヶ年 實 收 入 總 計		一ヶ年 一 館 平 均 收 入	
		實 數	指 數	實 數 (單位法)	指 數	實 數 (單位法)	指 數
一九一三年	一九一四年	二四	一〇〇	八、六五五、八六五	一〇〇	三六〇、六六一	一〇〇
一九一四年	一九一五年	三七	一五四	八、二八二、二七六	九六	三二二、八四五	六二
一九一五年	一九一六年	三三	一三八	七、七九八、九九三	九〇	二三六、三三三	六六
一九一六年		五八	二四二	一四、八九三、七一	一七三	二五六、七八八	七一

至一九一六年 十一月十日 一 日	大 戰 後 (一九一八年 十一月十日 以後)	一ヶ年 實 收 入 總 計		一ヶ年 一 館 平 均 收 入			
		實 數	指 數	實 數 (單位法)	指 數		
一九一七年	一九一八年	六三	二六三	一七、三七七、八六二	二〇〇	二七五、八三九	七六
一九一八年	一九一九年	一〇六	四四二	二六、三三八、二九二	三〇四	二四八、四七四	六九
一九一九年	一九二〇年	一三一	五四六	四九、六六四、六六二	五七三	三七九、一一九	一〇五
一九二〇年	一九二一年	一六二	六七五	六八、七七六、四三一	七九四	四二四、五四六	一一八
一九二一年	一九二二年	一八八	七八三	七五、六八九、六六七	八七四	四〇二、六〇五	一一二
一九二二年	一九二三年	一八四	七六七	八一、〇三四、八四三	九三六	四一一、三五六	一一四
一九二三年	一九二四年	一六九	七〇四	八五、四二八、七四七	九八七	五〇五、四九五	一四〇
一九二四年		一五九	六六三	一〇〇、六〇六、五七五	一、一六二	六三二、七四六	一七五

戦前より大戦中は一館當りの収入が少くなり、戦後物價が騰貴し入場料が高くなつたといへ俄かに増加した事は注目に値する、必ずしも巴里市民ばかりを觀客とするものでない事は勿論であるが試に一九二六年の巴里市の現在人口と一九二四年の映畫館數とを比較して見ると次の様になる。

第四表 映畫館一館當り現在人口數

行政里別市	映畫館數	現 在 人 口 當 り	
		現 在 人 口 數	一 館 當 り
第一區	四	一二、一一七	四六、一五二
第二區	六	一一、二一八	七、七〇四
第三區	三	二九、二七八	一一、六八九
第四區	六	一九、六七八	二七、四〇七
第五區	三	三二、四二〇	三〇、三一三
第六區	五	二二、〇九七	一四、二五一
第七區	三		一四、五四〇



第六表 演藝關係定期刊行物數

計	演藝關係定期刊行物數				計
	音	歌	舞	樂	
計	二	一	一	一	五
	二五	三	一	一	二七
	一	一	一	一	四
	四三	二	四	一	二七
	一〇	四	一	二	二二
	二	二	一	一	五
	二	一	一	一	三
	八五	三五	五	二	一六

巴里には前に述べた各劇場の外に娛樂機關としてダンス・ホールが八十五、演奏會場が六十二ある

ロ 演奏飲食店

演奏飲食店を娛樂機關とみなす理由は、奏樂のある飲食店は音樂の好きな人々にとつて演奏會に行かずに相當良い音樂を廉く氣らくにきかして呉れるから大衆娛樂機關の代表的なものであると思つたからである。

料理店等ではそうでもないがカフェーで奏樂がある時(大部分は夕食前後)は飲食物が少し高くなる(一杯一法の珈琲が一法二十五乃至一法五十)位なもので店に依つては相當良い樂手(大抵は音樂學校を首席で卒業し大演奏團の樂手となつて居る者)を雇つて居るので奏樂のあるカフェーは音樂の愛好家で一杯で席を得る事が難しい位である。

カ フ エ ー ア ラ ッ ス リ ー ( 麥 酒 店 ) 料 理 店 特 種 料 理 店 ( 食 堂 設 備 の あ る ) ホ テ ル 食 堂	軒 數	軒 數	
		バ ウ テ ー ( ダ ン ス ・ ホ ー ル の 設 備 あ る も の を 含 む )	其 他 ( 俱 樂 部 の 公 開 宴 會 場 を 含 む )
	八八	二〇	二
	三〇	五	二
	四六		
	一九		
	一七		
計	二二七		

十一 巴里の飲食店

イ 料理店

世界の料理の本場である巴里の事であるからその數も却々多くその確かな數を知る事は難しいが有名な料理店に依つてその概略を述べて見やう。

巴里にある料理店を次の事項に標準を置いて分類して研究する事にすがその分類法も小生の在巴里時代の見聞及手記に基礎を置くから多少の違ひは前以つて御断りして置く。

- I 料理として最上なるもの(これには衆人の認めて居るモンタニエ一軒しかない)
- II 料理、給仕、設備共に完全なもの
- III 料理、給仕完全なるも壯麗なる設備を有するもの
- IV 上流名士を顧客とするもの
- V 料理は完全でも設備その他が劣るもの

Vよりやゝ劣るもの  
 VI 常連を以つて唯一の顧客とするもの  
 VII よりやゝ劣るもの  
 VIII 以下の料理店数は知る事が出来ないから除外しグリル・ルームは特殊なものであるからこの標準外とする

第一表 行政区別料理店数

グ リ ム ル	計	行政区								ドボ ア ・ ユ ロ ー 計
		VIII	VII	VI	V	IV	III	II	I	
一	三	六	〇	九	二	一	三	一	一	一
三	七	三	六	六	五	二	五	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	五	一	二	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一〇	二	四	一	一	一	二	一	一	一
一	四	一	四	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	一	四	九	四	一	一	一
三	三	二	三	二	四	三	一	一	一	一
一	一	一	八	二	三	一	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	七	四	二	一	一	一	一	一	一	一
一	三	一	二	一	一	一	一	一	一	一
三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一
一	二	三	七	一	一	一	一	一	一	一
一	五	四	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二八	二八	五	七	三	三	〇	〇	一	五	六

第一表は全部佛蘭西料理屋で重に巴里料理であるが地方の料理及び外國料理屋の数を調べて見る事にする

地方の料理でも良いものは大抵の料理店でも調理するが或る定まつた地方の料理しか食べさせない店は極く少い。  
 外國料理店の数も相當多く世界中の料理で巴里で食べられないものはない位である。

第二表 地方料理店数

地 方	地 方	地 方
ア ル サ ス	ア ロ ブ ン ス	其 他 ノ 地 方
ベ リ ゴ ー ル	オ ネ	計
一	二	一
四	二	二

第三表 外國料理店数

國 名	國 名	國 名
支 那	西 馬	印 度
英 利	西 牙	本 太
希 臘	亞 尼	日 本
和 蘭	典 亞	計
伊 太	西 典	一
墨 古	蘭 西	四
共 計	一	七

次に一四二軒の料理店に於けるスープ、魚類、肉類、デッセルの概略値段に依つて分類し巴里の單價を示せば

第四表 概略値段別料理店数



概略値段	料理一皿									
	ス	フ	魚	肉	デ	ア	セ	セ	ール	数
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ロ 飲食店

特殊な各種の飲食店をその種類に依つて分類して見ると次の様になる

第四表 各種飲食店数

特殊バー	特殊賣品	特殊喫茶店	特殊賣品
ボート・ワイン	菓子	チョコレート及ココア	菓子
ベルモツト	アイス		
リクトール			
計	三	二	六
	五	九	七
	三	九	七

展覧場	美術館									
	美	古	現	東	装	工	彫	巴	巴	巴
個人蒐集品	一般	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術
市内	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二
市外	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三
展覧場	兵器	偉人の遺品	社会事業	宗教	劇	佛蘭西大革命	盲人作品	古書籍	殖民地	政策
市内	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一
市外	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	五	二	二	二	二	二	二	二	二

十二 巴里市にある美術館、展覧場及博物館数

夜半料理店は十二時以後開店し、舞踏場のまはりで食事をする様になつて居て、大部分の店ではシャンペン酒を義務的に飲まなければいけない。  
 カフェーは殆んど五六軒置き、處に依つては軒並にあるから確かな材料がなければその数を知る事は出来ない状態である。

百貨店	ホテル	内内	喫茶店	夜半	飲料	料理店
五	五	四	三	三	三	三
九	九	九	九	九	九	九
三	三	三	三	三	三	三

コロンビア	一、一六六	サン・マリノ	三七六	ニカラガ	五六
墨其斯古	一、〇九七	リビア	三四八	ホンチユラス	五二
彼利	一、〇〇九	エストニア	三〇九	巴拉ガイ	五〇
智利	九五一	ホルバニア	二四八	シヤム	四六
ペル	九一五	ボリビア	二一四	アンドル	四四
グエネズエラ	八九八	チリ	二〇六	リベリア	三八
ウエルガイ	八四八	グアテマラ	一五九	ダンツィグ	三三
キユバ	七三八	ドメニカ	一五五	アイスランド	二二
リチュアニア	六三〇	ザンビア	一二七	アイスランド	二二
フィンランド	六一六	エチオピア	一一四	アイスランド	一一
レツトニア	六一一	モナコ	九二	アイスランド	一一
チユニス	五七七	サルツァドール	八三	アイスランド	一一
ジエオルジヤ	五六九	コスタリカ	六八	アイスランド	一一
ハイト	四四一	澳大利	六七	アイスランド	一一
エクトール		佛蘭西保護國		アイスランド	一一
計				計	六五五、八〇三

(一九二四年十二月三十一日現在)

十三 セイヌ縣(巴里市及其近郊)在留外國人數

伊太利	一九、九三〇	希臘	九、三七八	葡萄牙	四、〇六六
白耳義	九八、四二六	マロツク	九、二五一	丁威抹	三、八四九
露西亞	六〇、六一一	チエフコスロヴァキヤ	八、三一〇	諾威	三、七二八
瑞西	五五、五五五	和蘭	七、四五六	亞爾然	三、三五一
英吉利	四七、五九三	スウェーデン	五、九七五	アラジ	三、二一四
北米	四一、二七〇	土耳其	五、四九二	シリア	二、五三〇
西班	三九、二一〇	獨逸	五、四六七	アザール	二、四一九
波蘭	三二、八四二	瑞典	五、〇七四	支那	二、三九一
羅馬尼亞	二〇、五一八	獨逸	四、七六六	埃及	一、五二九
リユタサンブルグ	一三、九三二	土耳其	四、七五一	ブルガリア	一、三八四
アルメニア	一〇、四四四	土耳其	四、二八六	日本	一、三一三
計				計	四四、四八

展	品	市內	市外	計
工業	二	一	一	二
貨幣	一	一	一	二
臺	一	一	一	二
通	一	一	一	二
器	一	一	一	二
磁	一	一	一	二
陶	一	一	一	二
場	一	一	一	二
觀	一	一	一	二
展	一	一	一	二
博	二	一	一	二
醫	一	一	一	二
天	一	一	一	二
自然	一	一	一	二
地	一	一	一	二
計		四四	四	四八

引用書目

娛樂機關

Annuaire Statistique de la Ville de Paris  
Années 1913, 1914, 1915—16—17—18, 1919,  
1920, 1921—22, 1923—24

Annuaire des Artistes 1924

Didot : Bottin 1928

演奏飲食店

Annuaire des Artistes 1924

Didot : Bottin 1928

美術館等

Université de Paris : Livret guide de l'étudiant de Paris 1924—1925

飲食店

J. A. P. Cousin : Voyages Gastronomiques au pays de France.  
Paris et la région parisienne

Curnonsky et Marcel Rouff : La France gastronomique.

Paris

Jean Gravigny : Montmartre en 1925

Robert-Robert : Le guide du Gourmand a Paris

Frederic Mayer : Restaurant of Paris and environs

在留人員數

Annuaire Statistique de la Ville de Paris Année 1923—24

本研究所記事

○統計材料の供給 昭和三年七月三十一日内務省社會局より大正七年より同十一年迄の奈良縣の市町村人口動態統計表  
謄寫方申出に就き其需に應じたり。

○統計展覽會出陣 柳澤本研究所總裁は昭和三年十月二十一日奈良縣添上郡辰市村小學校に開催の同村第六回統計展覽  
會を視察、持参したる舊郡山藩時代の郡山畫圖と先年總裁立案に係る貧富別郡山町民の明細なる圖表を出品せり。

長野縣より御大禮を奉祝し併せて統計の社會化を圖るの趣旨を以て昭和三年十一月下旬を期し統計展覽會開催に就  
き統計に關する圖書出陳方照會ありたるを以て季報第二十號乃至第二十四號五部を出陳せり。

○總裁の御大禮參列 柳澤總裁は昨秋京都に於て行はせられたる御即位の大禮に貴族院議員として奉仕のため十一月六  
日東京發 賢所大前儀、紫宸殿儀、大嘗祭其の他に參列の上二十日歸京せられたり。

○所員の御大禮地方賜饗參列 本研究所書記石川惟安、囑託關三吉郎の兩名は昨年十一月十六日の神宮外苑に於ける御  
大禮大饗宴地方賜饗に召さるる光榮に浴せり。

○月次講演會 昨年中に於ける本研究所月次講演會(毎月第二土曜日)に於ける重なる講演の筆記は本季報の各號に記  
載の通りであるが、其の各月に於ける講演者氏名は左の如し尙十一月に於ける田中政秋君の講演は本號の講演欄に掲  
載せり。

一、五、六、七、十、十一、十二月

阪本調査部長

二月	關 囑 託
三月	高 囑 託
四月	石 川 書 記
十一月	田 中 政 秋 君

○華族動態調査統計表の献納 御大禮記念として刊行したる華族動態調査統計表（本季報第二十五號）を柳澤總裁より三陛下各宮殿下に献納せしにつき宮内大臣より左の通り通達ありたり。

一 華族動態調査統計表 三 冊

右

天皇

皇后兩陛下

皇太后陛下へ獻上被致候ニ付

御前へ差上候此段申進候

昭和四年一月二十五日

宮内大臣

一木喜徳郎

柳澤統計研究所御中

○事業報告 昭和三年度本研究所事業報告は本年一月三十一日東京府經由文部大臣に提出せり。

○柳澤總裁の東京市市會議長當選 柳澤總裁は本年三月十六日施行ありたる東京市會議員總選舉に際し有志の推薦に據

り眞箇の理想選舉を標榜して立候補せられ當選の上三月二十九日の市會に於て大多數を以て議長に當選せられたり。

○内地運輸統計 昭和二年十二月埃及カイロ市に開催の第十七回國際統計協會々議に上程せられたる内地運輸統計（陸路、鐵道、水路、空路）に對し本研究總裁は政府委員として本邦の狀況を報告せるが猶朝鮮、臺灣、樺太、關東州の分を追加し内地に關する最近の材料と共に佛譯を了したり。

○大學及高等專門學校統計教育有無調査 本年夏ワルシャウ市に開催さる可き第十八回國際統計協會々議に報告すべき「大學及高等專門學校に於ける統計教育」の資料として各學校につき取調を依頼せるが本所より提出の數項目に對し大體満足なる答案を得直に編成其の佛譯を終りたり。

○國際優生學會と柳澤總裁 國際優生學會は第十七回國際統計協會々議の際伊太利中央統計院總裁ジニ氏を以て本研究所總裁柳澤伯爵に同會の協力者たるべき内諾を求めしが先般戰爭の優生的若くは非優生的影響に關する調査項目を送付し來れるを以て直に其の調査を開始したり。

○華族統計調査 華族統計調査中大正五年乃至同十四年の動態調査は其の製表を終り御大禮記念として本季報昨年の秋冬號を以て發表せしが、其の靜態調査も引續き製表に着手し動態統計の記述と共に着々進行中である。

○人口動態統計 奈良縣人口動態統計（自明治四十四年至大正九年）十ヶ年の記述は昨年七月全部終了したるを以て引續き青森、山梨、奈良、和歌山、鳥取、佐賀六縣分の人口動態統計（自大正七年至同十一年）五ヶ年の記述に着手し、其の大正十二年分の製表は本年四月六日を以て終了せるも都合に依り此の分は之を以て打ち切り十三年以後は奈良縣のみの製表を爲し直に其の製表に着手し豫て内閣統計局より借受けたる青森縣外五縣の人口動態統計材料小票は四月



小帶開葉封	包封封書書	七三月年	八同月	九同月	十同月	十一同月	十二同月	一四年	二同月	三同月	四同月
		二九二二	三〇七三	二九二四	一七〇九	二〇六〇	二六二二	一〇六六	二七二一	二九一九	一〇二五
		七〇八二	四〇九三	五二四四	四七〇九	二〇六〇	一六二二	一〇六六	二七二一	二九一九	三〇二五

受信數

八日を以て奈良縣分大正十三、四兩年を除くの外全部返却の上更に同縣大正十五年及昭和二年の小票を借り受けたり。

○朝鮮統計圖表 嘗て大正八年柳澤總裁が統計視察の爲め渡鮮の際京城専門學校生徒の作製に係る統計圖表數十枚を記念として持ち歸へられ所員に命じて優劣に依り之を甲乙丙の三階級に分たしめ本所に藏しありたるが本年四月二十七日奈良縣統計主事補田中長市郎氏來所の折同縣が特に統計改善に意を注ぎ各市町村に於て屢統計展覽會を開催するを以て其の参考の爲めに該統計圖表全部を柳澤總裁より同氏の出身地なる同縣添上郡辰市村に寄贈すべく同氏に手交せられた。

○信書の發受數 本研究所に於ける昭和三年七月乃至昭和四年四月の信書發受數は左の通りである。

發信數

小帶開葉封	包封封書書	七三月年	八同月	九同月	十同月	十一同月	十二同月	一四年	二同月	三同月	四同月
		一五二五	二七二四	二八二二	一三三六	一二七一	三三〇九	二二八七	二八二〇	一四一一	一四二四
		一五二五	二七二四	二八二二	一三三六	一二七一	三三〇九	二二八七	二八二〇	一四一一	一四二四

○統計界消息

○農業調査 農業調査の中耕地調査に關する經費三十三萬圓は既に議會の協賛を経たるを以て本年三月二十七日法律第一號を發布し大正十一年法律第五十二號を改正して其の根本法を制定し、四月一日にはこれに従事すべき臨時職員を公布し更に内閣に農業調査委員會を設置し四月九日には其の幹事會を、同日には第一回委員會を開き農業調査の關係法令を審議し同十五日にはこれを中央統計委員會に諮問し其の決議を経、同月二十三日附を以て勅令を、同月廿四日付を以て閣令及訓令を發布せしことは別項記載の通りであるが、同月二十四日より同十七日迄四日間互り地方廳、六大都市其の他の統計課長七十四名を内閣統計局に招集し之に關する左の協議事項につき打合を爲せり。

(一)調査の範圍(二)調査區の設定(三)農業調査員の選任(四)農業調査指導員の配置(五)調査用印刷物の交付(六)耕地圖の作成(七)面積の測定(八)結果表提出期限(九)調査の執務順序(十)調査の趣旨普及(十一)付帶調査

○柳澤總裁寄附金 柳澤總裁は本年一月本所經費の中へ金一十圓又四月に於て金二十五圓を寄附せられたり

○御大禮式場拜觀 京都に於ける御大禮式場拜觀の爲め所員有志は四月二十六日夜出發伊勢奈良を経て京都に到り二十九日京都御所御大禮式場跡拜觀同月三十日朝歸京せり其の間京都にて

は桃山御陵を參拜し、奈良に於ては郡山に柳澤神社を參詣し次で柳澤別邸養魚場を參觀す

○各國自動車數(最近の登錄數)(昭和三年十一月六日中外商業)

アメリカ	三三、五八八	イギリス	一三、九四七
フランス	九、〇〇〇	カナダ	九、九四九
瀛洲	四、四三五	ドイツ	四、三三〇
アルゼンチン	二、四三六	イタリア	一、六〇〇
ブラジル	一、四〇一	ニュージーランド	一、四二五
印度	一、七〇〇	スエーデン	一、〇〇〇
スペイン	一、〇〇〇	ベルギー	一、〇〇〇
デンマーク	八、三〇四	オランダ	七、四〇〇
アイルランド	六、八四〇	スキス	五、〇〇〇
日本	五、二七五	メキシコ	五、〇〇〇
キエウ	四、〇〇〇	關領東印度	四、三三四
チエコスラバキヤ	三、九〇九	諸島	三、三〇〇
フィンランド	二、八七五	ハवाई	三、二〇〇
アイスランド	二、五三六	英領マレー	二、七九六
ロシア	三、五〇〇	オーストリア	二、五三三
ホルトガル	三、〇〇〇	エチオプト	二、〇五三
ポーランド	一、八七六	チリ	一、九〇〇
支那	一、七三三	ルーマニア	一、八七七
印度支那	二、八〇〇	ハンガリー	二、八五〇
ペルー(同)	一、〇五〇	コロンビヤ	二、三九二
		ベルシヤ	六、六六〇

トルコ 六四〇〇 シヤム 六三六

○世界の人口(ゼネツァ發聯合)(昭和三年十一月三日大阪毎日) 國際聯盟では世界各國間の統計關係の整理に努めて來たが近く一九二七年までの國際的統計が出版されることになつてゐる。

その中には幾多興味ある統計が集められてゐるがそれによると一九一三年における全世界の人口は十八億八百萬人を數へたが一九二六年末にはすでに十九億三千二百萬人と約七%増加してゐる、てうご毎年〇・五%つづ増加してゐる譯であるがこの調子で増加して行けば數年の後には世界の人口は廿億を突破することになる。

これを大別すれば最も多いのがアジアの十億二千六百萬人でヨーロッパが五億一千四百萬人、アメリカが二億三千二百萬人、アフリカが一億四千六百萬、オセアニアを含むオーストラリアが九百萬人といふ順序である。

しかししてアジアの人口の増加は驚くべく四千八百萬の増加を示し、ヨーロッパは歐洲大戰後出生率低下して今日までには三%の増加に過ぎない、また支那の人口は四億五千萬で全ヨーロッパの人口より僅に六千四百萬少いだけである、このほか最近いはゆる無國籍人と稱すべき帝政時代の舊ロシア人、アルメニア人、ハンガリー人、ドイツ人その他を含む「新人民」が毎年増加しつゝあり現在數百萬に達してゐる。(郵信)

○地方統計界 地方統計界の消息にして地方廳の報告又は新聞紙等に散見したるものを例に依り左に掲載す。

○驚くべき瀬戸の乳兒死亡率 愛知縣社會課調査によると瀬戸町における乳兒死亡率は百人中三十四人の多數にのほりなほ増加の傾向があるのでこれが原因を調査して對策を講ずることとなり本月中旬を期して昨年七月一日より本年六月三十日の一ケ年に生れた乳兒について

- 一、お子様は何番目の子ですか
- 二、母の乳でお育てなさいましたか
- 三、父母の生年月日はいつですか
- 四、何歳のときに御結婚なさいましたか
- 五、お子様は早産でありませんでしたか
- 六、これまでに流産はありませんでしたか
- 七、母は學校を何年までお行きでしたか

を町立高等女學校生徒に依頼し各戸につき調査することになつた。ちなみに瀬戸町の乳兒死亡率の多いのは下級労働者が多くて生活状態が非衛生であるのと、妊婦が生活に追はれ過勞のため更に育兒上の智識に乏しいといふ事が最大原因をなすものでありしかして本縣より各戸に調査項目として右七項目を印刷し附し配布した(昭和三年七月十一日名古屋新聞)

○六大都市統計協議會 都市に於ける財政計畫や施設其他のあらゆる事業の基準となるべき統計が各都市ともまち々々である

ところから東京、大阪、神戸、名古屋、京都、横濱の六大都市では連絡統一ある統計を作成して比較研究に便ならしむる爲め昭和二年十月東京市に開かれた六大都市會議の席上で満場一致賛成を見た大都市調査統計に關する六大都市主任會議は昭和三年八月二、三兩日に互り東京府商工獎勵館樓上に開會、矢柴産業部長外二名(大阪)秋田總務部調査課長外一名(京都)石川主事(神戸)本間書記外一名(横濱)肥田庶務部長外一名(名古屋)小野、荒木、船田三助役外六名(東京)及内閣統計局の松田統計官等出席し、第一日には市來東京市長の開會の挨拶後左記協議事項につきて協議した。

協議事項

- 一、大都市調査統計連絡機關設立に關する件
  - 一、大都市財務行政比較調査執行に關する件
  - 一、都市行政事務能率増進研究に關する件
  - 一、調査及統計事項互報に關する件
- 尙三日の協議事項は左の如くである
- 一、各都市統計調査事項並其の方法の可及的統一に關する件
  - 一、各都市統計様式の通約的統一に關する件
  - 一、協議事項の取扱方に關する件
  - 一、六大都市比較統計年表編纂に關する件
- 第二日も同所に於て開會の上議案全部の審議を終了し、特に主要議案たる六大都市調査統計連絡機關設立に關する件は可決され今後毎年一回五月又は六月に東京、大阪、京都、神戸、横濱、

名古屋の順位により各市において開くことに申し合せ更に各都市の調査統計分擔事項は左の如く決定した。

金融、土地建物(大阪市)人口、運輸交通(京都)産業、學事(名古屋)社會事業、保健衛生(神戸)港灣警察(横濱)財政其他(東京)

右協議は同日正午迄に終つたが別に種々意見を交換した結果大都市の財政統計は重要であり且つ其の整備は緊急を要する問題である爲め東京市が主になつて六大都市の各種材料を九月末日迄に蒐集し十月初旬京都又は名古屋に於て緊急協議會を開いて協議する事に決した更に今回の協議會に附議されなかつた電力、電燈、發電、電車、自動車、上下水道、大小市場、屠場、瓦斯の九公企業に關する統計調査も東京市が主となつて材料を集め同緊急協議會に附議する事に決した。

それより各委員は阪谷芳郎男主催の午餐會に臨み各歡を盡して散會した(昭和三年七月、八月時事新報、都新聞、國民新聞、東京日日新聞等)

○統計文庫新設 岡山縣立圖書館では御大典記念事業としてあまり類のない統計文庫を新設することになり、全國各府縣及び植民地の主要官廳、市役所等に依頼して各方面に亘る最新の統計書を蒐集してゐる、目下集まつてゐるもの千三四百部に達し尙ほ續々と到着してゐるが、中央各省の重要な統計をはじめ貴重な參考材料が尠くない。(昭和三年九月二十日山陽新報)

○市町村累年統計簿 奈良縣統計協會では御大典奉祝記念とし

て縣下各市町村に累年統計簿を設備せしむることになつたがこれは是迄市町村に設備してある統計簿は一ヶ年ごとに新品と替るため累年の統計を知ることに非常な不便を感ずるうへ各町村獨自のものであつた今度は第一巻として十ヶ年分の累年統計原本と命する様式を統一にし土地、戸口、産業、交通、社會、衛生、教育、兵事、財政、選舉有權者、市町村吏員の各項目に分つので何處の町村に行つても同様だから一見して統計を見るのは非常な便益を感ずる譯で縣下統計界の大進歩と云はれて居る(昭和三年十月二十四日奈良新聞)

○京城府の富力 朝鮮京城府の富力推定調査は過般來各種の項目について行はれてゐたが此程漸く完了内容は秘密に附されてゐるが仄聞する處に依ると前回の調査額五億圓臺と見て大體差支なく内譯左の通りである。(昭和三年十一月十八日朝鮮新聞)

- 土地 一一七〇、九二八、四〇四圓
- 建物 八五、〇一七、四四五
- 個人有現金及什器 一四、二四七、四〇〇
- 家畜 一、〇三七、七二五
- 家禽 九、四七七
- 在市商品 三二、六三二、八七五
- 工物機械器具 一、五〇〇、〇〇〇
- 鐵道工場機械器具 一、八六六、六九〇

船車 七二、九五五

水道 四、九九九、七三五

電信電話 二、一五四、六〇〇

電燈 四、四四一、二〇〇

瓦斯 一、七二一、二三二

電車 三、三一九、六四六

鐵道 一、〇〇〇、〇〇〇

其他 一五、八九〇、〇〇〇

總計 五〇五、一二五、五八四

○ホール教授統計調査 目下奈良ホテルに滞在中の北米合衆國ミシガン大學教授兼米國社會學研究會議委員ドクトル・オブ・フイロン・フイ・アール・ピ・ホールは去る二日横山女高師校長の紹介で縣農林課を訪れ縣の主要農産物についてき、合せて行つたが十二日再び縣商工課を訪れ本縣の商工課業の統計書類閱覽方を願ひ出ると共に農民の生活狀態及經濟狀態の調査をせんとしたので同課では國際上差支ない程度のものに閱覽せしむると共に是について説明する處があつた。(昭和四年四月十三日奈良新聞)

○栃木縣の統計改善 同縣に於ては近來銳意統計の改善を計り先づ昨年六月に於て縣訓令を以て「統計事務功績者表彰規程」及「産業統計調査員規程準則」を公布し、同月上旬には縣勢繪





者故縁者務義養扶	況 狀 居 住 III			況	
	主 家	二階建 戸建	(11) 種 別	9	8
氏 住 所 名	問 借	平 屋 戸 建	(12) 間 疊 敷	月	月
	賃 家	金 敷	權 造 利	日 年	日 年
配 差	他 其	水 用 飲	燈 電		
	氏 住 所 名	井 戸 (專 共)	燭 燭 燭		
考 備 IIII	(16)	(15)	(14)	(13)	
	添上郡東市村統計調査員 今西最次郎外七名(各通) 多年統計調査事務ニ従事シ其ノ成績見ルヘキモノ尠カラス仍テ 本會表彰規程ニ依リ茶器一組ヲ授與シ之ヲ表彰ス 昭和四年四月二日 奈良縣統計協會長 稻葉丑太郎				

東京市 區第 方面

**○統計功績者表彰** 新潟、奈良二縣に於ては本年二月十一日紀元節の佳辰をトシ左の通り統計功績者の表彰式を舉行せり

**○新潟縣の分** (昭和四年二月十九日新潟縣統計課報告)  
 表彰狀各通  
 北蒲原郡築地村書記勲八等長津新榮門外九名  
 多年統計事務(調査)ニ従事シ熱心克ク其ノ改善發達ヲ圖リ功績尠カラス仍テ銀盃一箇ヲ授與シ之ヲ表彰ス  
 昭和四年二月十一日  
 新潟縣知事正四位勳三等 尾崎勇次郎

**○奈良縣の分** (昭和四年三月七日奈良縣統計課報告)  
 山 邊 郡 福 住 村  
 夙ニ統計事務ノ改善發達並ニ之カ思想ノ普及ニ力ヲ效シ其ノ實績見ルヘキモノ尠カラス仍テ金一封ヲ授與シ之ヲ表彰ス  
 昭和四年二月十一日  
 奈良縣知事從四位勳三等 百濟文輔  
 添上郡月瀬村助役 奥谷宗治外一名(各通)  
 多年統計事務ニ従事シ熱誠克ク之カ改善發達ニ力ヲ效シ其ノ成績見ルヘキモノ尠カラス仍テ置時計一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス  
 昭和四年二月十一日  
 奈良縣知事從四位勳三等 百濟文輔

奈良縣統計協會に於ては本年四月二日の第三會總會に於て左の通り縣下優良統計調査員表彰式を舉行せり(奈良縣知事官房統計課報告)

添上郡東市村統計調査員 今西最次郎外七名(各通)  
 多年統計調査事務ニ従事シ其ノ成績見ルヘキモノ尠カラス仍テ本會表彰規程ニ依リ茶器一組ヲ授與シ之ヲ表彰ス  
 昭和四年四月二日  
 奈良縣統計協會長 稻葉丑太郎

**○統計新聞** 奈良縣に於ける統計思想は漸時普遍化したので、それが相互の連絡研究發表の機關を要する聲が熾烈となつたに鑑み、同縣北葛城郡王子町吉村信治氏(同町統計主任)は「やまこ統計新聞」を組織し本年一月一日を以て月刊四頁の「やまこ統計新聞」を刊行せり(昭和四年三月七日奈良縣知事官房統計課)

**○統計視察** 奈良縣添上郡統計協會員は十一日より四日間四國方面へ、同縣北葛城郡統計協會では十二日より五日間廣島四國方面へ、同縣磯城郡統計研究會では二十、二十一の兩日三重縣阿山郡河合村外三ヶ村の視察をなした(昭和四年四月十二、三日奈良新聞)

**○統計諸會合** 本年一月以降地方に於ける諸會合の地方廳及新聞紙上に散見せしもの左の如し

**○統計講習會**

期 日	會 場	主 催 者
昭和四年一月四日	奈良縣添上郡 狹川村	同 町 (昭和四年一月十二日奈良新聞)
同 年 一月十五日	同 縣 吉野郡 吉野町役場	同 町 (同 年一月十三日奈良新聞)

○統計訓練會

昭和三十四年一月廿七日	奈良縣女子高等師範學校	同縣中等教員數學會	(昭和三十四年一月廿六日奈良新聞)
同年四月九日	同縣吉野郡丹生村役場	同村調查員	(同年四月十八日新開)
同年四月廿一日	同縣添上郡大柳生小學校	同郡大柳生、狹川兩村聯合統計協會	(同上)

○統計主任會議

昭和四年一月八、九日	岡山縣後月郡芳井町記念館	同郡町村長會	(昭和三十四年十二月廿一日山陽新聞)
同年一月廿四、五、六日	北海道空知支廳江部乙村外三ヶ所	同道廳統計課	(同三十四年一月十九日小樽新聞)
同年三月十五日	北海道空知郡北村男子中學校	同村	(同三十四年三月十八日小樽新聞)

○統計研究會

昭和四年一月十七日	奈良縣北葛城郡瀨南村役場	同村	(昭和三十四年一月十二日奈良新聞)
昭和四年一月十七、八日	北海道留萌支廳小樽新開	町村統計主任	(昭和三十四年一月十九日小樽新聞)
同年二月二十五日	奈良縣宇陀郡松山町役場	町村統計主任	(同年一月二十日奈良新聞)
同年二月十九日	兵庫縣城崎郡豐岡町役場	町村統計主任	(同年二月二十一日神戸新聞)

○統計展覽會

昭和四年二月十日	京都府中郡吉原役場	同郡	(昭和三十四年一月十一日奈良新聞)
同年三月五日	奈良縣立奈良圖書館	同縣添上郡統計協會	(同三十四年三月七日奈良縣知事官房統計課)
同年六月六日	奈良縣生駒郡南生駒小學校	同郡	(同三十四年二月十四日奈良新聞)
同年三月八日	北海道空知支廳深川町公會堂	同町	(同三十四年三月五日北海タイムズ)
同年二月十二日	奈良縣磯城郡三輪町役場	同郡統計協會	(同三十四年四月八日奈良縣知事官房統計課)
同年一月十日	同縣奈良圖書館	同縣奈良圖書館	(同上)
同年一月十日	同縣南葛城郡郡接上村役場	同郡統計協會	(同上)
同年一月十日	同縣公會堂	奈良縣	(同上)
同年一月十日	同縣添上郡小學校	同郡明治村團	(同三十四年四月十九日奈良新聞)
同年一月十日	同縣添上郡小學校	同縣	(同上)
同年一月十日	同縣添上郡五ヶ谷村精華小學校	同縣	(同三十四年三月十二日奈良新聞)
同年一月十日	同縣添上郡五ヶ谷村精華小學校	同縣	(同三十四年三月十二日奈良新聞)
同年一月十日	同縣添上郡五ヶ谷村精華小學校	同縣	(同三十四年三月十二日奈良新聞)
同年一月十日	同縣添上郡五ヶ谷村精華小學校	同縣	(同三十四年三月十二日奈良新聞)

○其の他の統計諸會

昭和四年一月十日	奈良縣廳	同縣各郡統計協會會長會	(昭和三十四年三月七日奈良縣知事官房統計課)
同年一月十七日	北海道留萌支廳增毛町外六ヶ所	北海道廳統計課統計講演會	(同年一月十九日小樽新聞)
同年二月二十一日	京都府商工會議所	京都府市會議務打合せ會	(同年二月廿一日京都日々)
同年三月五日	奈良縣山邊郡朝和村役場	同郡統計協會總會	(同三十四年三月七日奈良縣知事官房統計課)
同年三月二十二日	奈良縣高市郡農會	同郡統計協會總會	(同三十四年四月八日奈良縣知事官房統計課)
同年四月二日	奈良縣公會堂	同縣統計協會總會	(同)
同年四月十七日	同縣生駒郡本多村	同郡統計協會總會	(同三十四年四月十二日奈良新聞)
同年三月三十一日	岡山縣都窪郡撫川小學校	農區長、農組長、統計調查員打合せ會	(昭和三十四年四月四日山陽新聞)
同年四月十二日	同縣小田郡笠岡女子小學校	小田、淺口、後計三郡學事統計主任打合せ會	(同年同月十四日奈良新聞)
同年一月十八日	奈良縣添上郡明治村役場	同村統計調查員會	(同年同月十八日奈良新聞)
同年一月二十四日	同縣磯城郡初瀬町役場	同町農業準備調查會	(同)

◎自昭和三年七月至昭和四年四月寄贈を受けたる圖書は左の通り

七月分

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	寄贈者
昭和二年米麥統計表	一	栃木縣廳	秋田縣第四十四回統計書(警察編)	一	秋田縣廳
思想問題から田中首相に地租委讓の抛棄を勸む	一	菅原通敬君	第三十八回	三	北海道廳
Memoria de la Primera Reunion nacional de Estadistica.	一	高興濂君	昭和十五年北海道廳統計書(自第一卷至第三卷)	一	北海道廳
地下鐵道の話	一	東京市役所	昭和十五年北海道々勢一斑	一	同
昭和三年警視廳一覽表	一	警視廳	大正十五年北海道產業統計一覽	一	同
大正十五年高知縣統計書(第一編)	二	高知縣廳	昭和元年北海道產業統計一覽	一	同
大正十五年熊本縣第四十(第三編)	二	熊本縣廳	管内稅務一斑(昭和三年七月刊行)	一	仙臺稅務監督局
昭和元年六回統計書(第五編)	一	同	濟生會の救療 其三	一	濟生會
昭和二年米作統計	一	同	昭和三年麥豫想收穫高	一	北海道廳
熊本縣勢一覽	一	同	出入貨物速報(昭和二年)	一	小樽商工會議所
統計パンフレット特別號	一	同	神奈川縣勢概要	一	神奈川縣廳
昭和二年十月一日現在調海外各地在留本邦人職業別人口表	一	同	昭和二年統計年報	一	第一區府廳
宮崎縣統計書(昭和元年)	一	同	昭和三年七月刊行東京府勢一覽	一	東京府廳
大正十五年沖繩縣勢要覽	一	同	大正十五年刊行橫濱市第二十回統計書	一	橫濱市役所
昭和元年沖繩縣勢要覽	一	同	大正五年刊行橫濱市第二十一回統計書	一	同
大正十五年沖繩縣統計書(第一編)	二	同	昭和二年統計年報	一	下關商工會議所
昭和元年沖繩縣統計書(第四編)	一	同	御大典紀念靜岡縣統計圖解	一	靜岡縣廳
大正十五年埼玉縣統計書(第二卷)	一	同	昭和元年職業戶口表	一	長實藤吉君
			昭和三年春蠶豫想收穫高	一	廣島縣廳
			統計速報(第五十八號)	一	北海道廳
			昭和二年蠶絲類及絹綿統計表	一	岡山縣廳
			昭和三年長野縣概況	一	農林省
			傳統より合理化へ	一	長野縣廳
					野村徳七君

八月分

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	寄贈者
神戸市統計書(第十八回第三編)	一	神戸市役所	職業紹介所利用の實例	一	中央職業紹介所
同 書(第十八回第四編)	一	同	昭和二年茶統計表	一	農林省
大正十五年和歌山縣統計書	一	和歌山縣廳	後藤武夫傳	一	後藤武夫君
第七版人事興信錄	一	本研究所總裁	昭和三年春蠶統計速報	一	山形縣廳
大阪市設社會事業便覽	一	大阪市役所	第二十八行刑統計年報(昭和十五年)	一	司法省行刑局
統計調査しほり	一	同	自然的健康法	一	板倉勝朋君
兵庫縣漁船調査結果表	一	兵庫縣廳	昭和元年朝鮮總督府統計年報	一	朝鮮總督府
社會改造運動の心理學的考察	一	同	本縣の戶數及人口	一	神奈川縣廳
第四十一回山梨縣統計書	一	山梨縣廳	危險思想の絶滅と犯罪激増防止策	一	後藤武夫君
昭和二年農作業戶口	一	同	昭和二年十二月廿二日臺灣現住人口統計	一	臺灣總督府
農業調査計畫要綱	一	同	更生の誕生日	一	池田龍一君
大正十五年山口縣統計書(第一編)	二	山口縣廳	北海道國稅一覽	一	札幌稅務監督局
統計講習會講演錄 第五回(大正十二年)	三	内閣統計局	小樽港ニ關スル調査書	一	小樽商工會議所
大正十五年廣島縣統計書(第二編)	一	廣島縣廳	農業調査計畫要綱	一	兵庫縣廳
昭和元年廣島縣統計書(第二編)	一	同	昭和三年兵庫縣春蠶統計表	一	同
東京、大阪、名古屋	一	同	昭和三年刊行愛媛縣統計表(第一編)	一	愛媛縣廳
卸賣及小賣物價指數統計表	一	同	昭和元年群馬縣市町村別統計書	一	群馬縣廳
大正十五年濟生會ニ於ケル肺結核	一	同	朝鮮總督府施政年報(昭和元年度)	一	朝鮮總督府
昭和元年患者調査	一	同	昭和二年兵庫縣統計書(第一編)	一	兵庫縣廳
金の即時輸出解禁に關する勸告	一	同	同 書(第七編)	一	同
大正十五年奈良縣統計書(第二編)	一	奈良縣廳	昭和三年兵庫縣春蠶統計表	一	同
			昭和三年兵庫縣桑畑統計表	一	同

圖書名	冊數	寄贈者
農業調査計畫要綱	一	兵庫縣廳
昭和三年兵庫縣統計表	一	同縣廳
御大典記念静岡縣統計圖解	一	静岡縣廳
昭和二年度山口縣學事統計一覽	一	山口縣廳
九月分		
勤王の倡首復古の指南源義公	一	寄贈者
昭和二年鹿兒島市勢一斑	一	金杉英五郎君
第十五回東京市勢提要	二	鹿兒島市役所
大正十五年、昭和元年	一	東京市役所
京都府統計書(自第一編至第四編)	四	京都府廳
自昭和三年、至昭和四年	一	臺北帝國大學附屬農林專門部
臺北帝國大學附屬農林專門部一覽	一	農林專門部
大正十三年ニ於ケル國富推計	一	內閣統計局
噴火山上の民政黨	一	森田小六郎君
昭和二年高知縣移出入貨物表	二	高知縣廳
昭和二年福岡縣人口統計書	一	福岡縣廳
昭和二年鳥取縣統計書(第四編)	一	鳥取縣廳
大正十五年北海道米麥作統計	一	北海道廳
兵庫縣管内 學校、幼稚園、教員養成所、青年訓練所圖書館一覽	二	兵庫縣廳
昭和三年兵庫縣家畜統計表	二	同縣廳
大正十五年長野縣統計書(第二編)	二	長野縣廳
昭和二年十月刊行福岡縣統計圖	一	福岡縣廳
小樽港灣統計(昭和二年)	一	小樽商工會議所
第十八回神戸市統計書(第六編)	一	神戸市役所
(農業センサスニ就ての記事)	一	北海道統計課
地番入地圖に就ての記事	一	内館泰三君
昭和三年家畜統計	一	石川縣廳
昭和三年三月三十一日發行熊本縣勢一斑	一	熊本縣廳
昭和二年統計年報	一	商工會議所
昭和三年三月刊行廣島縣市町村實力調査	一	廣島縣廳
昭和二年十月現在茨城縣人口統計	一	茨城縣廳
昭和元年群馬縣統計書(學事之部)	一	群馬縣廳
昭和二年度間島統計圖	一	朝鮮軍司令部
野田爭議の經過目錄	一	參謀部
大正十五年 德島縣勢要覽	一	野田會社
昭和三年統計速報(其九)	一	德島縣廳
昭和三年刊行埼玉縣勢要覽	一	北海道雨龍郡
本市を中心とする無產政黨運動工場ニ於ケル日用品配給施設	一	深川町役場
昭和二年第二回労働統計實地調査概報	一	埼玉縣廳
昭和二年宮崎縣の生産額	一	同縣廳
昭和三年宮崎縣家畜統計	一	同縣廳

十月分

圖書名	冊數	寄贈者
昭和三年宮崎縣麥作統計	一	宮崎縣廳
大正十三年ニ於ケル國富推計(六月刊行)	一	內閣統計局
明治大帝附明治美談	一	高田庶務課長
昭和三年東京市政概要	一	大日本雄辯會
昭和二年兵庫縣統計書(第二編)	一	東京市役所
十月分		
朝鮮總督府施政年報(大正十四年度)	一	朝鮮總督府
第十八回樺太廳治一斑(昭和元年刊行)	一	樺太廳
市氏諸君ニ寄ス	一	東京市役所
昭和三年東京市施設社會事業要覽	一	東京市役所
第二十回東京市學事統計年報	一	東京市役所
昭和三年春蠶統計	一	東京市役所
昭和三年山梨縣統計書(第四編)	一	山梨縣廳
昭和三年山梨縣麥生產一覽	一	同縣廳
昭和三年九月刊行山梨縣勢一覽	一	同縣廳
昭和三年九月刊行山梨縣春蠶一覽	一	同縣廳
昭和二年海事摘要	一	同縣廳
昭和三年春蠶統計表	一	同縣廳
昭和二年牛、馬、豚、山羊、綿羊表	一	同縣廳

圖書名	冊數	寄贈者
米第一回豫想收穫高報告	一	北海道廳
麥作統計(昭和三年)	一	東京府廳
家計調査上ヨリ觀タル形式的收支	一	北海道廳統計課
本局管内ニ於ケル郵便貯金現在高府縣別表(昭和元年度末)	一	貯金局
國體眞義	一	世界文庫刊行會
支那通外交ノ破産	一	松宮春一郎君
安達謙藏征伐論	一	大正十五年ニ於ケル自動車學校
大正十五年栃木縣統計書(自第一編)	四	第十二回神戶市勢要覽
昭和元年山形縣統計書(第二編)	三	外交問題ヲ黨利黨略ニ濫用スベカラズ
大正十五年山形縣統計書(第一編)	一	昭和三年十月刊行統計パンフレット本縣の麥
昭和元年神奈川縣統計書	一	宮城縣統計要覽
研究報告 第三十二號	一	啓明會第二十五回講演集
大正十五年北海道廳來往住者戶口統計	一	昭和二年兵庫縣統計書(第三編)
昭和三年調金融事項參考書	一	昭和三年版勢一斑
昭和三年三重縣統計速報(麥作)	一	不戰條約文論爭
加藤高明傳	一	放送事業の使命を論ず
昭和三年刊行松江市勢要覽	一	京城都市計畫調査書
統計上ヨリ見タル三重縣ノ地位	一	日本禁酒事業ニ於ケル青木庄藏翁
獅子身中の虫	一	本邦紡績業經營調査(資本構成比率ノ研究)
		工作統計(昭和三年三月)
		靜岡縣勢要覽
		統計上ヨリ見タル靜岡縣ノ地位
		統計速報(第十六號)
		實業之世界社

圖書名	冊數	寄贈者
昭和三年の春蠶	一	岡山縣廳
國體の話	一	明治會本部
昭和二年石川縣統計書(第一編)	二	石川縣廳
みやま(一九二八年)	一	富山商工會議所
農林統計の榮	一	農林省
十一月分		
	圖	書
昭和三年麥實收高	一	北海道廳
昭和三年麥作統計	一	熊本市役所
昭和二年度第八回東京市社會局年報	一	東京市役所
昭和三年麥統計	一	千葉縣廳
昭和二年三重縣統計書(第二編)	一	三重縣廳
昭和三年福岡縣麥統計書	一	福岡縣廳
昭和三年十月福岡縣重要生産一覽表	一	同縣廳
外交大觀	一	木村小左衛門君
市會特別委員會議事公開ニ關スル建議	一	東京市政調査會
東京市社會事業批判	一	同右
第十九回神戶市統計書(第八編)	一	神戶市役所
第三十一回小樽商工會議所統計年報(昭和二年)	一	小樽商工會議所
昭和二年鳥取縣統計書(第三編)	一	鳥取縣廳
昭和三年大阪府勢一覽	一	大阪府廳
昭和二年鳥取縣生産力早分	一	鳥取縣廳
		鳥取縣廳
		農林省統計課
		石川縣廳
		同縣廳
		北海道廳
		參謀本部第四部
		愛媛縣廳
		同縣廳
		中央職業紹介事務局
		大分縣廳
		北海道廳
		兵庫縣廳
		渡幸吉君
		遞信省航空局
		福岡縣廳
		內閣統計局
		宮城縣廳
		群馬縣廳
		東京府廳
		福島縣廳
		同縣廳
		岡山縣廳
		同縣廳

圖書名	冊數	寄贈者
昭和三年度工作統計		鐵道省工作局
昭和三年度統計		香川縣廳
創立三十年帝國鐵道年鑑		海野力太郎君
記念帝國鐵道協會三十年史		同 右
統計上より見たる島根縣の地位		島根縣廳
昭和二年高知縣勢要覽		高知縣廳
昭和二年戶口統計		同 縣廳
財團法人 大阪職業紹介所報告書(自明治四十五年)		大阪職業紹介所
昭和二年海軍摘要		逓信省管船局
大正十五年大日本帝國海軍統計		內務省土木局
管内の交通事故(自大正七年)		靜岡警察署
警世概言		金原民次郎君
昭和二年群馬縣統計書(警察及衛生ノ部)		黑龍會出版部
稅務統計書(昭和二年度)		群馬縣廳
大正九年國勢調查報告(全國ノ部第一卷)		仙臺稅務監督局
昭和二年宮崎縣勢一覽		內閣統計局
本局管内ニ於ケル		宮崎縣廳
郵便貯金現在高府縣別表(昭和二年度末)		貯金局
鐵道運送仲仕労働事情		福岡地方職業
東村山郡作谷深村ニ於ケル		福岡地方職業
農業調査ノ準備調査ノ狀況		山形縣廳
豐橋商工案内		豐橋市役所
昭和三年三重縣統計速報(春蠶)		三重縣廳

十二月分

圖書名	冊數	寄贈者
昭和二年熊本縣第四十七回統計書(第二編)	一	熊本縣廳
昭和二年金澤市統計書(第二編、第三編、第五編)	三	金澤市役所
昭和二年度東京市養育院年報(第五十六回)	一	東京市養育院
大正十五年度第三回貯金局統計年報	一	貯金局
昭和二年度勞働統計實地調査	二	東京市役所
第二回勞働統計實地調査	二	長野縣廳
東京市及近郊町村勞働統計原表(第一卷)	一部	茨城縣廳
御大典奉祝縣勢展覽會繪葉書	一	石川縣廳
昭和二年茨城縣統計書(第一編)	一	東京稅務監督局
昭和二年石川縣統計書(第二編)	二	岩手縣廳
昭和二年度稅務統計書(第三編)	一	靜岡縣廳
昭和二年度稅務統計書	一	同 縣廳
昭和二年麥作統計	一	同 縣廳
靜岡縣の人口	一	同 縣廳
靜岡縣の財政	一	同 縣廳
靜岡縣の物價、賃金	一	同 縣廳
靜岡縣の織物	一	同 縣廳
靜岡縣生產速報第十六次(昭和二年)	一	同 縣廳
勞働統計實地調査(昭和二年十月一日現在)	一	同 縣廳
結果報告書	一	同 縣廳
稅務統計書(昭和二年度)	一	大阪稅務監督局
農業及內鮮人労働事情	一	京畿道產業課
採石業	一	尹泰彬君

圖書名	冊數	寄贈者
昭和二年商工統計		福岡地方職業
昭和二年京畿道々勢一覽		福岡地方職業
大正十五年奈良縣統計書(第一編)		京畿道產業課
昭和二年關東廳人口動態統計		尹泰彬君
昭和二年關東廳第二十二統計書		奈良縣廳
昭和二年南滿洲統計概覽		關東廳
昭和二年關東廳統計要覽		同 廳
昭和三年十二月刊行		同 廳
甲府商工會議所第十九回統計		甲府商工會議所
大阪府產業統計基本調査簿		大阪府廳
昭和二年會社統計表		兵庫縣廳
昭和二年度稅務統計書		兵庫縣廳
第二十回樺太廳治一覽		廣島稅務監督局
第八回樺太廳治要覽		樺太廳
空中國防		同 廳
大正十五年埼玉縣統計書第一卷、第三卷		海防義會
政權民政黨素通の卷		埼玉縣廳
茨城縣勢一覽(昭和三年十二月刊行)		政治春秋社
兵庫縣勢要覽(昭和二年)		茨城縣廳
牛乳調査表		兵庫縣廳
兵庫縣統計書(昭和二年第四編)		同 縣廳
會社統計表(昭和二年)		同 縣廳
工場統計表(昭和二年)		同 縣廳

圖書名	冊數	寄贈者
昭和二年度造幣局長第五十四年報書		造幣局
大正十五年島根縣統計書		島根縣廳
昭和三年刊行島根縣勢要覽		同 縣廳
昭和二年長崎縣勢要覽		長崎縣廳
昭和三年栃木縣家畜統計		栃木縣廳
昭和二年度稅務統計書附屬		大阪稅務監督局
大阪稅務監督局管内地圖		同 局
昭和三年自七月大阪社會事業季報		同 局
昭和三年六月大阪社會事業統計		同 局
本市に於ける業商商店員的生活と労働		同 局
昭和三年十二月二十二日啓明會		同 局
第二十七回講演集		同 局
小金井櫻花圖說(第二輯)		啓明會事務所
昭和三年家畜統計(昭和三年六月三十日現在)		東京市役所
昭和二年人口統計		保健局公園課
昭和三年十一月航空要覽		香川縣廳
昭和二年茨城縣統計書(第三編)		大分縣廳
第三十七回警視廳統計書(昭和二年)		逓信省航空局
昭和三年刊行東京市勢一覽		茨城縣廳
昭和二年兵庫縣統計書(第七編下卷)		警視廳
昭和三年兵庫縣夏秋蠶統計表		東京市役所
昭和二年石川縣統計書(第四編)		兵庫縣廳
廣島稅務監督局管内地圖		同 縣廳
昭和二年兵庫縣統計書第五、六編		石川縣廳
		廣島稅務監督局
		兵庫縣廳

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	寄贈者
第二十六回大阪統計年報(昭和二年)	一	大阪市役所	昭和三年統計年報	一	新鴻商工會議所
昭和二年生徒兒童身體檢查統計	一	鳥取縣廳	啓明會第二十九回講演集	一	啓明會事務所
昭和三年千葉縣の家禽	一	千葉縣廳	啓明會第三十回講演集	一	同 右
昭和二年宮崎縣々勢要覽	一	宮崎縣廳	大正十四年度道府縣診療統計	一	濟生會
米穀法ニ關スル參考資料	一	全國米穀取引店	昭和二年三重縣統計書(第四編)	一	三重縣廳
東京市會解散ニ關スル各紙ノ論調	一	東京市政調査會	昭和二年三重縣統計書(第四編)	一	同 右
產業統計市町村報告期限一覽	一	兵庫縣廳	御大典記念三重縣要覽	一	同 右
<b>昭和四年一月分</b>					
昭和中統計年報	一	群山商業會議所	昭和三年十二月刊行新鴻縣勢一覽	一	新鴻縣廳
群山鳥瞰湖南圖繪	一	同 右	昭和三年十二月刊行新鴻縣勢(自第一編至第四編)	四	同 右
稅務統計書(昭和二年)	一	熊本稅務監督局	專賣局第二十九回年報(昭和元年度)	一	專賣局
熊本稅務監督局管内地圖	一	同 右	大衆普通卜簡易保險	一	藤澤利喜太郎君
京都見物	一	野村益三君	昭和三年度工作統計	一	鐵道省工作局
啓明會第二十八回講演集	一	啓明會事務所	昭和二年宮崎縣統計書	一	宮崎縣廳
昭和二年物資縣外輸移出入統計	一	石川縣廳	昭和二年宮崎縣統計書	一	同 右
山形縣治一覽(昭和三年十二月刊行)	一	山形縣廳	昭和二年佐賀縣統計書(自第一編至第四編)	四	北海道廳
昭和三年山形縣蠶桑統計	一	同 縣廳	昭和二年臺灣第二十三統計摘要	一	同 右
昭和二年山形縣統計書(第二編)	一	同 縣廳	昭和二年第四次商工省統計表	一	同 右
工作統計(昭和二年)	一	鐵道省工作局	東京市普通經濟財政計畫參考書	一	東京市
昭和二年靜岡縣統計書(第三編)	一	靜岡縣廳	東京市普通經濟財政計畫	一	東京市

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	寄贈者
東京市普通經濟財政計畫ニ基ク新規事業概観	一	東京市	第十九回神戸市統計書(第五編)	一	神戸市役所
增稅新稅調	一	同 市來乙彦	昭和四年一月改正	一	兵庫縣廳
市有地貸渡規定改正案	一	同 右	兵庫縣產業統計報告規程	一	同 右
東京市水道經濟財政計畫	一	同 右	大正十五年兵庫縣米統計表	一	同 右
電氣軌道經濟	一	同 右	昭和元年度兵庫縣統計書(第二編)	一	同 右
東京市電氣供給經濟財政計畫	一	同 右	第四十七回日本帝國統計年鑑	一	同 右
乘合自動車經濟	一	同 右	第三十四回島根縣治一覽(昭和三年)	一	島根縣廳
東京市普通經濟財政計畫(附屬圖畫ニ基ク新稅事業概観)	一	同 右	全樂主義	一	永井亨君
東京市各經濟財政計畫概説	一	同 右	筑豐炭礦労働者出身地調査	一	鳥取縣廳
昭和三年十一月刊行生産物統計	一	同 右	昭和二年鳥取縣統計書(第一編)	一	鳥取縣廳
昭和二年富山縣統計書(自第一編至第四編)	四	富山縣廳	家計調査結果表	一	石川縣廳
昭和二年鐵道省年報	一	同 省	家計の實際	一	同 縣廳
昭和二年度日本全國鐵道線路圖	一	同 省	昭和四年刊行愛媛縣統計書(第一編)	一	愛媛縣廳
昭和三年米實收	一	北海道廳	第十一回國際勞動總會報告書	一	藤田謙一君
昭和二年度工作關係累年統計	一	鐵道省工作局	昭和二年山形縣統計書(第一編)	一	山形縣廳
昭和三年九月事業大要	一	東京市電務課	昭和二年山形縣統計書(第四編)	一	同 右
大分高等商業學校商事調査部一覽	一	大分高等商業學校	昭和二年福岡縣統計書(第三編)	一	福岡縣廳
市町村產業統計主任會議々案	一	兵庫縣廳	昭和二年度第三十五回貯金局統計年報	一	貯金局
昭和二年農事統計表	一	農林省	昭和二年千葉縣統計書(第一編)	一	千葉縣廳
昭和二年度通信統計要覽	一	逓信省電務局	昭和二年千葉縣統計書(第三編)	一	同 右
<b>二月分</b>					
自然界ニ於ケル十二指腸蟲其一	一	寄贈者	御大典縣勢展覽會の概況	一	長野縣廳
感染經路ニ關スル研究 其二	一	寄贈者	東京府管内社會事業施設一覽	一	東京府社會局
其三	一	寄贈者	大正十五年栃木縣統計書(第四編)	一	栃木縣廳
其三	一	寄贈者	昭和元年栃木縣統計書(第四編)	一	大藏省理財局

寄贈者	冊數	圖書名	冊數	寄贈者
宮城縣廳	一	昭和二年山口縣統計書(第二編)	一	山口縣廳
同縣廳	一	昭和三年學校生徒兒童身體檢查統計書	一	同縣廳
新瀉縣廳	一	昭和三年山口縣產米統計	一	同縣廳
平凡社	一	道府縣比較生産ト公課	一	山口縣廳
岡山縣廳	二	昭和二年千葉縣統計書(第五編)	一	千葉縣廳
内閣統計局	二	開校五十年記念學習院史	一	學習院
同右	二	統計速報(其十)	一	埼玉縣廳
神奈川縣廳	二	統計上日本ニ於ケル埼玉縣ノ地位	一	同縣廳
島根縣廳	一	昭和二年度東京市内診療統計	一	同縣廳
三重縣廳	一	昭和三年菜豆實收	一	同縣廳
長野縣廳	一	統計速報六十四號(昭和三年)	一	同縣廳
同縣廳	一	昭和二年茨城縣統計書(第二編)	一	同縣廳
石川縣廳	一	内閣統計講習會(自第一回至第十回)小史	一	同縣廳
同縣廳	一	昭和三年來統計	一	同縣廳
大阪市役所	一	昭和三年東京府小學校要覽	一	同府廳
同市役所	一	昭和三年十二月刊行栃木縣勢要覽	一	同府廳
廣島縣廳	一	實同調查資料至九	一	同府廳
同縣廳	一	實同調查資料十、十一	一	同府廳
金澤市役所	一	軍人優遇論	一	同府廳
同市役所	一	諸外國銀行監督及預金者保護ニ關スル法制參考資料	一	同府廳
同市役所	一	支那政教夜話上	一	同府廳

三月分

- 昭和二年市町村統計事務概況
- 昭和二年金澤市統計書(第四編)
- 昭和三年來統計
- 昭和三年來統計
- 本市に於ける朝鮮人の生活概況
- 大正十四年ニ於ケル國民所得
- 昭和三年廣島縣統計書(第一編)
- 昭和二年金澤市統計書(第七編)
- 金澤市勢一覽

寄贈者	冊數	圖書名	冊數	寄贈者
簡易保險局長 園田榮五郎君	二	昭和二年度鐵道統計資料(自第一編至第三編)	三	鐵道省
大阪府廳	一	土木局第二十八回統計年報	一	内務省土木局
東京商工會議所	一	新興支那の國民教育	一	田崎信藏君
山梨縣廳	一	簡易保險事業要覽	一	簡易保險局長 園田榮五郎君
同縣廳	一	昭和三年三重縣統計速報(夏秋暨)	一	三重縣廳
同縣廳	一	昭和三年三重縣統計速報(米作)	一	同縣廳
同縣廳	一	統計速報(第六十五號)	一	同縣廳
熊本市役所	一	昭和三年東京市政概要	一	岡山市役所
貯金局	一	耕地調查新聞記事ノ一部	一	東京市役所
茨城縣廳	一	昭和三年來統計	一	文書課
富山縣廳	一	本邦社會事情概況	一	山形縣廳
名古屋稅務局	一	昭和二年三重縣統計書(第一編)	一	千葉縣廳
福岡縣廳	一	歐亞に於て	一	社會局社會部
北海道廳	一	調書第二編郵便貯金の運用	一	三重縣廳
岡山縣廳	一	昭和三年東京市麻布區勢一斑	一	大阪商工會議所 會頭稻畑勝太郎君
日本貿易協會	一	昭和二年日本帝國人口動態統計摘要	一	池田成彬君
幣原喜重郎君	一	昭和四年二月刊行愛媛縣學事統計一覽	一	麻布區役所
愛知縣廳	一	昭和二年靜岡縣統計書(自第一編至第四編)	一	内閣統計局
大分縣廳	一	昭和二年工場統計表	一	愛媛縣廳
同縣廳	一	昭和二年靜岡縣統計書(自第一編至第四編)	一	靜岡縣廳
同縣廳	一	昭和二年靜岡縣統計書(自第一編至第四編)	一	靜岡縣廳
鳥取縣廳	一	昭和二年度主稅局第四回統計年報書	一	靜岡縣廳
鐵道省	一	昭和四年刊行千葉縣勢要覽	一	大藏省主稅局
同省	一	昭和二年靜岡縣治一斑	一	千葉縣廳

- 昭和二年度簡易保險局統計年報
- 昭和二年度大阪府生産統計之概要
- 大正十五年、昭和二年
- 昭和元年、昭和二年
- 東京商工會議所統計年報
- 昭和四年二月刊行山梨縣產米統計
- 昭和三年山梨縣米作統計
- 昭和二年會社統計表
- 昭和三年十二月編纂熊本市勢要覽
- 郵便爲替制度沿革史料(第一輯)
- 昭和三年茨城縣米麥產額統計
- 昭和三年富山縣米作統計
- 昭和二年度稅務統計書
- 昭和三年福岡縣米統計
- 農業センサス準備上ノ一考察
- 昭和二年岡山市統計年報
- 昭和四年二月現在
- 日本貿易協會々員名簿
- 加藤伯傳記上、下二卷
- 昭和三年十二月刊行愛知縣勢要覽
- 昭和三年養蠶統計
- 昭和三年來作
- 昭和三年人口動態統計
- 昭和二年鳥取縣統計書(第二編)
- 昭和二年度
- 各驛間旅客貨物發着通過一覽圖表



四月分

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	寄贈者
昭和二年熊本縣勢要覽	一	熊本縣廳	昭和三年學校生徒兒童身體檢查統計	一	千葉縣廳
昭和三年養蠶統計	一	同縣廳	千葉縣統計事務ノ概要	一	同縣廳
大正九年國勢調查報告	一	寄贈者	昭和四年刊行愛媛縣統計書(第四編)	一	愛媛縣廳
(全國ノ部第一卷)	一	寄贈者	臺灣事情(昭和三年版)	一	本研究所總裁
昭和二年關東廳勞動統計書	一	內閣統計局	空中國防	一	同右
昭和三年東京市麻布區勢一斑	一	關東廳	昭和二年德島縣統計書(第四編)	一	德島縣廳
昭和四年二月浮浪者ニ關スル調査	一	大阪府廳	昭和二年岩手縣統計書(第一編、第三編)	三	岩手縣廳
兒童連行乞食ニ關スル調査	二	東京市役所	昭和四年二月第十一回國際勞動總會報告書	一	長岡商工會議所
昭和二年關東廳業態調査結果表	一	關東廳	昭和四年香川縣觀衆便覽	一	香川縣廳
昭和二年滋賀縣統計全書	一	滋賀縣廳	大禮記念全國統計大會講演錄	一	東京統計協會
昭和二年山形縣統計書(第三編)	一	山形縣廳	昭和三年二月刊行	一	兵庫縣廳
昭和二年大日本帝國海灣統計要覽	一	內務省土木局	第二次勞動統計實施調查概要	一	同縣廳
昭和二年大日本帝國海灣統計要覽	一	同局	昭和二年兵庫縣米統計表	一	同縣廳
東京市電氣局運輸調查報告	一	市電氣局運輸課	昭和三年八月刊行兵庫縣管內學校、幼稚園、教員養成所、青年訓練所圖書館一覽	一	同縣廳
昭和三年度乘客調查實績概要	二	運輸調查掛	兵庫縣學事年報樣式解說	一	同縣廳
昭和二年度官廳刊行圖書目錄自一號至四號	四	深野英二君	農業調查計畫要綱	一	同縣廳
昭和四年一月刊行	一	福岡縣廳	昭和三年桑加及養蠶調查必携	一	同縣廳
福岡縣生徒兒童身體檢查統計	一	同縣廳	昭和二年兵庫縣家畜統計表	一	同縣廳
昭和二年福岡縣統計書(第一編)	一	同縣廳	昭和二年兵庫縣漁船調查結果表	一	同縣廳
大正十五年島根縣統計書(第三編)	一	島根縣廳	昭和三年兵庫縣家畜統計表	一	同縣廳
昭和元年島根縣統計書(第四編)	一	千葉縣廳	管轄區劃一覽	一	同縣廳

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	寄贈者
昭和三年十二月末現在兵庫縣市町村面積一覽	一	兵庫縣廳	昭和二年山口縣勢一斑	一	山口縣廳
昭和三年三月刊行道府縣勢比較ニ現レタル兵庫縣統計調査シヨリ、鶏、豚、乳牛ト牛乳	一	同縣廳	關稅改正經過ニ關スル表解	一	東京商工會議所
昭和二年金澤市貨物輸移出入統計	一	同縣廳	昭和三年十二月工作統計	一	鐵道省工作局
第十七回昭和二年鳥取縣輸移出入統計	一	鳥取縣廳	第五十三民事統計年報(昭和二年)	一	司法省民事局
昭和二年廣島縣重要物產番附	一枚	廣島縣廳	土地下建物ヨリ見タル新潟ノ市富	一	新潟商工會議所
東京市史稿(市街篇第五第六同附圖)	一	東京市役所	昭和三年米作統計	一	貯金局
解剖臺上の不戰條約	一	浦澤一男君	昭和三年統計速報(其十一)	一	同縣廳
ソケットの旅	一	北洋俱樂部	兵庫縣統計關係職員名簿	一	兵庫縣廳
市民ニ體育(第五輯)	一	東京市役所	昭和二年岩手縣統計書(第四編)	一	岩手縣廳
昭和四年三月刊行新潟縣主要物產統計	一	新潟縣廳	年金恩給業務狀況	一	貯金局
調查報告第六輯	一	新潟縣廳	國庫金業務狀況	一	同局
日本礦產物の生産數量指數	一	名古屋高等商業學校產業調査室	昭和四年三月調郵便貯金業務狀況	一	同局
昭和二年直轄工事業年報	一	內務省土木局	昭和四年三月調	一	同局
昭和二年直轄工事業年報附圖	一	同省	內國郵便振替貯金業務狀況	一	同局
昭和三年第二次綿織物年表	一	商工省	昭和二年統計年報	一	長岡商工會議所
昭和二年山口縣統計書(第三編)	一	山口縣廳	昭和二年栃木縣統計書(第三編)	一	栃木縣廳
昭和三年兵庫縣牛乳統計表	一	兵庫縣廳	昭和四年三月刊行富山縣勢要覽	一	富山縣廳
昭和二年高知縣統計書(第二編)	一	高知縣廳	昭和四年四月刊行山口縣勢要覽	一	山口縣廳
昭和三年米統計	一	同縣廳	東京市教育局活動寫真映畫目錄	一	社會教育課
邦譯蜂蜜、蜜蠟、蜜蜂編	一	川村數郎君	昭和四年刊行第四十一回統計報告	一	內務省文書課
一山秘話	一	同君	昭和二年福岡縣統計書(第二編)	一	福岡縣廳
			昭和四年列國國勢要覽	一	內閣統計局
			昭和二年度稅務統計書附屬地圖	一	名古屋稅務局

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	著者又ハ發行所
第二十九回名古屋統計書(昭和二年)	一	名古屋市役所	最近帝國人口の實狀	二	猪間 曠一著
支那改訂輸入稅率表	一	東京商工會議所	人口問題ト移民	二	矢内原忠雄著
昭和三年薄荷實收	一	北海道廳	統計圖表國勢一覽	一	中央教化團體聯合會編
昭和四年福岡縣勢要覽	一	福岡縣廳	職員錄(昭和三年七月一日現在)	一	東京帝大文學部史料編纂掛
總選舉讀本	一	藤澤利喜太郎君	大日本古文書	一	野村泰古子著
昭和二年熊本縣第四十七回統計書(第一編)	二	熊本縣廳	增新佛和辭典	一	松井知時著
昭和二年熊本縣第四十七回統計書(第二編)	二	同縣廳	新和佛辭典	一	外一人共著
米作統計(昭和三年)	一	同縣廳	新譯露和大辭典	一	鈴木於菟斗
熊本縣勢一覽	一	同縣廳	官廳刊行圖書目錄第一號、第二號(各二部)	四	外二人共著
昭和三年茶統計表	一	農林省統計課	◎自昭和三年七月至昭和四年四月寄贈を受けたる雜誌及新聞は左の通り		印刷局
昭和二年群馬縣統計書(勸業ノ部)	一	群馬縣廳	雜誌及新聞名		寄贈者
昭和三年食用農產物實收	一	北海道廳	岩倉鐵道學校報(自第三四五號至第四四五號)		岩倉鐵道學校
統計パンフレット(本縣の米)	一	神奈川縣廳	石川縣統計時報(第六號)		石川縣廳統計課
本縣の戶數及人口速報	一	同縣廳	勞働月報(自第八四號至第九四號)		大阪市役所
昭和二年香川縣統計書(第二編)	二	香川縣廳	勞働時報(自第五卷六號至第六卷三號)		內務省
昭和二年香川縣勢一覽	一	同縣廳	勞働統計(自第三年四月分至第四年一月分)		社會局勞動部
昭和二年大分縣統計書(自第一編至第四編)	四	大分縣廳	愛(自第四九四號至第五〇二號)		日本銀行調查局
昭和四年三月刊行大分縣治一斑	一	同縣廳			日本赤十字社

◎自昭和三年七月至昭和四年四月購入の圖書は左の通り

圖書名	冊數	寄贈者	圖書名	冊數	著者又ハ發行所
拂込金調(自第三年七月分至第四年三月分)	一	日本銀行調査局	道路の改良(自第一〇卷七號至第一一〇卷四號)	一	道路改良會
母ト子供(自第三年八月分至第四年五月分)	一	都南莊	東京市養育院月報(自第三三三號至第三三二號)	一	東京市養育院
パンフレット(自第二七號至第二九號)	一	大原社會問題研究所	東京市の問題(自第七卷一號至第八卷四號)	各二部	東京市政調査會
日本之魂(自第一三卷八號至第一四卷五號)	一	後藤武夫君	東京市の狀況(自第八八號至第九六號)	各二部	東京市統計課
日本之速記(第八號、臨時號)	一	日本速記協會	東京物價調(自第三年七月分至第四年三月分)	一	日本銀行調査局
貿易月表(自第三年四月分至第四年一月分)	一	日本郵船株式會社船客課	東京小賣相場調(自第三年八月分至第四年四月分)	一	同人
貿易易(自第二八卷七號至第二九卷四號)	一	日本貿易協會	人(自第一三九號至第一三九號)	一	同人
法施(自第二四卷七號至第二五卷四號)	一	松山精一君	計(自第一卷二號至第二卷四號)	一	千葉縣協會
保險醫學雜誌(自第一四〇號至第一四二號)	一	日本保險協會	東京市社會局季報(自第三年一號至第四年一號)	一	東京市社會局
統計學雜誌(自第五〇五號至第五一四號)	各二部	統計學協會	東京の青年(第八卷四號)	一	小樽商工會議所
統計集誌(自第五六四號至第五七三號)	各二部	東京統計協會	都市問題パンフレット(第五號)	一	東京市政調査會
統計の友(自第二六號至第二八號)	各二部	統計之友社	統計時報(第七號)	一	島根縣廳統計課
統計時報(第二五號)	二部	內閣統計局	統計時報(第二號)	一	奈真縣廳
東京商機新聞(自第五四二號至第五七〇號)	一	東京商機新聞社	東京市民新報(第一九一號)	一	東京市民新報社
富山商工月報(自第二二八號至第二二九號)	一	富山商工會議所	都市公論(第十一號)	一	都市研究會

雜誌及新聞名	寄贈者	雜誌及新聞名	寄贈者
貨銀物價統計月報(自第三〇三號至第四〇〇號)各二部	統計局	カレンダ(自第二二月號至第四月號)	兵庫縣廳統計課
調查月報(自第一八卷一號至第一九卷四號)	大藏省理財局	燈(自第三年七號至第四年四號)	丸善株式會社
貨銀統計月報(自第三年五月中至第四年二月中)	商工省統計課	園(夏の號、春の號、御大典奉祝記念號)	花月園
貨銀統計月報(自第三年六月中至第四年三月中)	北海道廳統計課	川島屋旬報(自第一八三號至第一九三號)	川島屋旬報社
調查資料(第九卷五號、第一〇卷一號)	東京市電氣局庶務課	高岡商工月報(自第二七〇號至第二七九號)	高岡商工會議所
朝鮮民論(第一號、第二號)	朝鮮民論社	論(自第三卷二六號至第四卷三五號)	拓殖公論社
晝夜通信(第五十六)	晝夜通信社	性(自第一卷一號至第一二卷四號)	豫防協會
糧友(自第三卷七號至第四卷四號)	糧友會	統(第四號、第五號)	東京大統社
大阪銀行通信錄(自第三七〇號至第三八〇號)	大阪銀行集會所	對揚新開(自第九月號、十月號、十一月號、十二月號)	對揚新聞社
卸賣物價統計月報(自第三年三月至第四年二月)	北海道廳統計課	團(自第三年七月號、八月號、九月號)	毛利式速記學校
卸賣物價統計月報(自第三年五月至第四年四月)	商工省統計課	倉庫貨物(自第三年七月號、八月號、九月號)	日本銀行調查局
大津商工會議所報(自第一七三號至第一七五號)	大津商工會議所	祖國(自第一八四號、一八五號、一八六號)	學苑社
神道(自第一〇九號、一〇八號)	神道雜誌社	敦賀商工會議所月報(自第一七五號至第一八四號)	敦賀商工會議所
海防(自第五卷七號、第六卷四號)	海防義會	海防(自第一卷一號、二號、三號、四號、五號)	海發行所
我觀(自第三年八月號、第四年五月號)	我觀社	業(自第一〇〇號、一〇七號)	株式會社
外國貿易(自第三年六月分至第四年三月分)	日本銀行調查局		熊本商工會議所

雜誌及新聞名	寄贈者	雜誌及新聞名	寄贈者
群山商業會議所月報(自第八八號至第八八號)	群山商業會議所	經濟公報(第一〇卷一號、二號、三號)	經濟公報社
名古屋經濟統計月報(第四年一月號)	名古屋工商會議所	健行(自第二卷一號、二號)	健行社
能率新報(第五號、第六號)	中外產業調查會	甲府市況(自第二二八號、二二九號、二三〇號)	甲府商工會議所
山形商工月報(自第一三三號、一三四號、一三五號)	山形商工會議所	港灣(自第七卷四號、五號、六號)	港灣協會
大和(第三卷第二二號、二三號)	大和社	國民經濟雜誌(自第四卷一號、二號、三號、四號)	神戶高等商業學校
やまご統計新聞(自第一號、二號、三號、四號)	やまご統計社	報(自第三卷一號、二號、三號、四號、五號、六號)	外務省情報部
藝術(自第六卷一九號、二〇號、二一號、二二號)	中川愛水君	公債社債並株式調(自第三年七月號、第四年三月號)	日本銀行調查局
報(自第九卷八號、九號、十號)	秋田商工會議所	恩(自第一號、二號、三號、四號、五號)	皇恩會
報(自第九卷六號、七號、八號)	豐橋商工會議所	コトフキタイムス(自第四卷五號、六號、七號、八號)	壽生會
報(自第一六七號、一六八號、一六九號)	四日市商工會議所	國粹之日本(新年號)	大日本國粹會
報(自第一七五號、一七六號、一七七號)	名古屋商工會議所	園(自第一號、二號、三號、四號、五號、六號、七號、八號、九號、十號)	國立公園協會
報(自第二四八號、二四九號、二五〇號)	長岡商工會議所	民(自第二六六號、二六七號、二六八號、二六九號、二七〇號)	公民教育會
報(自第六二號、六三號、六四號、六五號、六六號、六七號、六八號、六九號、七〇號)	東亞經濟調查局	威(自第三年七月號)	國威社
警察協會雜誌(自第三三三號、三四號、三五號、三六號、三七號、三八號、三九號、四〇號)	警察協會	教(自第三年二號、三號、四號、五號、六號、七號、八號、九號、十號)	岸一太君
小樽商工會議所報(第二三〇號)	小樽商工會議所	育(自第二八二號、二八三號、二八四號、二八五號、二八六號、二八七號、二八八號、二八九號、二九〇號)	帝都教育會
經濟タイムス(第一三卷自一號至三號)	經濟タイムス社	報(第二號、第九號)	愛國新聞社

青森縣統計時報(臨時刊行一部)	寄贈者	青森縣統計課	雜誌及新聞名	青森縣統計時報(臨時刊行一部)	寄贈者	青森縣統計課
天業民報(二十三部)	天業民報社	天業民報社	雜誌及新聞名	天業民報(二十三部)	寄贈者	天業民報社
札幌商工會議所月報(自第七〇號至第七九號)	札幌商工會議所	札幌商工會議所	雜誌及新聞名	札幌商工會議所月報(自第七〇號至第七九號)	寄贈者	札幌商工會議所
濟生(自第五七號至第六四號)	濟生會	職業紹介公報(自第五六號至第六五號)	雜誌及新聞名	職業紹介公報(自第五六號至第六五號)	寄贈者	東京自働車用品商組合
サラリーマン(第一卷、四號)	サラリーマン社	重要經濟統計月報(自第三年五月分至第四年二月分)	雜誌及新聞名	重要經濟統計月報(自第三年五月分至第四年二月分)	寄贈者	東京商工會議所
財界レジャー(第七卷、二號四號)	財界レジャー社	實業之高崎(自第八五號至第九五號)	雜誌及新聞名	實業之高崎(自第八五號至第九五號)	寄贈者	高崎商工會議所
郵便爲替貯金事業概況(自第三年六月中至第四年三月中)	貯金局	社會政策時報(自第一〇四號至第一〇五號)	雜誌及新聞名	社會政策時報(自第一〇四號至第一〇五號)	寄贈者	協調會
雄辯之世界(卷一、二號、三號、十一、十二號、二號)	雄辯之世界社	市立圖書館ト其事業(自第四九號至第五〇號)	雜誌及新聞名	市立圖書館ト其事業(自第四九號至第五〇號)	寄贈者	日比谷圖書館
明德論壇(自第一號至第五號)	明德會	支那(自第一九卷七號至第二〇卷四號)	雜誌及新聞名	支那(自第一九卷七號至第二〇卷四號)	寄贈者	東亞同文會
京都之實業(第九卷、自三號至五號)	京都商工會議所	將棋(自第六年七月號至第七年四月號)	雜誌及新聞名	將棋(自第六年七月號至第七年四月號)	寄贈者	關根金次郎君
岐阜商工月報(自第二二五號至第二二六號)	岐阜商工會議所	史談會速記錄(三七七、七六、七六、各二部)	雜誌及新聞名	史談會速記錄(三七七、七六、七六、各二部)	寄贈者	史談會
局報(自第三年八月號至第四年四月號)	統計局	社會部報告(第八四號)	雜誌及新聞名	社會部報告(第八四號)	寄贈者	大阪市役所
禁酒之日(自第一〇四號至第一〇五號)	日本禁酒同盟	眞人(自第五號、至六號)	雜誌及新聞名	眞人(自第五號、至六號)	寄贈者	眞人道雜誌社
銀行會計畫資本調(自第三年七月分至第四年三月分)	日本銀行調查局	殉國(自第四號、至五號)	雜誌及新聞名	殉國(自第四號、至五號)	寄贈者	眞人道雜誌社
銀行會計畫資本調(自第三年七月分至第四年三月分)	同	殉國(自第一〇八號)	雜誌及新聞名	殉國(自第一〇八號)	寄贈者	新潟商工會議所
銀行會計畫資本調(自第三年七月分至第四年三月分)	同	殉國(自第一〇九號)	雜誌及新聞名	殉國(自第一〇九號)	寄贈者	東京商工會議所

資料室報(第一二四號)	大原社會問題研究所	東京朝日新聞縮刷版(自第四月號至第八月號)	本研究所總裁
實業(自第一二卷七號至第三卷四號)	實業社	地學雜誌(自第四七三號至第四八二號)	同
市政カド(自第三三號至第六三號)	東京市政調査會	櫻友會々報(第二七號)	同
新使命(第六輯、三四號)	新使命社	大日本國防義會々報(自第一〇〇七號至第一〇一七號)	同
至誠(教一、部)	日本魂社長後藤武夫君	內國(自第一〇一號至第一〇九號)	同
通報(第六月號、九月號、十二月號)	下關商工會議所	國際(自第八卷九號至第九卷五號)	同
自働車界(第四月號)	大日本自働車保險株式會社	國家學會雜誌(自第四二卷七號至第四三卷二號)	同
新東(京第二四卷四號)	新東京社	社會學雜誌(第五三號)	同
性能考查の研究(第六號、二部)	高峰博君	國學院雜誌(自第三四卷七號至第三五卷四號)	同
全大學日本魂聯盟月報(自第二〇號至第二二號)	全大魂聯盟	芝生新報(自第三三〇號至第三三九號)	同
政治經濟(第二卷、一〇號)	政治經濟通信社	芝論(自第三一〇號至第三一四號)	同
宮城縣統計協會報(第二號)	宮城縣協會	旅行案(自第三年七月號至第四年三月號)	同
水上(第二卷、一五號)	水上協會	芝論(自第三一〇號至第三一四號)	同
早稻田學報(自第四〇一號至第四一〇號)	本研究所總裁	芝論(自第三一〇號至第三一四號)	同
日支(自第一卷三號至第二卷四號)	同	芝論(自第三一〇號至第三一四號)	同
輔仁會雜誌(第一三一號)	同	芝論(自第三一〇號至第三一四號)	同

◎自昭和三年七月至昭和四年四月購入の雜誌は左の通り

著者又ハ發行所  
東京統計協會

世界經濟論叢(自第二七卷一號至第五卷七號)至第六卷四號)

著者又ハ發行所  
京都帝國大學  
經濟學會  
國際勞動局  
東京支局

外國雜交時誌名  
實業之日  
本(自第四九卷三號至第五〇卷二號)至第三二卷九號)

著者又ハ發行所  
外交時報社  
實業之日本社

◎昭和三年四月乃至十二月購入の外國書籍

- Sperlings Zeitschriften Adressbuch 1928.  
 Harmsen : Bevölkerungsprobleme Frankreichs.  
 Stall : Aufgaben der Bevölkerungspolitik.  
 Rost : Bibliographie der Selbstmords.  
 Waytinsky : Welt in Zahlen Bd. III.  
 Deutsches Statistisches Jahrbuch, Städte XXIII.  
 Monheim : Rationalisierung.  
 Statist. Jahrb. f. d. Freistaat Preussen. Bd. XXIV.  
 Moeller : Statistik.  
 Winkler : National & Sozialbiologie.  
 Müller : Deutsche Kulturstatistik.  
 Beiträge z. Wirtschaftstheorie hrsg. v. Kiehl 2. Tl. : Konjunkturforschung.  
 Einfluss d. Goldherzeugung a. d. Preisbildg. 1890/1913 hrsg. v. Spiethoff 2 vols.  
 Deutsche Rundsch. 1924 Sept. : Würzburger, Reparationsfouderungen.  
 Statist. Jahrb. f. d. Deutsche Reich, 1928.  
 Statist. Jahrb. d. Schweiz, 1927.  
 Statist. Jahrb. d. Stadt Berlin, 1928.  
 Société des Nations : Annuaire statistique international, 1927.  
 Mahlbery : Reparations—Sabotage.  
 Fischer : Statistical Methods for Research Workers.

- Bowley & Stamp : The National Income, 1924.  
 Zizek : Fünf Haupt-Probleme der Statistischen Methodenlehre.  
 Price : Volkswirtschaftliches Wörterbuch Iter Teil.  
 Statistische Nachweisungen aus dem Landwirtschaftlichen Verwaltung von Preussen. Jahrgang, 1924.  
 Politisches Handwörterbuch. Zwei Bände.  
 Westergard & Nybble : Grundzuge der Theorie der Statistik, 1828.  
 Minerva Jahrbuch, 1928. 3 Bde.  
 Winkler, W. : Statistisches Handbuch für Das Gesamte Deutschland.  
 Statesman's Year Book, 1928.  
 Studio Year Book of Decorative Art, 1928.  
 Cavan : Suicide.  
 Goodsell : Probleme of the Family.  
 Dane : Wages and Labour Costs.  
 Hearnshaw : A Survey of Socialism.  
 Guide Book to the Soviet Union.  
 Dobb : Wages (Cambridge Economic Hand Books).  
 Current Official Statistics. Part 2. Decennial Supplement.

◎昭和三年中購入の外國定期刊行物

- Allgemeines Statistisches Archiv.  
 Wirtschaft & Statistik.  
 Deutsches Statistisches Zentralblatt.  
 Jahrbücher für Nationalökonomie & Statistik.  
 Archiv für Sozialwissenschaft & Sozialpolitik.  
 Zeitschrift für die Gesamte Staatswissenschaft.  
 Bibliographie der Sozialwissenschaften.

Wöchentliches Verzeichnis.  
 Gastronomische Rundschau.  
 Staats & Selbstverwaltung.  
 Das neue Europa.  
 Die Woche.  
 Kochkunst & Tafelservice.  
 Deutsche Schach Zeitung.  
 Das Theatre.  
 Revue de l'Institut de Sociologie.  
 Political Science Quarterly.  
 Journal of the American Statistical Association.  
 The Statist.  
 The Labour Monthly.  
 The Weekly Times.  
 The Sketch.  
 The Sphere.  
 The Play.

等にして尙ほ他に國際労働局出版物全部も前年に引續き包括豫約し居るも其書目過多なるを以てこの記載せず

◎昭和三年中寄贈を受けたる外國書籍及定期刊行物

Ligue pour la Revision du Traité de Trianon (Budapest): VII. Fait.  
 Tabellarische Übersichten betreffend den Zivilstand der Stadt Frankfurt am Main im Jahre, 1927.  
 Gemeinde-Finanzstatistik, Jahrgang 1928-Lieferung 1 Mitteilungen des Kantonalen Statistischen Bureaus.  
 Statistisk Arsbok För Stockholms Stad, 1927.  
 Memoria, Presentada al III Congreso Nacional Municipalista por D. Mariano Garcia Cortés.

Statistisches Handbuch der Stadt Frankfurt am Main, Zweite Ausgabe.  
 Beiträge zur Statistik der Stadt Frankfurt am Main, Ergänzungsblatt Nr. 11.  
 Health Problems, Reproductions of charts exhibited at the Annual Meeting of the American Medical Association, Minneapolis, 1928.  
 Report on the health of the City of Liverpool during 1927.  
 Mitteilungen des Kantonalen Statistischen Bureaus, Jahrgang, 1928—Lieferung II.  
 Statistisch Jaarboek der Gemeente Amsterdam, 1926, 1927.  
 Méthode pour la connaissance des minorités ethniques.  
 La mortalità per le principali malattie infettive in Italia dal 1887 al 1925.  
 La natalità nelle varie regioni d'Italia.

Maandbericht van het Bureau van Statistiek der Gemeente Amsterdam.  
 Revue de la Société Hongroise de Statistique.  
 Journal de la Société Hongroise de Statistique.  
 Boletín mensual, Union de Municipios Espanoles.  
 Boletín del Ayuntamiento de Madrid.  
 Statistical Bulletin, Metropolitan Life Insurance Co., New York.  
 Bulletin de l'Institut international de Statistique.

尙ほ柳澤總裁が本邦に於ては唯一人の名譽會員たる英國欽定統計協會の出版物を始め世界各国より統計に關する印刷物の寄贈數多あれどもこの中に記載せず

## 女子ノ生産的職業統計

MM. Buzek, Carvalho, Dugé de Bernonville, Gini, Hilton, Jahn, Kovacz, 下條, Stepanow, Steuart, Wickens, Zahn (報告員).

## 大都市統計

MM. Böhmert, Cadoux (委員長), Desroys du Roure, Giusti, Hill, Mallet, Schiff, Schott, Silbergleit, Stepanow, Steuart, Thirring (報告員), van Zanten.

## 労働災害統計

MM. Benini, Feig (報告員), Gruner, Hilton, Julin, Mataja, Neill.

## 實質的貸銀統計

MM. Bowley, Coats, Gini, Hesse, Huber (報告員), Julin, Kovero, Mitchell, Pribram.

## 生産費ノ要素タル貸銀統計

MM. Bowley (報告員), Durand, Huber, Jahn, Jensen, Losch, Loveday, Mortara, Nixon, Persons, Piekalkiewicz, Simiand.

## 大學ニ於ケル統計學教育

MM. Benini, Bowley, Jensen, Mahaim, Meerwarth (報告員), Truchy, Verrijn Stuart, Würzburger.

## 移住統計

MM. Benini, Buzek, Cadoux, Giusti, Huber, March, Saenger, Varlez, Verrijn Stuart, Wilcox, Zahn (報告員).

## 追 録

本號校了の後在海牙國際統計協會本部より本年八月下旬ワルシャウ市に開催の第十八回會議各種委員會並に各部會議題に關する印刷物柳澤總裁手許に到着せるに付此所に掲載す……編輯者

## 第十八回國際統計協會々議 各種委員會表

## (1) 混成委員會

## 死因索引訂正ニ關スル件

MM. Huber (委員長), Dunlop, Gini, Haven Emerson, Jensen, Jitta, Roesle, Stevenson.

## 經濟統計ノ方法研究ニ關スル件

MM. Néculcea (委員長), Delatour, Flux, Hanosek, Jensen, Julin, Loveday (理事), March, Mataja, Methorst (理事), Pribram, Ricci, Simiand, Verrijn Stuart, Würzburger.

## 智能統計ニ關スル件

MM. March (委員長), Borel, Destrée, Gini, Mallet, Prezzolini, Pribram, Thompson, Zahn, Mlle. Beresovsky-Chestov.

## (2) 委員會

## 經濟豫測統計

MM. Bowley, Breisky, Gini, March, Persons, Wage-mann.

- 四、移住統計 .....(Zahn 氏報告)
- 五、各種ノ調査ニ關スル委員會ノ指定ニ就テ.....  
(Kovacz, Winkler 兩氏提案)

第 二 部

經 濟 統 計

- 一、經濟統計研究混成委員會ノ研究狀態  
(委員長 Néculcéa 氏報告)
- 二、女子ノ生産的職業統計 ..... (Zahn 氏報告)
- 三、經濟豫測ノ見地ヨリ主要各國ヨリ蒐集スベキ最モ有益ナル統計要素ノ研究ニ關スル委員會ノ仕事.....  
(Bowley, Breisky, Gini, March, Persons, Wagemann 諸氏報告)
- 四、内國運輸統計.....(Girard 氏報告)
- 五、商館取引高統計ニ關スル件.....(Jensen 氏報告)

第 三 部

社 會 統 計

- 一、智能統計混成委員會ノ研究事項.....  
(委員長 March 氏報告)
- 二、住宅統計 .....(Pribram 氏報告)
- 三、勞働災害統計.....(Feig 氏報告)
- 四、大學ニ於ケル統計學教育..... (Meerwarth 氏報告)
- 五、行刑統計 .....(de Roos 氏報告)

内國運輸 (道路, 鐵路, 水路, 空路)

MM. Barriol, Benini, Böhmert, Coats, Colson (委員長),  
Craig, Durand, Girard (報告員), Isserlis, 柳澤.

年末期ニ於ケル出産登録遅延ノ範圍及影響ニ關スル研究

MM. Bulhoess Carvalho, Buzek, Coats, Gini (報告員),  
Heron, Huber, Kovacz, Kovero, Sauveur, Wagemann.

住宅統計研究

MM. Giusti, Huber, Isserlis, Jahn, Pribram (報告員),  
Silbergleit, Thirring, van Zanten.

各國行刑統計比較研究

MM. Faure, Gini, Greenwood, de Roos (報告員),  
Würzburger.

統計ト「アンケート」トノ關係ニ關スル研究

MM. Bachi, Coats, Dugé de Bernonville, Flux,  
Loveday, Zahn (報告員).

出版物ニ關スル評議員會

MM. Bowley, March, Néculcéa, Ricci, Zahn.

第十八回國際統計協會々議 部會議題

第 一 部

方 法 及 人 口 統 計

- 一、死因索引訂正ニ關スル件.....(Huber 氏報告)
- 二、年末期ニ於ケル出産登録ニ關スル件.....(Gini 氏報告)
- 三、大都市統計ニ關スル委員會ノ研究事項.....  
(Thirring 氏報告)



○第十九回國際統計會議明後年秋東京に開かるべし

本號校正を了へたる後のことなり、六月十一日内閣定例閣議に於て昭和六年秋第十九回國際統計會議を東京に開催し補助費拾萬圓支出の件決定せられ其旨直に在和蘭海牙市の國際統計協會本部に通達の爲め和蘭駐劄の帝國公使館宛て電報並に書狀發送せられたりと聞く、こは我が柳澤總裁が同協會々員の一人として多年希望せられたる所にして既に前々回即ち大正十四年秋羅馬に於ける第十六回會議に出席の際も會員中日本に於て會議開催を慫慂せるものあり前回即ち一昨年十二月末乃至昨年正月上旬埃及カイロ市に開かれたる第十七回會議に於ても同様の希望頻りに現はれ既に同會議の新興國に移れる折柄世界大強國の一たる日本のみ會議の場所として取殘され居るは如何にも遺憾至極なれば最早躊躇すべきにあらずとし本總裁は歸來早々同會々議を昭和六年東京に開くことの計畫と方法を立案の上當局に進言し其決定の速かならんことを希望されしも昨年中は決定を見ずして本年に及び漸く前述の如き閣議の決定を見るに至れり

右の次第故協會本部への通牒は時機既に遅れたるの感あり或は他國より同様の申込に接し居るやも計られざれども先例に據れば申込の順序にて會議場所を協會本部にて決定することは不可能にて會員の總會にて決定すべきが規定なるを以て若し他に競争國ある場合に於ては會場の決定は勢い決選投票に依るの外なし右に由り本總裁は本年八月廿一日より波蘭ワルシャウ市に開かる、第十八回會議に政府代表として參列の途次海牙に於ける協會本部を訪ひ次回會議東京開催案に關し種々打ち合はざる、筈なり但し總會に於て果して日本に落札すべきか其結果に就きては俄に逆睹し難しと雖も恐らくは明後一九三一年國華霜に驕る好季節に於て世界斯學の權威者を我が帝都に網羅し得べき福音は今秋歸朝の柳澤總裁が好箇の土産なるべし(編輯者)

華族會館に於ける午餐會

前項に追録したる第十九回國際統計會議を東京に開催の件閣議決定と相成りたるを以て其決定に至るまで多大の努力を續けられたる柳澤總裁は右祝意の爲め六月廿四日正午華族會館に統計事業發展に最も縁故深き左記朝野の諸君を招待して晝餐會を開きデザートコースに入りて總裁の挨拶に對し徳川公爵來賓を代表して謝辭を述べられ次いで阪谷男爵は中央統計委員會長並に東京統計協會會長として總裁多年の努力の報いられたるを祝する旨演說せられ歡談二時間餘に亘り午後三時半散會せり。

(いは順)

- |        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| 池田清秋   | 石橋政治  | 石田   | 野毅夫    |
| 鳩山一郎   | 堀切善次郎 | 本田義成 | 飯野毅夫   |
| 道家齊一   | 大神田軍治 | 大崎清作 | 公爵徳川家達 |
| 川手忠義   | 柏谷義三  | 横山雅男 | 鷲尾弘準   |
| 谷口留五郎  | 高橋庄之助 | 高橋俊太 | 田中廣太郎  |
| 高田太一   | 訖摩武彦  | 黒田英雄 | 高橋秀臣   |
| 矢野恒太   | 柳澤保承  | 山岸哲夫 | 窪田靜太郎  |
| 松井茂    | 藤本幸太郎 | 後藤市藏 | 松田永東   |
| 男爵阪谷芳郎 | 木部一枝  | 溝口信藏 | 青木菊雄   |
| 白上佑吉   | 島中雄三  | 下條康  | 光永星郎   |
| 廣瀬久忠   | 茂木樹久太 | 森數樹  | 新免綱繼   |
| 鈴木慶四郎  |       |      | 首藤多喜馬  |

昭和四年六月廿九日印刷  
昭和四年七月二日發行

【非賣品】

發行兼編輯者 東京市芝區田町八丁目一番地  
本 敦

發行所 東京市芝區田町八丁目一番地  
柳澤統計研究所

電話高輪二四五一番  
振替口座東京三七三〇五番

印刷所 東京市麴町區有樂町一丁目三番地  
株式會社 一色活版所

昭和三年度報告

(自昭和三年一月一日  
至同 年十二月卅一日)

柳澤統計研究所

財團 柳澤統計研究所第十四回報告

自昭和三年一月一日  
至同 年十二月卅一日

第壹 事業概況

一 製表事務

一 人口動態統計製法

前年ヨリ繼續セル青森、山梨、奈良、和歌山、鳥取及佐賀ノ六縣ノ人口動態統計製表事務中大正十二年分ノ鳥取、佐賀、和歌山ノ三縣ハ全部終了シタルモ山梨縣ハ製表檢算中ナリ青森、奈良ノ二縣ハ婚姻、離婚、出生、死産ノ製表ハ終リ死亡表ハ調査中ナリ

(1)

二 華族統計調査

右動態ノ分ハ本年十一月全部製表ヲ終リ目下靜態ノ分調査中ナリ

三 内地運輸統計

昭和二年十二月埃及カイロ市ニ開催ノ第十七回國際統計協會々議ニ上程セラレタル内地運輸統計(陸路、鐵道、水路、空路)ニ對シ本研究柳澤總裁ハ政府委員トシテ本邦ノ狀況ヲ報告セルガ猶朝鮮、臺灣、樺太、關東州ノ分ヲ追加シ之ニ内地ニ關スル最近ノ材料ヲ加ヘ目下佛譯中ナルモ昭和四年早々協會事務局ヘ發送ノ見込ナリ

#### 四 大學及高等專門學校統計教育有無調

右ハ昭和四年夏ワルシヤウ市ニ開催サル可キ第十八回國際統計協會々議ニ報告スヘキ「大學校及高等專門學校ニ於ケル統計教育」ノ資料トシテ各學校ニツキ取調ヲ依頼セルガ本所ヨリ提出ノ數項目ニ對シ大體満足ナル答案ヲ得タルヲ以テ目下其整備中ナリ

#### 二 記 述

- 一 大正十四年四月ニ着手シタル奈良縣人口動態統計 自治治四十四年 十ヶ年ノ記述ハ本年七月全部終了シ次テ青森、山梨、奈良、和歌山、鳥取、佐賀六縣分ノ人口動態統計 自大正九年 自大正七年 五ヶ年ノ記述ニ及ヒ目下右六縣ノ市町村人口調査中奈良縣分ハ終了シタリ
- 二 本年十月ヨリ華族動態統計記述ニ着手セリ

#### 三 編 纂 事 務

##### 一 柳澤統計研究所季報

四月第二十三號(春季號)八月第二十四號(夏季號)十二月御大禮記念號トシテ「華族動態調査統計表」ヲ掲載シタマフ第二十五號(秋冬號)ヲ發行セリ

#### 四 理 事 會 決 議

- 一月 七日 東京瓦斯株式會社株式新二百十五株賣却ノ件
- 一月 二十日 昭和二年度決算承認ノ件

二月二十四日 大濱土地株式會社ハ其資本減少ニ付株券買入消却ヲナスニ由リ持株全部二十九株ヲ會社ノ買入レニ應スル件

三月 一日 日魯漁業株式會社増資ニ由リ新株百株割宛ニ付引受ケノ件

四月二十日 日本ペイント株式會社株式新八百株中ヨリ新三百株ヲ時價ニテ賣却ノ上右金額ヲ以テ更ニ相當ナル株式買替ヲ爲スノ件

五月 九日 金剛山電氣鐵道株式會社株式舊五十株新五十株買入レノ件

六月二十五日 東京電燈株式會社株式壹百株買入レノ件

七月 十日 所員昇給及ヒ賞與ニ關スル件

十一月二十八日 日本錫工業株式會社新株應募引受ノ件

十二月二十三日 所員昇給及ヒ賞與ニ關スル件

十二月三十一日 昭和四年度收支豫算承認ノ件

一時借入金ノ件

#### 五 獎 學 資 金

一 本年五月廿五日京都帝國大學法學部學生蒲生俊次、國學院大學高等師範部學生小島千夫也、東京高等工藝學校學生山下増夫、早稻田大學第二高等學院學生淺利禮三、大阪商科大學高等商業部學生安元年彦ニ本年四月ヨリ獎學資金貸付ヲ許可セリ

一 貸費生前田良一ハ借入金ヲ全納セリ

一 貸費生今田新太郎ハ借入金ヲ全納セリ

一 貸費生阪本三郎ハ本年二月死亡ニ付其貸費ヲ停止セリ

## 六集會

### 一晚餐會

五月二日午後六時左記ノ諸氏ヲ司俱樂部ニ招待シテ晚餐會ヲ催シ統計上有益ナル談話ヲ交換シ同九時散會セリ當研  
究所ヨリ柳澤總裁、阪本部長、赤塚、石川兩書記出席セリ

內務省衛生局長	山田準次郎君	內閣統計局長	下條康麿君
內閣統計局書記官	鷺尾弘準君	同	野々村亨君
同	高田太一君	同 統計官	森數樹君
同 統計官	水谷良一君	同	高平威雄君
同	中川友長君	同	上條勇君
同	藤田友作君	東京市統計課長	道家齊一郎君

二 六月二十五日午後六時司俱樂部定例晚餐會ニ左ノ三氏ヲ招待シ同十時散會セリ當研究所ヨリ柳澤總裁及阪本部長  
出席セリ

元東京市々勢調査局長 島田俊雄君 臺灣總督府臨時國勢調查部主事 水越幸一君  
東京市統計課長 竹内秀次郎君

(4)

## 七統計展覽會出陳

### 一 柳澤總裁ノ視察

柳澤總裁ハ本年十月二十一日奈良縣添上郡辰市村小學校ニ開催ノ同村第六回統計展覽會ヲ視察、持參シタル舊郡山

藩時代ノ郡山畫圖ト先年總裁立案ニ係ル貧富別郡山町民ノ明細ナル圖表ヲ出品セリ

### 二 長野縣統計展覽會ニ本所季報出陳

長野縣知事ヨリ統計展覽會開催ニ就キ統計書出陳方照會ニ就キ本所季報第二十號乃至第二十四號ノ五部出品ス

## 八雜件

### 一 事業及決算報告提出

本年一月三十一日昭和二年度事業及決算報告書ヲ文部省ニ提出セリ

### 二 柳澤總裁歸朝

昭和二年十二月末埃及カイロ市ニ開催ノ第十七回國際統計協會々議ニ政府委員トシテ出席ノ爲メ十一月二十一日横  
濱港出航、用務ヲ終ヘ二月十七日歸朝(本研究所以ヨリ高麗託隨行)

### 三 明治以前ニ於ケル京都ノ人口

在京都市英國人ボンソンビー氏ヨリノ依頼ニ應シ阪本部長ハ「明治以前ニ於ケル京都ノ人口」ヲ調査シ四月六日付  
ヲ以テ同氏ニ送附セリ

### 四 寄附金

柳澤伯爵ハ本年四月七日日本研究所ニ金貳百圓寄附セラレタリ

(5)

五 所員慰勞會

柳澤總裁ハ所員慰勞ノ爲メ日光遊覽會ヲ催サシメ一同六月二十三日夜出發二十四日終日各所ヲ遊覽ノ上同夜歸京セリ

六 統計材料ノ供給

七月三十一日內務省社會局ヨリ大正七年ヨリ同十一年迄ノ奈良縣ノ市町村人口動態統計表謄寫方申出ニ就キ其需ニ應シタリ

七月次講演會

本研究所月次講演會(毎月第二土曜日ニ開催、八、九兩月は休會)講演者氏名左ノ如シ

一月	能率ニ就テ	阪本調査部長	七月	江戸ノ人口ニ就テ(補遺)	阪本調査部長
二月	奈良縣人口動態ニ就テ	關 囑 託	十月	改訂職業類別編成ノ回顧	同 上
三月	埃及見聞談	高 囑 託	同 月	華族調査ニ就テ	同 上
四月	第一回普通通選選舉ノ結果ニ就テ	石川 書記	十一月	改訂職業類別編成ノ回顧(續)	同 上
五月	平安京及江戸ノ人口ニ就テ	阪本調査部長	同 月	土木統計ニ就テ	田中 政秋君
六月	同上(續)	同上	十二月	改訂職業類別編成ノ回顧(續)	阪本調査部長

九 會 計

(一) 昭和三年收支決算

(自昭和三年一月一日至同年十二月卅一日)

收入之部

一 有價證券配當金	一〇、七五五・八三	新株前期六百株分 後期五百株分
同 日本ベイント株式會社株	新舊 五百株	四、一五〇・〇〇
同 東京瓦斯株式會社株	新舊 三百株	一、四九〇・五〇
同 日魯漁業株式會社株	新舊 百株	一、三三三・四三
同 富士瓦斯紡績株式會社株	新舊 百株	六〇〇・〇〇
同 東京建物株式會社株	新舊 百二十株	七五〇・〇〇
同 大日本紡績株式會社株	新舊 百株	五一二・〇〇
同 株式會社橫濱取引所株	新舊 百株	一七五・〇〇
同 明治製糖株式會社株	新舊 八十五株	六八九・〇〇
株式會社橫濱正金銀行株	八十株	八〇〇・〇〇
東京發電株式會社株	三十株	一二〇・〇〇
		前名信越電力株式會社

金剛山電氣鐵道株式會社株	同	新舊	五十株	一七一・八〇	後期配當分
大日本製糖株式會社株	同	新舊	三十四株	二九七・〇〇	
富士電力株式會社株			七十五株	九六・一〇	後期配當分
東京電燈株式會社株			百株	二〇〇・〇〇	
大阪窯業株式會社株			三十五株	二八・〇〇	
大阪窯業セメント株式會社株			十四株	六三・〇〇	
預金 利子				一九七・七〇	
第一相互貯蓄銀行貯蓄預金				一〇六・四三	
安田貯蓄銀行芝支店特別貯蓄				九一・二七	
雜 收 入				一〇〇・一	
出版物賣却金				一〇〇・一	
獎學貸費返納金				七二一・〇〇	
柳澤統計研究所扱				七二一・〇〇	
繰 越 金				五、五九四・三三五	
昭和二年度剩餘金				五、五九四・三三五	
豫算外收入				一六、七七五・四〇	
有價證券賣却金				一五、五七五・四〇	日本ペイント株 三〇〇株 11,010.00 東京瓦斯新株 三株 4,000.00 大濱土地株 三株 3,000.00 東洋製糖株併合 三株 3,000.00 ニ適セサル端株 株 3,400.00

寄 附 金	二〇〇・〇〇
借 入 金	一、〇〇〇・〇〇
總 計	三四、〇四五・二七五
支 出 之 部	
一 書 籍 費	九七一・九九
歐文並ニ邦文各種書籍代金	九七一・九九
一 諸 經 費	一二、四一七・五七
俸給諸給與	八、六一三・〇三
通信運搬費	二〇二・三四
文房用品費	七五・二九
印刷及廣告費	二、九八六・一〇
瓦斯費	一〇〇・七一
備用品費	五・四五
旅車費	一四・一二
社交費	六〇・五〇
保險料	一三・〇〇
雜費	六五・八八
臨時費	二八一・一五
一 獎學貸費貸出金	八四八・〇〇
柳澤統計研究所扱	八四八・〇〇

一 豫算外支出	一七、五〇〇・〇四
有價證券買入金	九、二五二・五四
有價證券拂込金	六、一八七・五〇
借入金返却及利息	二、〇六〇・〇〇
總計	三一、七三七・六〇
差引	二、三〇七・六七五
外 <sup>二</sup>	
獎學貸費基金	
收入	
株式會社六十八銀行扱前年繰越金	四、四七九・一六
同行扱昭和三年中貸費返納金	一、〇一六・〇〇
同行扱基金利息	一五四・八八
合計	五、六五〇・〇四
支出	
株式會社六十八銀行扱貸費貸出金	八六〇・〇〇
同 給與金	八八〇・〇〇
合計	九四八・〇〇
差引	

次年度繰越(株式會社六十八銀行小口當座預金)

四、七〇二・〇四

財産目録

(昭和三年十二月三十一日現在)

甲、イ、有價證券	名 稱	拂込金額	備 考
同	日本ペイント株式會社 舊五百株	二五、〇〇〇・〇〇	前年度迄八百株ノ處本年度ニ於テ四月ニ二百株五月ニ百株ヲ賣却ス
同	東京瓦斯株式會社 新五百株	一五、〇〇〇・〇〇	
同	東京瓦斯株式會社 舊三百株	一五、〇〇〇・〇〇	
同	日魯漁業株式會社 新百株	四、〇〇〇・〇〇	前年度迄三百十五株ノ處本年度ニ於テ一月ニ二百十五株ヲ賣却ス而シテ二月、七月、十二月ニ殘リ百株ニ對シ一株ニ付二十七圓五十錢ノ拂込ヲナス
同	富士瓦斯紡績株式會社 新百株	五、〇〇〇・〇〇	
同	富士瓦斯紡績株式會社 舊百株	一、二五〇・〇〇	本年三月新株割宛ニ付第一回拂込一株ニ付十二圓五十錢ヲ拂込
同	東京建物株式會社 新百株	二、五〇〇・〇〇	
同	東京建物株式會社 舊百株	六、〇〇〇・〇〇	
同	大日本紡績株式會社 新百二十株	一、五〇〇・〇〇	
同	大日本紡績株式會社 舊百二十株	三、二〇〇・〇〇	



株式會社橫濱取引所	百株	二、五〇〇・〇〇	
株式會社橫濱正金銀行	八株	八〇〇・〇〇	
明治製糖株式會社	舊 八十株	四、〇〇〇・〇〇	
	新 六十五株	一、三〇〇・〇〇	
同	舊 三十四株	一、七〇〇・〇〇	
大日本製糖株式會社	新 五十株	一、〇〇〇・〇〇	
同	舊 三十株	一、五〇〇・〇〇	前名信越電力株式會社
東京發電株式會社	舊 五十株	二、五〇〇・〇〇	本年五月買入
金剛山電氣鐵道株式會社	新 五十株	六二五・〇〇	本年五月買入
同	舊 五十株	五、〇〇〇・〇〇	本年六月買入
東京電燈株式會社	百株	一、八七五・〇〇	本年八月第二回拂込一株ニ付十二圓五十錢拂込
富士電力株式會社	七十五株	七〇〇・〇〇	
大阪窯業株式會社	三十五株	七〇〇・〇〇	
大阪窯業セメント株式會社	十四株	二五〇・〇〇	本年十二月新規引受ケ第一回拂込一株ニ付二十五圓ヲ拂込
日本錫工業株式會社	十株	一、二五〇・〇〇	
南國護謨株式會社	二十五株	一、二五〇・〇〇	
東洋汽船株式會社	舊 二十五株	九二五・〇〇	
同	新 三十七株	五、〇〇〇・〇〇	
品川白煉瓦株式會社	百株	一、五〇〇・〇〇	本年四月一株ニ付金十圓ノ拂込ヲナシ全額拂込済トナル
東洋罐詰株式會社	三十株		
口、銀行預金並ニ現金			

第一相互貯蓄銀行	貯蓄預金	八二〇・四四
十五銀行	預金	七一七・九八
安田貯蓄銀行芝支店	特別貯蓄預金	四〇八・七九
現金		三六〇・四六五
計		一、二〇、一三二・六七五
外ニ		
株式會社六十八銀行	小口當座預金	四、七〇二・〇四
再計		一二四、八三四・七一五
乙、器具書籍及定期刊行物		
器具		三、八五八・五〇
書籍		三三、二一〇・四四
定期刊行物		五、〇〇〇・〇〇
計		四二、〇六八・九四
總計		一六六、九〇三・六五五
		九七一・九九增加

(二) 昭和四年度豫算

收入

一 有價証券配當金	一一、一四二・二五
一 預金利息	七〇〇〇
一 獎學貸費返納金	二、二〇〇〇〇
一 雜收入	一、二三二・五〇
一 前年度繰越金	二、二三五・二五
合 計	一六、八八〇・〇〇
外 二	
獎學貸費基金利子	一七、〇〇〇・〇〇
總 計	一七、〇〇〇・〇〇

支出

一 器 具 費	一、〇〇〇・〇〇
一 書 籍 費	二二五・〇〇
一 諸 經 費	九、五〇〇・〇〇
通 信 諸 費	一八〇〇・〇〇
運 送 諸 費	
搬 給 諸 費	
與 諸 費	

第貳 圖書及文書

文 房 品 費	二、〇〇〇・〇〇
印 刷 費	一〇〇〇・〇〇
電 燈 費	一〇〇〇・〇〇
瓦 斯 費	一〇〇〇・〇〇
薪 炭 費	一〇〇〇・〇〇
旅 車 費	五〇〇・〇〇
社 交 費	二〇〇・〇〇
火 災 保 險 費	二五〇・〇〇
雜 費	一五〇・〇〇
臨 時 費	二〇〇・〇〇
小 計	四〇〇〇・〇〇
一 獎學貸費貸出金	一三、〇七五・〇〇
合 計	一四、三〇〇・〇〇
繰越金次年度廻シ	一六、五〇〇・〇〇
再 計	三八〇〇・〇〇
外 二	
一 貸費基金利子	一六、八八〇・〇〇
總 計	一七、〇〇〇・〇〇

一 寄贈及購入圖書

外國定期刊行物	刊行物 新聞紙	邦文定期 雜誌	圖書		種 類	部 數	昭 和 三 年 中 冊 數
			文國外	文邦			
			其 他	統 計 書			
三一	一四〇	一、二二三	二二	二九	一六一	六一九	六五六
							一七二
							二九
							二三
							一、二五四
							五九六

二 藏書

其 他	統 計 書	種 類	昭 和 三 年 十 二 月 末 日 調	
			邦 文 (冊)	外 國 文 (冊)
八、一三六	一〇、三三九			一、二九六
				四、二七五

三 文書及小包並海外電報發受數

種 別	發 信 數	受 信 數	種 別				
			封 書	開 封	帶 封	葉 書	小 包
封書	五九	一三九					
開封	五五五	八三九					
帶封		二三九					
葉書	一、六一四	二二八					
小包	四	八一					
海外電報							

第參 現在役員及所員分擔事務

(昭和三年十二月卅一日現在)

(總裁)

伯爵

理事  
監事

青柳

木澤

菊保

雄惠

研究部

首藤

多喜

喜馬

郎

部長兼委員

阪本

友三

三郎

敦

14.4  
822

	庶務係	會計係	調查部
文庫主任	主任	主任	部長
以	備書記	委員(兼)書記	委員
上	磯赤	高阪	石
	野塚	橋本	田
	良清	芳太	興三
	輔吉	郎敦	燕
			瀧郎
			る郎
			郎
			濟郎
			ラ
			安
			と
			瑛郎
			郎敦
			本
			場
			川
			差
			橋
			本
			芳
			龜
			惟
			さ
			芳
			太
			次

359/11  
5.

14.4  
822

26.7.2

終